

令和7年 12月定例会

最上町議会会議録

最上町議会事務局

令和7年12月最上町議会定例会会期及び審議予定表

会期日程（会期2日間）

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	12	10	水	10:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 諸 報 告 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会 期 の 決 定 ○ 議案の一括上程 ○ 一 般 質 問
第2日	12	11	木	10:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 審 議 会 ○ 閉 会

令和7年12月10日（水）開会

（第1日）

令和7年12月定例会会議録

令和7年12月10日 水曜日 午前10時00分開会

出席議員（10名）

1番	宮本浩	6番	須貝康幸
2番	栗林浩子	7番	佐藤義男
3番	尾形勝雄	8番	山崎香菜子
4番	佐藤正市	9番	佐澤浩
5番	菅孝	10番	伊藤一雄

欠席議員

なし

出席要求による出席者職氏名

町長	高橋重美	建設水道課長	奈良寿仁
副町長	伊藤勝	農林振興課長兼 農業委員会事務局長	野口勝世
教育長	笠原正三	ウエルネスプラザ 総括管理監兼 最上病院事務長兼 介護老人保健施設事務長兼 認知症対応型共同生活 介護施設事務長	五十嵐浩一
会計管理者兼 会計課長	高橋浩康	産業振興管理監兼 商工観光課長兼 エネルギー産業推進室長兼 産業振興センター長	板垣誠弘
総務企画課長	阿部剛	教育文化課長	板垣由紀子
政策調整主幹兼 危機管理主幹	奥山浩	こども支援課長兼 こども家庭センター長	高橋喜代美
町民税務課長	吉田徹	代表監査委員	金田勝雄
健康福祉課長	菅智子	農業委員会会長	渡部浩栄

事務局出席者職氏名

事務局長 金田敏幸

庶務係
(専門員)

齊藤博幸

令和7年12月最上町議会定例会議事日程（第1号）
第1日 令和7年12月10日（水） 午前10時00分開議

諸 報 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定の件

（議案の一括上程）

日程第 3 議案の一括上程（諮問第1号から議案第69号まで）

（一般質問）

日程第 4 一般質問

開 議

議 長 改めまして、おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、令和7年12月最上町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

諸報告

議 長 報告事項がありますので、私から報告をします。
本年の9月定例会以降の議長日程等について主なものを報告いたします。
9月27日、新庄開府400年記念「戸沢サミット」が新庄のグランドホテルで開かれ、出席をしております。
翌28日、新庄市開府400年記念式典が文化会館で盛大に開かれまして、関係者と一緒に出席をしております。
9月29日に最上地区の市町村議長会が開かれ、議員の研修会及び交流会等について協議をしております。
10月2日から3日にかけては、村山地区と最上地区議長会の研修交流会が大石田町で開かれて、出席をしております。
10月4日には、戸沢村の村制70周年の記念式典・祝賀会が開かれて、町長と一緒に参加をしております。
10月7日には、広域議会の議会運営協議会が開かれて参加をしております。
10月14日に広域の定例会が開かれますので、その内容等について協議をいたしております。
10月12日には、新庄市でもがみ大産業まつりの開会式が開かれております。沖縄交流の沖縄市長、そして、議長さんもおいでをいただいて、盛大に開会行事を行っております。
10月14日に最上広域議会の10月定例会が開かれて、出席をしております。
10月17日に芸文祭の開幕式が開かれて、出席をしております。
10月18から19日にかけては、板橋区民まつりが毎年開かれておりますので、その部分について関係者と一緒に出席をいたしております。
10月20日には、置賜地方議長会、それから、最上の議長会の合同の研修会・交流会が瀬見温泉で開かれて、参加をしております。
10月21日には、知事との意見交換会が県庁で開かれましたので、町長と一

緒に参加をいたしております。

24日には、最上地区市町村議員の合同による研修会及びグラウンドゴルフ大会が金山町で開かれて、全員で参加をして交流を深めております。

10月27日、山形県の町村議会議員の全員による合同の研修会が山形市で開かれて、参加をしております。

10月30日には、小国川の河川整備の現地研修会ということで、関係者が一同になって、毎年課題に上っております月楯堰の頭首工、それから、悪戸堰の頭首工、同時に今、かわまちづくりで広場の整備をしております。満沢橋の上流の部分を視察をしております。

11月2日には、最上町の大産業まつりが開かれ、出席をしております。

11月3日には、定例であります町の表彰式が開かれ、まちづくりに貢献をしてもらっております多くの町民の皆さんが表彰をされております。

11月5日には、大崎市、加美町、最上町の道路整備等に関わる現地研修会が鳴子総合支所で開かれ、出席をしております。

11月7日には、県の議長会の正副会長会が開かれております。来年度の議長会の日程等について協議をしております。

11月10日には、最上を拓く十字連携軸の道路整備促進大会が文化会館で開かれ、多くの関係者と一緒にこの地域の道路整備の促進を皆さんで決議をしております。

11月11日からは、最上市町村議会の視察研修のために埼玉県坂戸市に向いており、議会運営等について研修をしております。

次の日の12日には、町村議長全国大会がNHKホールで開かれ、出席をしております。終了後には、県選出の衆参国會議員全員の参加をいただいて、今起きている山形県内の様々な事案、そして、特に熊に関わる部分の対応について協議をしております。

それから、次の日の13日には、行財政セミナーが開かれ、全国町村議員会館で開かれております。その中では、議長の役割、権限、責務等についての講演をいただいております。

11月14日には、新たな庁舎を建築しております消防庁舎及び広域議会も含みますけれども、その現場視察研修を行っております。

11月17日には、熊本県の五木村議会から、うちのほうで整備をしてもらいました流水型ダムの視察研修ということで、熊本からおいでをいただいております。流水型のダムというのは、なかなか数が多くありませんので、その部分についての視察研修をし、熊本県で3年ぐらい前ですか、起きました大水害の復興のために参考にさせていただきたい旨もお話をさせていただきました。

11月19日には、地方創生のシンポジウムが行われまして、観光からの地域おこしについてということで、意見発表を各団体の皆さんから発表をしていただ

いております。

11月20日には、県の議長会が開かれまして、来年度に向けた事業の内容の説明及び本年度まで各分野で活躍をしていただきました役職の皆さん、退任をされました皆さんを慰労する会を開いております。

11月22日には、秋田県の湯沢市において、中央自動車道の横堀道路の開通式が祝賀会と同時に開かれておりますので、町長と一緒に出席をしております。中央自動車道の整備の残る部分は、あと16.5キロしか残っていないということで、最後の追い込みにかかる部分、一日も早くこの16.5キロを全力を挙げて皆さんで整備を促進していただきながら、完全開通に向けての皆さんとの団結を確認をいたしております。

11月26日には、大崎市、加美町、最上町の道路整備要望会がありまして、最上総合支所及び宮城県の北部土木事務所のほうに出向いております。この同盟会設置してから40年を超える年月になりましたけれども、当時の道路要望と現在のおかれている道路の役割の部分でも若干違いが出てきていることがあるのではないかなということもお話をさせていただいております。この雪のシーズンでも終わりましたら、ぜひ関係者と一緒にこの地域の道路の在り方ということで、現場のほうにでも出向いて、そして、その整備促進の方法なりを検討できればなどこんなふうに思ってお話をさせていただいてきたところであります。

11月29から30日にかけては、最上地区ふるさと連合会の総会が東京の日暮里で開かれましたので、多くの最上地区の首長さん、議長さん、それから、関係経済団体の皆さんが出席をして、盛会に行われております。

12月3日から4日にかけては、大崎市議会と当町の議会の交流研修会が毎年交互で開かれております。今年は宮城県の鳴子総合支所のほうで研修会を開かれ、そして、多くの議員の皆さんと交流会をして、そこに大崎の伊藤市長、そして、うちのほうの高橋町長からも出席をいただいて、この地域の最大の課題と位置づけてもいいと思いますけれども、この47号に関わるウエストラインの整備に全力を挙げて取り組んでいく旨の皆さんの考えを取りまとめしております。

そういう流れの中でのこの9月から12月議会までの内容でありますので、皆さんからご理解をいただきたいと思います。同時に、関係する資料につきましては、議長室のほうにありますので、ぜひ参照していただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

議長 次に、最上町監査委員から、地方自治法第235条の2第2項の規定に基づき実施した令和7年8月分から令和7年10月分に係る出納検査の結果について、同条第3項の規定により報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。お手元に配付しております資料をご参照いただきたいと思います。

なお、詳細については議長室に備えておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

説明員の報告

議長 次に、本定例会に地方自治法第121条の規定により出席された方及び説明員に委任された職員等を報告します。

高橋町長、伊藤副町長、笠原教育長、金田代表監査委員、渡部農業委員会会長、高橋会計管理者兼会計課長、阿部総務企画課長、奥山政策調整主幹兼危機管理主幹、吉田町民税務課長、菅健康福祉課長、奈良建設水道課長、野口農林振興課長兼農業委員会事務局長、五十嵐ウエルネスプラザ総括管理監兼最上病院事務長兼介護老人保健施設事務長兼認知症対応型共同生活介護施設事務長、板垣産業振興管理監兼商工観光課長兼エネルギー産業推進室長兼産業振興センター長、板垣教育文化課長、高橋こども支援課長兼こども家庭センター長。

これで説明員等の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名します。2番 栗林浩子議員、3番 尾形勝雄議員の両名を指名します。

会期の決定

議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間にしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

(異 議 な し の 声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間に決定しました。
なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付しました予定表のとおりでありますので、よろしくご協力を願ひます。

議案の一括上程

議長 日程第3 議案の一括上程を行います。
諮問第1号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦についてから議案第69号
令和7年度最上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの24件
を一括上程します。

一般質問

議長 日程第4 一般質問を行います。
質問の順序は通告順に行います。
持ち時間は答弁時間も含め45分以内とします。
質問、答弁に際しましては、ともに最上町議会会議規則第53条並びに最上町
議会運用例の規定を遵守し、簡明にされるよう願います。
6番 須貝康幸議員に発言を許します。

6番 須貝 おはようございます。
まず、今月8日に起こりました青森県地震、被災された方々にお見舞い申し上げ
ます。
やはり災害はやってくる。このことを頭に置き生活を送り、町民の皆様の安心
安全を守っていけるまちづくりに今後も貢献してまいりたいと思います。
まず私からは、通告どおりに2点について質問をいたします。
まず1つ目の質問として、有害鳥獣対策について町長に一括で質問をいたしま
す。
町内にて、かつてないほどの熊の出没が続いております。全国を見ても、熊の
出没増加で人身被害も増加傾向にあります。我が町で、役場職員の皆さんと猟友
会の皆さんが、また、関係各所が連携を図り有害鳥獣対策に取り組んでいただ
いていることで、町では人身被害が出ることもなく過ごすことができたとおっ
ります。まずは感謝申し上げます。
全国で熊の出没傾向で閣僚会議が行われ、自衛隊の派遣や警察官のライフル使
用を行う緊急銃猟が認められる事態になっている中で、我が町の今後の有害鳥獣
対策についての考えをお伺いいたします。
まず1点目として、現在の有害鳥獣の捕獲頭数をお伺いいたします。
2点目として、自衛隊要請を行うのは知事だと思っておりますが、知事に要請をお願
いする基準や対応業務などは決まっているのか。
3点目、有害鳥獣捕獲後の処理施設や埋設施設などの確保が重要になってきて
いると思っておりますが、今後、処理施設と埋設施設についてのお考えをお伺いいたし
ます。

4点目、不要果樹の伐採の補助金活用についてのお考え。
まずはこの4点についての答弁をお願いいたします。

町 長 改めておはようございます。

6番、須貝議員の質問にお答えをいたします。

まずは、町民の皆様の安全を守るため、日々よりご尽力いただいております猟友会
の皆さんをはじめ、関係機関並びに地域住民の皆様にご心より感謝を申し上げたい
と思います。

さて、議員ご指摘のように、全国的に熊の目撃情報や人身被害の情報が新聞や
テレビ等で連日報道されており、冬眠に入る時期が近づいている現在でも、被害
や目撃情報は後を絶ちません。

本町におきましては、今年度は熊の出没がかつてないほどの頻度で報告されて
おりまして、95頭ということでもありますので、大変深刻な状況ではありますが、
関係者の皆様のご迅速かつ的確、連携した対応により、これまで人身被害が発
生していないことに安堵しているところであります。

1点目のご質問の有害鳥獣捕獲頭数についてでありますけれども、初めに令和
7年度の山形県全体の状況については、11月23日時点で人身事故が13件、
目撃件数は約2,600件となっております。

本町内での有害鳥獣、鳥獣捕獲許可頭数及び捕獲頭数につきましては、ツキノ
ワグマの許可頭数が150件、捕獲頭数は95頭となっております。

これまでの捕獲頭数は、令和4年度が17頭、令和5年度が45頭、令和6年
度が11頭でしたので、今年度はここ数年で最も多かった令和5年度の約2倍以
上の頭数に達しているところでございます。

こうした状況によって、要因は様々あると認識していますが、一番の原因とし
ては、山に熊の餌となるブナの実が実っていないことから、栗や柿などの餌を求
め人里に下りてきているものと思われれます。なお、イノシシの捕獲頭数は28頭
となっております。

2点目の自衛隊の派遣要請については、熊による被害が特に深刻でありまし
て、住民の安全を守るため必要とされる場合に、災害対策基本法や防衛省の対応
要件に基づいて、自治体から県知事を通して要請を行うこととしているところで
あります。

具体的には、町内で熊の出没が頻発し、専門機関や猟友会等の対応が困難で、
住民の生命や生活が重大な危機に陥るおそれがある場合において、町が県に要請
を検討することとなりますが、派遣については緊急性、公共性、非代替性の3つ
の要件が求められます。

秋田県では、防衛省に対してツキノワグマによる被害防止対策への支援に係る
緊急要望を提出をして、実際に活動が行われる旨の報道がありましたけれども、

山形県については、今後の対応を検討するために市町村の意見・要望を把握している段階となっておるところであります。

本町といたしましては、現時点において直ちに派遣要請が必要な状況には至っておりませんが、万が一、町民の生命に重大な危険が及ぶ事態が想定される場合には、県と緊密に協議の上、ちゅうちょなく対応を検討してまいりたいと思います。

続いて、3点目の有害鳥獣捕獲後の処理施設や埋設施設の確保についてでありますけれども、熊やイノシシ等の有害鳥獣の捕獲後、適切な処理を行うことは、地域の衛生環境を守る上でも最も重要な課題であると認識しております。

有害捕獲された個体は、山形県ツキノワグマ管理計画で自家利用、焼却または埋設処理など適正に処分をして、林地等に残渣をそのまま放置してはならないと定められておるところであります。同様に最上町鳥獣被害防止計画でも、捕獲した鳥獣の処理については、埋設や焼却等により適切に処分すると定めておるところであります。

この件につきましては、本町のみならず、各地域で捕獲された鳥獣の処理が大きな課題となっておりまして、処理施設や埋設施設につきましては、建設費や維持管理費等の財政負担を考慮すると、町単独で整備するのではなく、広域的な取り組みなどを現実的と捉えておるところでありますので、今後も県や他市町村とも情報を共有しながら検討してまいりたいと思います。

4点目は、不要果樹の伐採の補助金制度活用についてであります。

鳥獣の効果的な被害対策には、環境管理、被害防止、捕獲が挙げられますが、環境管理は、やはり鳥獣を呼び寄せないことも効果がありますので、敷地内や近くに餌となるようなものを放置しないことや、市街地の収穫しない柿や栗などの樹木を伐採するなどが重要となつてまいります。

熊の出没対策として、不要果樹の伐採については有効な手段の一つであると再認識をしたところでもありますので、ご質問の不要果樹の伐採については、今後、山形県の補助金制度を活用しながら、本町でも実施できるよう準備を進めていきたいと思っております。

また、来年度以降につきましては、パトロール体制の強化、住民への注意喚起の情報発信の迅速化、電波発信機等による個体追跡の研究動向の情報収集や猟友会の負担軽減につながる支援体制の検討などについても、県と連携をしながら検討してまいりたいと思います。

いずれにしましても、鳥獣被害対策の推進につきましては、何といたっても猟友会の方々の協力なしでは実施できませんので、今後も猟友会をはじめとした関係団体と連携をしながら、有害鳥獣対策を総合的に推進してまいり所存でございますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 再質問はありませんか。

6 須 今、現状の捕獲頭数を聞いて、やはり今までの最多である45頭から95頭まで増えたというのは、大変本当に多くなっているなど思っております。

そこで、です。町で持っている箱わなは、たしか今2台だったと思います。95頭捕まえたら、ほとんど猟友会の皆さんが所持しているわなで捕っていると思うんですけども、それでも実際足りなかったという声が今届いております。そこで、今後、来年以降箱わなを購入するのか、もしするとすれば何台程度を考えているのかというところをまずはお伺いいたします。

農 林 振 興 今、須貝康幸議員からは、箱わなのこれからの購入の状況はということで質問
課 長 兼 がありました。

農 業 委 員 会 箱わなにつきましては、議員ご指摘のとおり、今年は足りなくて、箱わながも
事 務 局 長 うないということで猟友会のほうから話を伺った場面もありました。そういったことを受けまして、国もそうですけれども、県のほうも予算を補正で組み立てていただきまして、要望調査が来ました。そののほうに町でも要望しまして、5台分ということで要望をさせていただいております。実際要望した額満額内示いただきまして、実際これから購入に入るわけですが、価格の金額によっては、5台のところは6台であったりということで購入できるかなと思っております。

あと、今、新年度予算の編成時期に入っておりますが、新年の予算でも箱わなの対応をできないかということで、ちょっと今、予算のほう考えているところでございます。

以上です。

6 須 5台で足りるのか、予算の関係上ではしょうがないとは思いますが、確かにこの95頭に対する数として足りるのか、足りないのかというのは、猟友会の皆さんとも話して大体決めているのかなとは思いますが、ぜひ購入をなるべく早くしていただいて、実際チーム分けされていると思いますので、各チームに、猟友会の皆さんに渡るような感じになってもらえればなと思います。

そこで、1つお伺いします。

95頭捕まえたということは、そこは必ず猟友会のメンバーが出動されているということになると思うんです。猟友会のメンバーの皆様は、基本的には趣味でやっている猟友会であって、駆除するとか、捕獲するための有害鳥獣を駆除するための団体ではないとは思っています。その方々が職業としているわけではなく、別な仕事があって、有休を取って行くというような形の今状態になっていると思うんです。それで、今後は時給だったり、報酬に対しては増えてはいくと思うん

ですけれども、その辺のメンバーたちの負担を少し軽減するような考えが何かあるのかなというところをちょっと一度伺いたします。

町長 この点については、何といても人材育成が極めて大事であるわけでありますので、今、猟友会が40名なんですけれども、こういった形で人材育成をどうするかということ。せんだって会長さんと副会長さんが要望書を持ってきてもらいました。まず5点について要望を受けたわけでありますが、最上町の猟友会に対する補助金の復活、これの充実。2つ目は、有害鳥獣被害対策委託料報酬の増額もお願いしたい。そして、3つ目は、有害鳥獣捕獲用の箱わなの購入補助の実施、先ほど言われました。そして、捕獲した個体の残渣処理代の償却施設利用の全額支給。これも広域的な取り組みの中でさせてもらっているわけなんですけれども、そういったことも含めて。また、町有地における埋設場所の提供なんかも検討すべきでないかという要望もいただいておりますし、新規猟銃免許所得者を増やすための人材育成、講習も含めて。こういったことも含めて改めて改めて、今回95頭の捕獲ということで、本当に命をかけながら活動をしてもらって、改めて頭の下がる思いをしたわけでありますが、こういった災害がこれからも起こり得るという状況の中で、猟友会の充実はもちろんであります。いろいろな施設、埋設、いろいろな処理方法なんかも含めて検討していこうという形で、改めて共有をさせていただきましたので、頑張らせていただきたいと思います。

6 須 番 員 猟友会の方々からそういう要望が来ているということは知らなかったところ
あります。その要望が来ていることをぜひ実現できるような取り組みにしてい
だきたいなと思います。

じゃ、ちょっと視点を変えて伺いたします。

今、子どもたちが通学というか、登校をするときに、役場の職員の皆様がパトロールされて、カンカンを鳴らしていただいて予防に頑張っているなと思いますけれども、町内の皆様が街角に立って、見守り隊の方々、例えば小学校の前で立っている先生方たちとかもいらっしゃるわけです。そういう方々に対する熊スプレーの支給や装備の何か考えていることがあれば、ちょっと伺いたします。

教育文化 課長 ただいまの須貝議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

登下校の見守りのときの見守り隊の方々に対する熊スプレー等の支給は行って
おりません。理由といたしましては、やはり専門の講習が、使い方をしっかりと
理解した上で携帯をしないと、非常に使い方を誤ると大変危険な場面もあるとい
うことで、熊スプレーの携帯というのは行っておりません。しかしながら、児童
生徒に対しては、熊鈴等もつけて登校ということを今年度行っているところであ

ります。よろしく願いいたします。

6 番 私もさっき、熊スプレーの件で考えているとなれば講習が必要じゃないのかと
須 貝 いうことを続けて質問したかったんです。でも、実際熊を見かけて近寄らなければいいんでしょうけれども、向かってきたとき、例えば。そういうときに見守り隊の方たちがやっぱり携帯しておいて、それで子どもたちの安全を守れるような状態というのは今後必要になってくるのではないかと思いますので、ぜひその辺のことももう一度検討されるべきではないかなと思います。

続きまして、先ほど言いましたパトロールの件なんですけれども、役場職員の皆様が朝早くから出動されて警戒していただいているわけでありますが、そこら辺の軽減をするために防災無線を使ったやり方などを考えておられるのか。もしくは、熊が嫌いな周波数を流してみるとか、もしくは、爆弾音というのは、なかなか町民の皆さんもびっくりすると思いますので、町民の皆様は今から登校するから見守ってくださいねという注意喚起をするとか、ただただパトロールで、皆さんたちの時間を割いていただいているのはすごく大変ありがたいことではあるんですけども、これを年中していくわけにはなかなか難しいのではないかなと思いますので、その辺の考えを何か今後の取り組みとして考えていっているということあれば教えてください。

政策調整 ただいま須貝議員さんよりご質問のありました防災無線の熊対策についての活用
主 幹 兼 について質問いただいたところであります。

危機管理 今年度非常に熊の出没頭数が多かったということを受けまして、連日、時間
主 幹 帯、朝夕、特に熊の出没については十分ご注意くださいということで、防災無線のほうを流させていただきました。今後につきましてもそのような形で、熊の緊急情報につきましては、防災無線を通じて町民の皆様によりしっかりとお伝えして注意喚起を図ってまいりたいというふうに思います。

さらに、先ほど防災無線で熊の嫌いな周波数のようなものを流せないかといったようなお話もあったんですが、そういったところもちょっと一旦持ち帰らせていただきまして、そういった効果、そういったところも含めちょっと考えさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

6 番 インターネット等で調べると、いろいろな研究されている大学の先生たちもい
須 貝 らっしゃいますので、そういう方たちの実験なども見ても、なかなか効果あるようなものもありますので、それが防災無線に使えるか、使えないかというのはまた置いておいても、いろいろな対策があるのではないかなと思いますので、ぜひその辺を検討していただいて、予算等をつけて実施していただきたいなと思います。

あと、続きましては、ふるさと納税。今日、今朝見たんですけれども、最上町でも行っていると。熊対策のための無償、返礼品がない、やっとうふるさと納税の活用というのをしてくれたかなと思いますので、その辺の採用の仕方というのを何か考えていたら、ちょっとお伺いいたします。

政策調整
主幹兼
危機管理
主幹
今、ふるさと納税のほうで熊対策についての対応といったご質問をいただいたところですが、今現在、熊のふるさと納税の返礼品なしのふるさと納税ということで、今、対応をさせていただいているところであります。今現在、1件の方からお問合せなんかもいただきながら、どういった内容のものなんだといったところで、1件、今相談をいただいているような状況となっております。

6
須
番
員
結構ふるさと納税等で熊の災害に何か補助等をできないかということで、ほかの市町村結構もう早くから、9月あたりから始めている市町村さんもありますので、その辺もしっかりとアピールしていただきながらやっていただければと思います。

続きまして、不要果樹の伐採等なんですけれども、県のほうの政策だと1本当たり約2万円の補助金が出るというようなものでありました。実際業者さんのほうに聞くと、伐採するのはお金はそんなにかからないんですけれども、その後の後処理が結構やはりお金がかかると。伐採したものをその場に置いていかれるのか、それとも、しっかりと片づけてもらうかによってかなりの金額差が出てくるようなので、そうすると2万円ではしっかりとした処理ができないというようなお話も聞いておりますが、その辺のことを何か調べたりとかしているのか、ありましたらお教えてください。

農林振興
課長兼
農業委員会
事務局
今、須貝議員からは、不要果樹の伐採についての補助事業の内容について質問がございました。

こちらの事業につきましては、山形県で令和7年度の4月から導入されているものでして、県内の市町村では取り組んでいる市町村もございます。内容としましては、伐採にかかった経費の3分の2上限となっております。県が1万円、市町村が1万円ということで2万円となっております。10万かかっても3分の2に金額に対して上限は2万円ということで、いずれか低い額ということとなっております。

ただ、来年に向けまして、県のほうで1本当たりの上限額を上げるような方向でも考えているということでございまして、そちらの情報も見据えながら、町も併せて来年度事業を組んでいきたいと思っております。

以上です。

6 番 ぜひ金額的な負担が町民の皆さんが少なくなればなと思いますので、よろしく
須 貝 お願いします。

どうしても山のほうで食べ物が少なくなっていくから熊が出てきているんだよ
ということをお聞きすると、じゃ、反対に、里山でなくて、もうちょっと入山の
ほうに行って、植林とか今されている方たちとか、森林組合さんとか業者の方々
が伐採行つたついでに植林をしてくるなんていう取り組みをしているところもあ
るみたいなんですけれども、そういうことを町でも行っていくとかということ
を考えていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

農 山 農 林 振 興 山のほうの食べ物が、ドングリとかだと思っんですけれども、そこに対す
課 長 兼 る造林とか、植林は、町のほうでは今のところは検討しておりません。逆に県
農 業 委 員 会 ほうでは、皆伐したときに植林、杉ですね。そちらのほうは補助あるんですけれ
事 務 局 長 ども、そちらのほうは雑木とかはございませんので、あくまでも杉、少花粉の杉
になると思っんですけれども、そちらのほうになっております。山に熊の食べ物に
なるような樹木の植林というのは、今のところ検討しておりません。
以上です。

6 番 確かになかなか難しいのかなと思っんですけれども、最近どうしても栗の木や柿
須 貝 の木にすごく熊が執着して来るとことを考えると、昔で言う個人所有の山
に、境、境でアカマツとか松を植えるというような習慣があったのに対して、そ
こに反対に、じゃ栗の木を植えてみるのはどうかとか、そういう少し変わったニ
ュアンスでやっていくのも一つではないかなと思っんですので、そういうのも
1回、いろいろな猟友会の皆さんと話しながら、どれが正解かというのは分から
ないと思っんですけれども、必ず成る実があれば、じゃそちらのほうで熊が里山に
来ないよねというような考えも一つなかなと思っんですので、その辺も考えては
いかがと思っんですが、いかがでしょうか。

農 今、議員からありましたように、検討していくことは可能だと思っんです。県な
課 長 兼 り、営林署さんなり、あと猟友会もそうですけれども、関係機関とそういったこ
農 業 委 員 会 とが可能なのか、ちょっと検討してまいりたいと思っっております。
事 務 局 長 以上です。

6 番 ぜひ熊とのすみ分けがしっかりとできるような町の体制になっていけばなと思
須 貝 います。2点ちょっとほかのことも聞きたいと思っんですけれども、また今後別
な場で聞きたいと思っんです。

続きまして、2点目の私の一般質問になります。

2つ目として、伝統芸能の継承についてお伺いいたします。

今年の10月17日から26日まで、第57回最上町総合芸術文化祭が中央公民館にて盛大に開催されました。日頃の成果を十二分に発揮されたすばらしい作品展示やステージ発表が行われました。

しかしながら、少子高齢化が進み、各団体でも会員数が少なくなっている現状であります。

後継者不足はどこでも起きる問題ではありますが、この問題を後回しにすることなく、解決に向けた取り組みが必要だと思えます。町としてどのように伝統芸能をつないでいき、郷土愛育成に取り組んでいくのか、また、どのように今後取り組んでいこうとしているのかをまずはお示してください。

町長 須貝議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

議員からは、町の伝統芸能継承についてのご質問をいただきました。

まずもって、去る10月17日から10月26日まで開催されました第57回の最上町総合芸術文化祭におきましては、「切り拓いて半世紀 飛躍させよう故郷の芸術文化」をテーマに、参加団体の皆様の努力と熱意が見事に結集され、成功裡に終えられましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思えます。

また、今年は最上町芸術文化団体協議会が設立の50周年を迎える節目でもあり、記念式典を挙げていただきました。これまでの歩みに感謝の意を表すとともに、地域に根差した文化活動の歴史と成果を共有できたことは、未来に向けた意志を確認できる貴重な機会となったところでございます。

しかしながら、一方では、ただいま議員からもご指摘あったように、地域の伝統芸能や郷土文化を未来へつないでいく上で、幾つかの課題も見えてきております。

1つ目は、少子高齢化による会員数の減少であります。

これに比例をして、団体における活動費が圧迫されるという影響も出ていていると推察をするところでもあります。

2つ目は、働き方など社会環境の変化に伴う後継者や指導者の担い手不足であります。

特に若い年代層の方々においては、こうした状況が課題として顕著に表れてきておまして、活動団体のみでの自助努力では解決が困難な状況になっております。

また、こうした要因が地域の伝統芸能の継承を阻む要因となり得ることを町としても重要な課題として受け止めておるところでございまして、将来に向けた具体的な支援策必要であると認識をしております。

町では、これまで伝統芸能の保存・継承活動に向けた一助とするために、山形県が実施をしているふるさと塾推進事業への積極的な連携を通じて、地域における文化人材育成につながる指導者研修会や出前講座を実施をしているところでご

ざいます。

この取り組みは、広範な世代にわたる参加を促進をし、特に若者を中心とした住民への伝統文化への関心醸成や、高齢者世代の交流を図る場として機能しているところでもありますので、これも大変充実した私は事業でないかなとこんな認識をしております。

また、ふるさと塾アーカイブスを活用した伝承活動の記録・保存についても取り組み、地域芸能の映像や画像データをインターネットを通じて広く公開することで、町内外からの注目を集め、価値ある資料として次世代に継承する基盤を構築しております。

今後は、こうしたアーカイブスのさらなる充実に加えて、デジタル技術を活用した記録保存や情報発信についても検討を進め、町内外への本町の文化的魅力を広く発信していくことが大切であると考えているところでもあります。

こういった地域の伝統文化の継承については、ただ単にいろいろな祭りの継承であったり、いろいろな伝統文化の発表だけでなく、私、町長いつも熱く語るように、これは絆づくりの源泉になっているんです。うちの町にはこんなにすばらしい伝統文化ある、うちの集落には昔からこういう伝統がある、これは決して一人でないんだ、みんなで頑張るんだと、こういう絆づくりの源泉が文化交渉なんです。

そういった意味で、これからのいろいろな面での最上町の伝統文化・芸術の継承や郷土愛の育成に向けた支援策としては、冒頭に申し上げましたように、芸文祭の事業運営につきましても、まさに町民が取り組む芸術文化活動を通して全面的に支援をすべく進めていくものと認識をしております。

そのほかにも、文化伝承活動支援事業を通じて伝統文化を継承する団体の活動支援を毎年行っておりまして、今年度も「とんと昔この会」、「しめ縄保存会」の2団体について、それぞれの助成も行ったところでございます。

こうした地道な取り組みを継続していくことにより、次代の活動の担い手を育成するとともに、町民の芸術文化資質向上と伝統芸能の継承並びに郷土愛の高揚への一助とすることでもありますので、まずはこのふるさと塾事業の継承により、指導者不足に対応するための研修機会などを通じた伝統芸能について学ぶ場を提供してまいりたいと思います。

また、次代を担う子どもたちへの伝承活動として、先ほどもお話ししましたように、子どもたちに小中学校や地域コミュニティーと連携を図りながら、様々な行事やイベントに対して多彩な演目を実演する機会を設けて、参加者が地域の芸能に触れることで自然に郷土愛を育てられるよう場づくりにも、これは大事なことでありますので、目指してまいります。

とりわけ学校教育におきましては、教育委員会とも連携をしながら、総合的な学習の時間などの機会を活用しながら、地域の伝統芸能に触れる学習機会の充実

を図って、次代を担う子どもたちの郷土理解と誇りの醸成につなげてまいりたいと思います。

伝統芸能の継承につきましては、地域の宝を守って、次世代へつなぐ絆づくりの源泉でもありますので、このような課題については、町行政だけの取り組みで解決することは困難でもありますので、町民の皆様をはじめ、町の芸術文化団体協議会や加盟団体の方々、関係機関の方々とも連携をしながら、協働しながら、協議しながら進めていく必要があると考えますので、このことについてもご指導よろしくをお願いいたします。

これらの取り組みを通して、最上町特有の貴重な伝統芸能を継承しつつ、未来へ向けて伝統文化のともしびを守り続けるため、地域の活性化と郷土愛の情勢を図るまちづくりを目指し、全力を尽くして取り組んでまいりますので、今後も温かいご支援と引き続きのご協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

6 番 答弁分かりました。

須 貝 私 次の質問したいようなことをいろいろと答えていただいたんですが、一番私が今回なぜしたかというところがあります。私、この度、お盆に盆踊り復活させようということで、本城で一念発起してやったんですけども、そのときに最上音頭の音源が欲しいなと思って、あとは、子どもたちに踊りを教えるためにもユーチューブ等とか何か載っていないかなと思ってみたときに、1つもないというような状況がありました。やはりホームページ等に少しでも最上町音頭というような、最上町と載っているようなものはしっかりとホームページで広告していくような、周知をしていくようなものはやっぱり必要なんじゃないかなというところがありました。

そこで、最上音頭流れていますよね、お昼のチャイムとして。それを子どもたちに聞いたところ、最上音頭なんだよと、このお昼の音楽何か知っているかと言ったら、ほとんどの子たちが知らない。最上町音頭なんだと知らない、お昼に流れる音楽だとしか認知されていないことはすごく残念なことだと思うんです。それをなぜ知らないかと言ったら、踊る機会もないし、知る機会がないと思うんです。そこをしっかりとやっぱり伝えていくべきではないかということを考えて、今回このような一般質問にさせていただきました。

いろいろなところで今計画されているということですが、私も教育長とも一度お話ししたことはあるんですけども、学校のほうで、学校から言うことではあるとは思いますが、やっぱり子どもたちにしっかりと総合的教育の中で、ダンスの時間とかあります。ダンスの時間に、じゃ保存会の方を呼んで教えていただくというようなこともすごく大事なのではないかなと思います。ただ教えて終わりじゃなくて、じゃ踊る機会をどこでつくるのかとか、そう

いう一連の流れをしっかりと考えていただいて、例えば大産業まつりの中でステージ発表だけではなく、みんなで一緒に踊りませんかというような働きかけや、道の駅での各種いろいろイベントしていると思いますので、そのときに踊るようなイベントをしてみるかとか、そういう一連の流れを何か考えているかというところを、まず一度答弁お願いします。

町長 これも大変大事なことです。先ほど言いましたように、いろいろな伝統文化の継承は、絆づくりの源泉であるんだということ、我が町の魅力、こういった形でみんなが一人でないんだよ、みんなで頑張るんだよと、こういう形が私は最も大事なことであるし、うちの教育長が、後ほど答弁してもらいますけれども、学校の教室は学校だけでないよ、町全体が教室なんだよという形で、いろいろな面で今回いろいろなこども食堂なんかもいろいろな関わりも含めて、伝統文化も含めて、最上町の旅行プランまで提案していただいているんです。童話までつくってくれているんです。有名なやつ流していますよ、大堀小学校の。そんなことも含めて、今、須貝議員が言ったことは最も私は理解し、大事なことでありますので、改めて教育長さんからも熱く答弁させてください。

教育長 私のほうからは、先ほどのやり取りの中でもありました。今年、最上町芸文協設立50周年というようなことで、それに合わせて祝賀会も持ったわけですがけれども、その際に、最上町音頭保存会の代表の方より、今、須貝議員がお話しされた全く同じような中身のことが話題となり、要望もいただいたところです。

以前は、各小学校の運動会の中で、特にフィナーレの場面で最上町音頭をやったらしながら、一緒に親子で踊ると。そして昼食に向かうというようなこともございました。その辺、運動会のスタイルも大分変わってきて、なかなかそういった種目もなくなってきてはいる一方で、やはりいろいろな形で町に伝わる伝統芸能、特に最上町音頭については何とか継承していきたいねという声も挙がっているのも事実でありますので、この辺具体的に来年からこうしますとは宣言はできないわけですが、何とか宝である最上町音頭を継承できる機運を高めていきたいというようなことで、学校の校長にもちょっと相談、今後入れながら、来年度の取り組みを考えていきたいと。そんなふうに考えております。よろしくお願いします。

6番 須貝 ぜひ最上町音頭だけではなく、前まで月楯小学校であった大黒舞さんとか、今、東法田で頑張っている小学生たちが踊っている田植え舞などありますので、その辺の活性化にもつながっていけばなと思いますので、大事なそういう踊りとか音頭がありますので、その辺とかしっかりとつないでいけるような形にしていっていただきたいなと思います。

最上町の子育ち憲章にもあるように、最上町の自然と文化を守りますとあるように、そこをしっかりと町が先導に立って引っ張っていけるような挑戦にしたいなと思いますので、ぜひ今後ともそのところをしっかりと前に進めていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

これで、私の一般質問は終わります。

議長 これでは、6番 須貝議員の一般質問を終わります。
次に、1番 宮本浩議員に発言を許します。

1番 宮本 私の方からは、DX推進についてと多世代共生型の新たな複合施設の考え、この2つを一問一答方式でそれぞれ質問したいと思います。

まずは、DX推進について質問したいと思います。

現在、国では地方自治体のDX推進を掲げ、各種施策を行っています。DXというのは、デジタル技術によって生活やビジネスが変革するということを主に指しますが、我が町でも庁舎内でデジタル化推進部会を立ち上げ、さらなる職員の業務量軽減であったり、町民への行政サービス向上に向けて、現在、外部講師からアドバイスをいただきながら、DX推進に取り組んでいると思いますが、今後より加速していくために、やはり必要な予算措置、人員配置や専門人材の育成にさらに力を入れて取り組んでいかななくてはならないと思います。

先日の全員協議会の報告の中では、3地区で行ったまちづくり懇談会の中で出た意見としても、デジタル化に向けて高齢者の方が不安に思っているという意見であったり、デジタル化に向けて人材育成がやはり必要だという意見もあったそうです。

また、現在検討している第5次最上町総合計画の後期基本計画の重点プロジェクト6つの中にも「デジタルで元気なまち」があり、今後さらにこれを力を入れていくという意気込みを感じられるんですが、現在までの取り組み状況、そして課題、これからDXを推進していく上で町が目指す将来像、それを踏まえた具体的な計画、ロードマップ策定の考え、この部分についてまずお聞きしたいと思います。

町長 1番さん、宮本議員の1点目のご質問にお答えをいたします。
初めに、本町がDXに取り組む背景と町が目指す将来像について申し上げます。

ご案内のとおり、本町におきましては、人口減少と少子高齢化が急速に進行し、職員数や地域の担い手が限られる中で、これまでと同じやり方では行政サービスの質や量を維持していくことが難しくなっております。あわせて、町内事業者では人手不足や事業継承の課題が深刻化をして、高齢者や交通弱者の増加、地

域コミュニティの希薄化など、地域社会全体の構造的な課題にも直面をしているところがございます。

こうした状況を踏まえて、国におきましては、デジタル社会の実現に向けた重点計画や自治体DX推進計画等を通して、自治体に対して、デジタル技術を活用しながら住民の利便性を高めるとともに、業務の効率化・高度化を図ることを強く求めているところであります。

本町のDXの取り組みは、これら国の方針を基本的な指針としつつ、本町の実情に即した形で進めていくものであります。

本町が目指すDXの将来像としては、単なる紙媒体の電子化や業務のシステムだけでなく、デジタル技術を活用した職員の知恵・工夫を組み合わせる形で、効率的かつ持続可能な行政運営を実現をし、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くことであります。

具体的には、時間や場所に制限されず、オンラインを通じた手続環境の整備や、庁舎事務負担を軽減をして、住民対応や政策立案に集中できる職員の時間を確保し、デジタル技術を地域課題の解決や新たな価値の創出につなげていくことを、今般策定中の後期基本計画の中で重要プロジェクトとして位置づけているところであります。

次に、本町のDX推進の現状や課題についてでありますけれども、本年4月に庁舎内横断のDX推進本部を設置をしました。民間の外部専門人材を活用しながら、DXに関する専門的助言や支援を受けながら、各課における業務上の課題整理やデジタル化の方針について検討を進めてまいっているところがございます。

このような取り組みを通して庁舎内にDXの必要性そのものは共有されつつありますが、職員の知識や経験が十分とはまだ言えず、デジタル技術の選定など専門的判断が求められる場面では、外部人材に頼らざるを得ないケースも多々あるのが現状であります。

また、三役・管理職においても、DXの必要性や方向性についての認識は共有されている一方でありますけれども、具体的にどのような技術をどの分野に適用して、そして、どのような優先順位で進めていくべきか、あるいは庁舎のマネジメントとしてどのような指示やメッセージを発するかといった点については、まだ十分な経験と知識が蓄積されていない状況でありますので、これも引き続き頑張っていきたいなとこんな思いでいるところであります。

こうした現状と課題を踏まえながら、今後のロードマップと人材育成の具体的な方針について申し上げますが、まず、ロードマップの策定についてでありますけれども、本町では国のDX推進計画や関連ガイドライン等を参考としつつ、令和8年3月末をめどに、向こう3か年を対象としたDX推進に向けたアクションプランを策定する予定であります。

このアクションプランでは、住民サービスのオンライン化・ワンストップ化の

単員や庁舎事務のペーパーレス化などによる事務の効率化、生成A I など新たなデジタル技術の試行的活用とルールの整備やD Xを支える人材育成と推進体制の強化といった主要な柱を設定をして、それぞれについて、「いつまでに」「何を」「どの水準まで」進めるかという観点から、具体的な目標と工程を明確化したいと考えておるところでございます。

このアクションプランの策定に当たっては、単に担当者だけで計画を作成するのではなく、D X推進本部を中心に各課が自らの業務を洗い出し、住民の利便性向上、職員の負担軽減、ミスやむらの削減などの視点から、デジタル化・業務改革の候補を整理するプロセスを重視したいと考えておりますので、こういった取り組み、今後大事な大事な業務の推進の在り方であります。

また、他自治体の先進事例や、国が示す標準仕様・モデル事例なども参考にしながら、本町の規模や財政状況に見合った実現可能なロードマップとなるよう、外部専門人材の助言も得ながら検討して進めてまいりたいと思います。

人材育成に関してもD X推進の革新的課題であると認識しておりますので、本町では今後3年間をD X人材育成の重点期間と位置づけて、職員全体のスキル向上を目標とした研修を段階的に導入してまいります。

その内容として、D X推進リーダー向けには、業務プロセス改革やクラウド活用等の専門的研修を実施をしながら、全職員を対象としては、デジタルリテラシーの向上や情報セキュリティー教育を行います。

また、D X推進本部員を対象に、D Xの基本概念や生成A I活用事例をテーマにした研修等も行っていきたいと思っております。

これらは単なる講義形式ではなくて、ワークショップ形式や実務演習を組み入れることも、基盤技術への理解と実践可能なスキルの養成を目指してまいりたいと思っております。

最後に、本町のD X推進において、生成A I活用を具体的な手法として位置づけることで、職員の基幹業務効率化を目指してまいります。

具体的には、文書作成補助、議事録整理、住民案内文の改善などにA Iの導入を模索しておりますので、その際には、適切なガイドラインの整備を進め、情報管理やリスク対策を徹底した形での運用を優先してまいりたいと思っております。

本町といたしましては、国のD X推進計画の方向性をしっかりと踏まえつつ、本町の規模や特色、財政状況に応じたD Xを進めていくことが重要であると考えておりますので、一度に完成形に到達できるものではありませんけれども、試行錯誤を重ねながら、数年あるいは10年といった時間軸で継続していく取り組みでありますので、その過程において職員一人ひとりの成長と住民の皆様への利便性の向上や行政への信頼の向上という具体的な成果を積み重ねていくことが、結果として持続可能な最上町の実現につながるものと考えておるところであります。

今後も一歩一歩着実にD Xを推進をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解と

ご協力を賜りますようお願い申し上げます、まずは答弁とさせていただきます。今日はありがとうございます。

1 番 分かりました。今後の動きの部分、アクションプランの部分というか、令和
宮 本 8年の3月までにめどに、そういったところの今後の向こう3年の計画を、ロードマップをつくっていききたいということでした。

それがやはりちょっと少し遅かったかなと正直思います。もう少し早く、そういったところの目標の部分、今、管理職の部分でも具体的な将来像の部分であったり、具体的に、じゃどのように町民の方と共有する、そういったところの将来像を見せていくかということがやはり示していかないと、なかなか進む方向が見えないと、進むスピードも上がってこないと思いますので、そこを行っていただきたいなと思います。その部分に関しては、やっぱり町長、副町長が強くこれは強く牽引していかなくちゃいけないと思います。

その推進体制という部分なんですけれども、現在、推進本部、そういったところではなくて、もうDX推進業務に対して、かなり専門の職員配置ということも、これも必要なのかなと思います。来年度から例えば、新年度から今やっている、担当している職員をもうそういった業務に1人から2人、そういった形で配置していく。そういった中で、役場内の機運をこれから全職員の研修、そういったこともありましたが、そういったことを含めた部分もしていただかないと、なかなか今のこのような形では集中して進めていくことができないのかなと思うので、そういったところ、職員の人員配置、そういったところ来年度からこれ取り組んでいかななくてはいけないのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

副 町 長 まさにその人力的な体制と、その決裁、決断のシステムをどうするかというのは結構大事だと思っています。DXはもちろん、今回後期計画では6つのプロジェクトとしては重要な位置で、かつ、このDX推進は、ほかのプロジェクトも皆関係するという裾野の広い分野だというふうに、とりわけ重要視をしているところです。

今、後期計画つくっておりますが、それを実現するためにどのような方法とどのような体制でやるかというのが、計画を行動に移すための今プログラムを検討しているところでありますが、今ご指摘ありましたように、新たな組織としてどのような体制が必要かという点では十分今も検討していますし、早めにこれは結論出していかねばと思っています。

蛇足になりますが、もう一点、DXを推進していく上では、どこか専門的な知識の深い職員がやっぱり1人、2人がいて、そこが権限を持つというポジションも必要なんだろうけれども、もう一つやっぱり全ての課でDXに同じような情報と理解を示しながら進めていくという、いわゆるリテラシーという部分がかな

り重要になってきていますので、その辺体制としてはどういう組織としてがいいのか、また、全体の底上げを図るためのその両方勘案しながら検討を急いでいきたいと思います。

1 番 職員全体の意識向上、やっぱりそういったところの理解を深めていくということが大事だと思います。そういった意味でも、研修の計画とか、こういったこれからの具体的に計画考え、事業の部分をしていくためには、やはり専門にそういったことを業務としてしっかりと明記しながら、職員の方にも意識してもらいながらやっていくということが、中心となりながら進めていくことはさらなる推進につながると思いますので、検討していただきたいなと思います。

やはり役場の中の意識向上ももちろん大事なんですけど、住民の方とのこれからの関わり方、そういったところがこれからは大事だと思います。やはり町がDXで目指していきたい将来像を分かりやすく見えるようにする。こういったことが大事かなと思います。

DX先進自治体である千葉県の柏市では、DXの、国からも言われている推進ガイドライン、そういったものを作成して、その中に将来像だったり、ロードマップも出しながら、市民の方にも示しているようでした。こういったところは副町長が得意な部分だと思いますので、ぜひ様々な事例を参考にして、共有できるもの、町民の方と共有できるものを作成していただきたいと思います。

それに加えて、DX推進を進めていく上では、やはり町民の方からも手伝ってもらおう。こういったことも必要ではないかと思います。ある自治体では、中学生であったり高校生、こういった学生の方から講師として、地域の高齢者の方にインターネットやSNSなどの操作だったり、利用を教える、そういった機会をつくっているところもあるようでした。なので、例えば町の今、社会福祉協議会で行っているようなはつらつリーダー塾、こういったもののような健康づくりのリーダー育成、これも例えばICTリーダー版もあってもいいかもしれない。そういったところもDXを推進していく上で、町民とのこういった関わり方、そういったところもこれからは大事になってくるのかなと思うんですが、この部分、町民との関わり方について、ちょっとご所見伺いたします。

町 長 これも大変大事なことでありますので、今回3地域で地域懇談会、出前講座でさせていただきました。そういった中で、町のこれからのいろいろな課題等が先ほど来、須貝さんの質問にも答えたように、いろいろなまちづくりに地域と一体となって、どのように町民がこれからのまちづくりを乗り切っていくかということ、これは最も大事なんです。ですから、自治協働、そして、教育長からも熱く語ったように、次の時代の子どもたちに託せる、そういったまちづくりということが、今、我々に与えられた本当に大事な大事な事業の一つでありますので、そう

いった町民と共有するDXの推進の在り方、研修の在り方、先ほど副町長が言ってくれた人材も、専門的な人材なんかも入れながら、そして、町としてもいろいろな政策のプロジェクトチームなんかつくっておりますので、何々課の何々係というだけでなく、町全体の政策課題として、今回3地域の懇談会の中で第5次の総合計画を振り返って、後期計画の在り方ということで動画を見ていただく中で、この6つのいろいろなテーマなんかも提案しながら共有させていただき第一歩にさせていただきたいと、こんな思いに今回の懇談会あるわけでありますので、今、宮本議員がおっしゃった大変な時代でありますけれども、次の時代の子どもたちに託せるまちづくりするために、私はこういう形で生かされているんだ、期待されているんだと、こういった伝統文化も含めて、継承も含めて、これからのDX、このすばらしい制度、技術であるわけでありますので、進めていきたい、そんな決意でいるところでありますので、今まで以上に宮本さんからご指導よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

1 番 ありがとうございます。

宮 本 事前に、現在、推進部会、本部のほうで検討している今後の事業計画案みたいなものもちょっとお聞きしたんですが、将来的には予算書、決算書、こういったところの電子化、こういったことも掲げていまして、これは議会のデジタル化という点でも連動してくるところの部分になりますので、やはり議会のデジタル化についても、私たちも今まで以上に執行部と一緒に一体となって、これはやっぱりさらなる検討を進めていかなくてはいけないなと思っています。

その事業計画書の中では、大きく内部向け、役場内の業務量の軽減であったり、ペーパーレス、学校のタブレット端末のハード整備、そういったものと住民のサービス向け、情報発信であったり、窓口業務、健診予約であったり、健康ポイントの電子化というようなところも少し掲げていました。

特に情報発信の部分では、公式のLINE導入、こういったことも今検討されているということで、これは自分も以前から最上町としての公式LINEに取り組んでほしいと言っていた部分なので期待しているところなんですが、現在はLINEを使った様々なサービスもあって、LINE上で証明書の請求であったり、給付金の手続、公共施設の予約、粗大ごみの申込み、道路などの不具合報告、こういったものを一括して提供できるシステム、こういったものもありますので、様々な情報得ながら検討していただきたいですし、個人的には回覧板、全戸配布のデジタル化のほうも今進めていますが、回覧板の部分も例えばタブレットとか、例えばあとはオンラインの診療もできるような車両を使った遠隔診療、こういったところの検討だったり、あとは旧小学校の公共施設、こういったところを一般に貸し出す際のスマートロック導入も、これも進めてもいいのかなと思います。

それ以外には、先ほど須貝議員も文化の継承の話をされていましたが、やはり歴史文化資料のこういったところのデジタル化もやはり進めていかなくてはならないと思います。

様々言わせていただいたんですが、町民の方がやはり今何に不便を感じているか、そういったところも聞き取りしながら、それを解消するためにデジタル技術導入をやはり目的ではなくて手段として、引き続きDX推進を強く進めていただきたいと思います。これは答弁要りません。

次の質問に移りたいと思います。

次に、多世代共生型の新たな複合施設の考えはという質問になります。

令和7年6月定例会において、総務文教常任委員会の所管事務調査の最終報告として、急激な人口減少社会の中で、今後ますます進むコミュニティー機能の弱体化や希薄化に伴い、子どもから高齢者世代、障害を持っている方々が別々に活動、生活するのではなくて、交わり、お互いを知り、認め合う機会を生むような新たな場所が必要で、そこには図書館などの文化機能、子育て支援の一環としての子どもが雪や雨などの天候を気にせず年中遊べる場所、そこへ高齢者をはじめ、町民誰でも利用することができる仕組みを有する多世代共生型の複合施設、こういったものを造ることを考えていただきたいということを提言しました。

この新たな場所というのは、中心市街地をはじめとした地域のにぎわいづくり、最上町に住み続けたいくなる要因にもつながるものと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

町長 宮本さんの2点目のご質問にお答えをいたします。

多世代共生型の新たな複合施設の考えについてであります。

去る6月定例会で行われました総務文教常任委員会の所管事務調査の最終報告では、急激な人口減少社会において、地域コミュニティーの在り方を見直して、多世代が交流できる新たな場所の必要性についてご提言を賜ったところでした。

ここでは、地域に根差したにぎわいの創出や、住民が住み続けたいと思えるまちづくりを進める必要性や、地域コミュニティーを構築する上でも、図書館を中心とした文化・子育て・高齢者支援を包括的に提供することができる複合施設の設置について具体的に触れられまして、議員のご質問でも、その整備についての要望と町としての考え方を問われたと捉えているところでございまして、まずはコミュニティー機能の弱体化や希薄化に対する対策として、地域での人と人とのつながりを促進する場の創出は重要であると捉えておるところでありますので、子どもから高齢者まで、また、障害を持つ方も含めて、住民同士が交流することができる場所を設けることで、地域社会の連帯感や絆を深めることも期待できると思います。

特に図書館につきましては、単に情報や書籍を提供する場だけでなく、学びや交流の場として活用することで、今、宮本さんからおっしゃっていただいたように、世代を超えた対話が生まれるものでありますので、さらに子育て支援機能を有する施設であれば、若い世代にとっても、心強く魅力的な環境となって、町の定住促進にもつながることが期待できると思います。

自然環境に恵まれた本町ですけれども、雪が多い地域ならではの課題として、天候を気にせず子どもたちや家族が年間を通して楽しめる屋内型施設の重要性も認識をしているところであります。

こうした施設に高齢者世代が利用しやすい空間や、障害を持つ方々も安心して過ごせるようなバリアフリーの対策を盛り込むことでありまして、多世代共生型の場として、地域全体の活動を支える役割を果たすことも期待されますので、これらの複合施設もしくは施設群の創設に関しては、地域のにぎわいづくりや定住促進へ寄与するとともに、その経済的・財政的な見通しも慎重に検討する必要もごございますので、町民といかに共有する、そういうことが大事でないかなどこんなふうに理解をしておるところであります。

なお、現時点においては、直ちに新たな複合施設の建設を決定するものではなくて、まずは既存施設の活用、そして機能集約の可能性、将来的な需要動向等を十分に見極めた上で、段階的に検討を進めていく必要があるというように考えておりますので、これもご理解をいただきたいと思っております。

あわせて、町内に点在する既存公共施設との機能重複や将来的な再編・統合の可能性についても視野に入れながら、公共施設全体の最適配置という観点から検討していく必要があると考えますので、これは最も大事なことでありますので、町民と共有できるこれからの施設の使い方、改修の在り方等も提案してまいりたいと思っておりますのでございます。

町内の既存施設の活用や改修も視野に入れながら、可能な限りコストを抑えながら住民ニーズに応える必要があることから、この取り組みを進める際には、多くの住民の方々からの幅広い意見を集め、地域の声を反映したものととして、国・県や民間団体等の支援策等も効果的に盛り込むことが重要であると考えておりますので、今、宮本さんから提案いただいたこと、他自治体も含めて、こういう情報を共有する地方創生のあるべき立ち位置を次の時代の子どもたちに伝える意味でも、施設の使い方、検討も大事な役割であります。

特に子ども世代や高齢者、障害を持つ方々への生活や活動の動向、また、一方で、サービスを提供する事業所の開拓など、5年後、10年後と、将来を見据えたものとするのが不可決でありますので、そのために町内外の専門家の助言を受けつつ、住民ワークショップや意識調査等を通して、地域の実情と希望を十分に把握できるためのプロセスが重要と考えていますので、これを積極的に進めていきたい、スピード感を持って頑張っていきたいと、こんな思いでいるところで

あります。

常々申し上げておりますけれども、最上町では持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めておりますが、今後の新たな場所の提言、特に複数世代が交流できる場で、お互いを尊重し認め合う機会をつくることは、コミュニティー再生だけでなく、人々が幸せに暮らせる町を実現するために重要な施策と捉えるところでもあります。こういった環境が移住・定住、最上に来ていただく、こういったことにもつながる地方創生の大きな役割の一つでありますので、先ほど来何回もお話ししておりますのは、地域みんなで共有する、そして施設の在り方、これがこれからの多世代、また、そして、移住定住にもつながる大事な施策であります。

町民の皆様が住み続けたいと思える魅力的な町をつくるために、具体策の検討を進めてまいりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げます、まずは答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

1 番 分かりました。全天候型の子どもの遊び場、この部分に関しては、第2次もが
宮 本 みすこやかプランであったり、総合計画で、今年度にそういった施設整備という
ことも当初は掲げていましたが、残念ながら現在はトーンダウンしてしまいました。

第2次もがみすこやかプランの評価では、子どもの遊び場だけ、これは要因ではないと思うんですが、子育てしやすい町だと思える割合は、就学前、小学生ともに悪化しています。

また、向町の中心市街地を見ても、廃業であったり、他市町村への移住などにより空き家や空き地がやはり年々目立ってきています。このままでは町の活気が失われて寂しい町になってしまうのではないかと危機感を感じている方はやはり多いと思います。

厳しい財政、もちろん費用対効果、これからの公共施設の在り方、こういったことを考えながら慎重に進めていく、これはもちろんだとは思いますが、町長の言う次の時代の子どもたちに託せるように、しっかりと具体的に前に進めていただきたいんです、検討を。今までずっと答弁のほうが変わらない答弁です。そういったところを具体的にやっぱり話をしながら、関係者も含めながら話を進めていただきたいと思います。

具体例ちょっと申し上げたいんですが、他自治体では複合施設を建設し、地域のにぎわいづくりにつなげる事例もやはり多く出てきています。例えば、ちょっと規模は違いますが、新潟県の小千谷市というところでは、昨年秋にひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」という商店街に面した病院の跡地に建つ図書館を中心とした複合施設をオープンしました。これは最上町と同じように、冬はこちらの地域も3メートル雪が積もる豪雪地帯で、施設内には図書館をはじめ、

子どもが遊べる屋内広場もあり、にぎわっているそうです。さらに、郷土資料の展示室であったり、子育て支援の部屋、若者向けのスペース、カフェ、あとは冷房用に雪を貯蔵する雪室、音楽やダンスの練習スタジオ、また、分棟にはものづくり工房など、市民の活動に対応した多様な場が散りばめられていて、施設がこの町に新たなにぎわいをもたらすことに貢献しているようでした。

また、現在、真室川町のほうでは、駅前周辺のにぎわいづくりとして、交流拠点となる新たな施設、地域交流センターの建設に向け準備を進めているという話を聞いています。計画では、観光交流機能、子育て支援機能、図書機能、集会機能、学習スペースなどが1つになった複合施設を整備する予定だそうです。財源については社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業、補助率2分の1、事業費上限21億円を見込んでいるようでした。補助金以外にも、当然過疎債などの交付税措置が有利な起債を活用するほか、町有施設、整備基金をはじめとする基金の活用も考えているようです。ぜひ最上町でも、現在、中心市街地をはじめとする商業を活性化する協議の場、これからつくるという話も出ているようですが、それと合わせながら、そういったところを見ながら、複合施設、そういったところの部分に関して、具体的に検討していく、検討する場に出しながら進めていただきたいなと思うんですが、その点改めていかがでしょうか。

町長 大変ありがとうございます。ただ、今、財政的なこともあるものですから、今、宮本議員が言ったことは本当にありがたいことです、財政的なことも。これが今の公共施設の管理運営だけでも300億円かかるということ、ポケットにいつも入っているものですから、胸が痛いんです。

ただ、多世代も含めて、子どもたちも含めて、そういった施設というのは最も大事ななという認識は全く同じでありますけれども、この前、向町商店街の今後の在り方、いろいろな検討させていただいて、廃業する方もおられるということもあるものですから、ぜひそれはこれから、2地域居住も含めて、地域文化の触れ合いも含めて、農協の跡地を組合長にもお話ししているんです。そして、農協と行政と民間で、官民連携のそういったえ定住住宅も含めて、にぎわいの広場も含めて頑張るような形なんかできないかなということを進めておるんですが、まだまだ進捗状況が見えてこない状況であります。

また、きらやか銀行の前のステージありますよね。ああいったステージなんかも、いろいろな面でできれば、最上中学校の吹奏楽部の練習なんかもあそこでしてもらってもどうですか。いろいろな祭りのグループなんかもたまにしてもらおうということも含めて、何か一つ、向町商店街の活性化に今後改めて、そして、2年前ですが、賀詞交歓会で講演した堀先生のまずにぎわいを、町内を歩いてみたいという考える環境、そして、店の看板見れば、中に入りたいと思えるような環境、そして買物していただくと。そういった考えが最も大事であるという

この提案を受けさせてもらって、この前、富沢地域の皆さんがその堀先生のさらなるいろいろなアドバイスをいただいて、やっぱり赤倉の全体の魅力づくり、特にゆめりあのあの辺りの農地はそういったもてなしにできないか、魅力あるいろいろな面での商店街ができないかという形の中で、ああ、ゆけむり館。ゆけむり館の前でそういった形の農園なんかも大いに活用していただきたいという形で、この間ロータリークラブがゆけむり館にベンチを寄附をしてくれました。そういったことも含めて、地域みんなでこの思いを、この商店街の今一番の中心部である向町地域で、農協の跡地なんかもどう活用できるかも検討しながら、ああ、こういう形であれば将来最上に来て定住したいな、2地域居住したいな、そういったことも含めて、何回も同じ表現しますが、次の時代に伝えたい、こんな思いでいるところでもありますので、一つひとつ、今、宮本議員がおっしゃったことは大変ありがたいし、素晴らしいことでもありますので、これを点にしないうで面にするために地域とどう向き合うかということが今回のいろいろな3地域の懇談会を通した学びの総括でありますので、頑張らせてください。

1 番 分かりました。やはり財政厳しい、もちろん分かりますし、やはり今、町民の
宮 本 方が、先ほども言いましたが、財政が厳しい、削っていく、なくしていくという
ことだけじゃなくて、やはりしっかりとそれはコンパクトにしていく、再編して
いくというところはもちろんです、やはり今いる方、そして、これからの世代
の方たちが最上町に住み続けたいと思える、明るいそういった素材も、場所もつ
くっていかないと、これからはちょっとどんどん魅力あるほかの他自治体に引け
を取ってしまうので、そこはしっかりと進めていかなくてはいけないと思います
し、農協の跡地の、今、話もされていましたが、私もあそこすごくいい土地だな
と思います。もちろん分譲地という話もありますが、それ以外の様々な投資効果、
そういったところも含めて、それだけではない、分譲だけではない考え方も
検討していただきたいなと思います。

本当にちょっと思いになってしまいますが、具体的にこれはやっぱり先延ばし
しては駄目なので、単にお金がないからではなくて、逆に新たな場所をつくるこ
とによって、今までちょっとぼろぼろになっていたものだったり、そういったも
のがもしかしたら1つにできるかもしれないと。そういった契機になるかもしれ
ないというところも捉えながら、ぜひこれは具体的に検討していただいて、こう
いったところは駄目なんだというのであれば言うていただければいいので、そこ
でまた新たな考え方をみんな考えていけばいいと思いますので、具体的に町長
からは強く牽引していただいて、町民の方がこれからのまちづくりに対して本当
に希望と元気がもらえるようなところを推進していただきたいと思います。こ
れ、改めて町長の考えいかがでしょうか。

町 長 頑張らせてください。頑張ります。よろしくお願いします。ありがとうございました。

1 番 本 本 本当に言葉だけじゃなくて、行動でしっかりと多分町長は示していただけると信じますので、それを期待して、私の一般質問を終わります。

議 長 これで、1番 宮本議員の一般質問を終わります。
ここで13時まで休憩します。

休 憩 11時46分
再 開 13時02分

議 長 休憩前に復し会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。
2番 栗林浩子議員に発言を許します。

2 番 よろしくお願いいたします。

栗 林 まず初めに、8日月曜日に青森県東方沖で発生した地震、こちらの被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

また、全国での熊出没で被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方へ謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。

私から、今日は、先ほど須貝議員からも質問がありました害獣における件の質問なんですが、私からは農業被害対策、そして害獣駆除の問題、もう一つが多様性社会における地域コミュニティについて、以上2つの質問をさせていただきます。

まず、全国的に熊の出没が大きな問題になっており、特に人里に降りてくる熊による人的被害が大変大きく報道されております。県では、11月17日に熊被害防止緊急対策の実施が決まったと報道で知りました。事業内容としては、河川ややぶの刈払いや地域住民の安全確保、現場対応力の強化、商工業向け金融相談窓口の設置、観光者向けの相談対応、安全対策の充実とあります。また、県の山形県版クマ被害対策パッケージ、この中では、「知る」「守る」「取る」「体制」、この4つの対策区分があり、知るというと政策状況、被害や実態を把握すること、また、守るといいますと日常生活圏内への侵入を防止するための対策、取る、過剰な個体を捕獲し被害を軽減する、そして体制、これは市町村と連携して中間支援組織を設置する、このような項目がございました。この最後の4つ目の中間支援組織というのは、令和9年4月からのスタートだという記述を拝見しております。

その中で、まず、守るの対策についての農業被害対策と害獣駆除についての質問をさせていただきます。

数年前からイノシシの出没が問題になっており、田畑を荒らすことや侵入することで作物そのものが収穫できなくなるなどの被害が出ていると聞いております。もちろん、農作業中の人的被害にも不安を感じている方も多いのではないのでしょうか。

農地への侵入を防ぐために電気柵や防護柵を設置したり、威嚇音を出すもの、ぴかぴかと発光するフラッシュライトなど様々なものがありますが、音や光の効果は残念ながらあまり期待できないという話も聞いております。すみません、これは定かではないので、ちょっと音と光はどうなんだろうという少数の意見を聞いたところです。効果が高いとされる電気柵の設置の助成などは町ではあるのでしょうか。多面的機能支払交付金や中山間地等直接支払交付金を利用し対策を講じている地域もあると思いますが、害獣による農業被害を防ぐ、農地を守る対策として町はどのように考えているのか、お聞かせください。

また、須貝議員の再質問の中にもございましたが、猟友会が駆除したイノシシの数が多く処理し切れないという問題については、私、以前にも同じ質問をさせていただきました。今年は熊の件数が多いということで、その処理費用等は害獣駆除の費用の中に処分料が含まれているというお答えも伺っておりますが、今年の95頭の熊の駆除についてはどのように対応されていたのかということをお伺いします。駆除後の処分の現状について、ちょっと質問が重なりますが、お聞かせください。

また、全国的に害獣駆除を行うハンターが不足している問題があるようです。町でも駆除件数が多く、ボランティアで活動されている猟友会の負担がかなり大きいような気がします。ガバメントハンターという行政が害獣駆除を目的にハンターを雇用する、またはハンターを育成するという動きもあるようですが、町ではこのような害獣駆除のための人材確保をどのように考えていますか。また、捕獲のためのわなの設置状況などについても聞かせていただきたいと思います。

ここまでの質問について、一括でお答えをお願いします。

町 長 2番 栗林議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

全国的にこの害獣による農業被害が問題視されている中、最上町においても熊やイノシシなどによる農地被害や人的被害が懸念されておりました、実際に被害を受けている農業者の皆様からは「一晩で作物が荒らされてしまった」、「収穫直前の被害は最もつらい」といった切実な声も伺っておりまして、町としましてもこうした被害の深刻さを重く受け止めており、その対策を早急に講じる必要性を痛感しているところであります。

捕獲状況など詳細につきましては、先ほど須貝議員の答弁にもあるとおりであ

ります。

初めに、この農業被害の防止に向けた取組についてご説明をしたいと思います。有害鳥獣対策として効果が高いとされている電気柵の設置に関しては、地域の皆様の負担軽減を図るため、山形県との協調助成制度を導入しております。また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度でもこの鳥獣被害対策を実施できるとされており、当町でも取り組んでいる状況となっております。これらの交付金を利用した電気柵等の設置支援は、害獣侵入を減少させる有効な手段となっていることから、令和元年から6年までの実績は38件となっております。今後も、予算を確保しながら、この有害対策を支援していきたいと思っております。

続きまして、駆除後の処分についてであります。須貝議員の一般質問の答弁内容と同様となりますけれども、熊やイノシシ等の有害鳥獣の捕獲後に適切な処理を行うことは、地域の衛生環境を守る上では最も重要な課題であると認識をしているところであります。捕獲した個体につきましては、山形県ツキノワグマ管理計画で自家利用、焼却または埋設処理など適正に処分をし、林地等に残渣をそのまま放置してはならないと定められておりますので、同様に最上町の鳥獣被害防止計画でも、捕獲した鳥獣の処理についても、埋設や焼却等により適正に処分するものと定めておるところでございます。

実際、当町では、ほとんどが自家利用や埋設となっている、認識しておりますが、駆除後の処理につきましては、周辺住民の皆様への説明や理解を十分に得ながら環境や安全面にも最大限の配慮をした対応を徹底してまいります。

議員指摘のとおり、今年度は相当数の駆除が行われましたので、処分の在り方については課題を整理しながら今後も検討してまいりますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、人材確保についてであります。これが、今後の課題としては大きな課題であります。

猟友会の活動は、害獣駆除の要となる重要な役割を担っておりますので、一方で、高齢化が進む本町においては猟友会員の減少が深刻な課題であり、猟友会員の負担が増しているところでも認識させていただいております。須貝議員の答弁でも言いましたけれども、先般会長と副会長が見えられて、今後の課題を6項目いただいて、そういった中でもこの人材育成の問題についても大事な大事な今後の対策であるという認識をさせていただきました。

ガバメントハンター制度の導入につきましては、先進自治体が導入しているケースを参考に、本町での可能性の検討を行っていききたいと思います。なお、本町では、担い手育成の観点からも新規狩猟免許取得等の支援事業に取り組み、新たに捕獲の免許の取得に要する経費についても補助を行っておりますので、補助内容としては、狩猟免許取得に係る経費について上限1万円、銃砲所持許可に係る

費用については上限1万5,000円、銃器等の購入経費について、購入した経費の3分の1以内で上限5万円となっております。

また、箱わなの設置に関しては、町民や地域の要望により進めているところがあります。設備に関しては、猟友会の方に出没の現場を確認いただき、安全な状況で設置をお願いしているところがあります。特に、今年は箱わなの設置依頼に対して箱わなの数が不足する事態となりました。現在、県に箱わなの購入に関する補助事業の要望を行っており、また、箱わなの設置をさらに推進するために予算増額を検討しているところがあります。

箱わなの設置に関しては、今後も地元地域や猟友会の皆様と調整を行いながら、効率的かつ効果的に取り組んでいきたいと思っております。いずれにしましても、害獣によるこの農業被害対策と害獣駆除につきましては、猟友会の方々の協力なしでは実施できませんので、今後もこの猟友会をはじめとした関係団体と連携をしながら、鳥獣対策を総合的に推進してまいりたいと思っております。あわせて、この猟友会の方々の安全確保や出動に伴う負担の軽減、装備の確保などについても実情を伺いながら支援の在り方を引き続き検討してまいりますので、議員ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。まずは答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

2 番 須貝議員と質問がちょっと重なってしまったことがございましたが、お答えい
栗 林 いただきました。その中でも、やっぱり猟友会からの要望があったということをお伺いしましたので、さらにぜひ猟友会の活動がスムーズにいきますように、支援等考えていただければ大変ありがたいと思います。

また、先ほど見回りの負担軽減という話がありましたが、猟友会の方、例えばわなを設置、いろんなわなを設置、箱わななりなんなりわなを設置したときの見回りの負担というのがやはり大きいということを聞いています。その見回りの負担の軽減、効率化も考えていかなければならないのかなと思います。その中で、遠隔監視や遠隔操作ができるICT機器というのがあるそうです。わなに対象物がかかったことを知らせるアラートというんですか、そういうものが来たり、また、わなのシャッターを落とす操作ができる、こういった機能があるということを知っています。また、たしか新潟県新発田市だったと思うんですが、ドローンを使って追い払い、熊などの追い払いを行っているという情報も耳にしました。

あと、捕獲の際にくくりわなというのも町でも使っているのでしょうか。このわなが割と危険なことが多くて、かかっていると思って見に行ったらうまくかかっていなくて危険な目に遭ったという事例がここの中、町ではないですけども、こういうことがあるという話を聞いたことがあります。こういったものにも、先ほど言ったICTというんですか、やIoTというふうな技術、これも可

能、こういうことの知らせ、わなにかかっていることを知らせてもらえるようなシステムが、割と比較的低コストのものが最近運用をされている事例があるというようなことを聞いております。国で鳥獣被害防止総合対策交付金というんですか、こういった交付金でこういったICT機器などの技術の活用を推進しているという取組をちょっと目にしたことがあるんですが、町内ではこういったICT機器等の活用、導入などは考えているのでしょうか。お伺いします。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 今、栗林議員からは、見回りの猟友会の軽減負担ということで、それに関するICT機器の導入についてご質問がありました。

実際、今、猟友会の皆さんからは、わなをかけていただいた後、わなの見回りを行っていただいております。そちらに関しては、1時間当たり千幾らという形で、活動と実績に応じましてお支払いをしているところでございます。

このICT機器につきましては、以前、山崎議員からも質問の中でそういった機器の導入についてはどう考えているかという質問があった経緯がございます。猟友会の方で、自分で購入して使っている方もおられるんですけども、全体的にはやはりわなの状況を確認するというのが基本ということで皆さん見回りを行っていただいております。ただ、舟形町などではこのICT機器を使っておるようですので、こういった取組をしているのか、あと通信とかその辺も負担出てくると思いますので、そういったところをどういうふうに行っているのかをちょっと確認しながら、最上町で導入できるかどうかを考えていきたいと思っております。

あと、ドローンにつきましては、ちょっとこれ、レベルが高いといいますが、ちょっと操作とかもございまして、こちらのほうは中長期的に考えさせていただければと思っております。

あと、くくりわなにつきましては、熊の捕獲では使えないことになっております。イノシシの捕獲にくくりわなを使うわけですが、そのわなに捕獲といたらあれですけども、熊が誤ってわなにかかることがございます。そういったときに熊が暴れたりして危険だということはあると思います。ですので、実際、くくりわなに熊、イノシシも危険なんですけれども、かかったときには十分注意して猟友会の方に活動してもらっています。特に、子熊、子熊がわなにかかっている場合などは近くに親熊がいる可能性が非常に高いということで、そちらのほうは十分気をつけて有害駆除のほうを対応してもらっております。

状況としては以上です。

2 栗 林 番 もちろん、すぐすぐいろんな対策、いろんな、多分、私が申し上げた以外にもいろいろな、見回りの軽減策ですとか、あと駆除の方法、いろいろあると思いますが、ぜひ検討いただいて、農業の対策、しっかりお願いしたいと思っております。

もちろん、人命が最優先であることは間違いないと思います。けがをされないように、また命を落とすことのないような対策というのは本当にまず一番に考えなければならないというのはもちろん理解しております。しかし、やはり農作物を守る、農家を守る、農作物の被害防止に関する支援、ぜひ改めて力を入れていただきたいと思います。

また、高齢者の方が町なかで動物の被害に遭うようなニュース映像を見た方たちが、散歩や買物等もちょっと怖くて外を歩けないというような、そういったことも耳にしております。それによって、ひきこもりによる体調不良や認知症の進行などが懸念されています。高齢者のケア等も必要になるのではないかと思います。この件に関しましては、今回は答弁は求めませんので、次の2番目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問ですが、多様性社会における地域コミュニティについての質問をさせていただきます。

各地域や集落で役員不足が問題になっています。ある地域のお祭り実行委員さんからは、「役員が高齢化して、自分たちがいつまでできるのか、若い人たちに引き継ぎたいのだが成り手がいない」という相談をいただきました。これは、何度も何度も同じような質問をいただいておりますし、こういったところで、いろんな場面で役員等の成り手不足というのは本当に問題になっております。しかし、残念ながら地域活動に参加しない、家庭の事情や勤務時間の関係で協力したくてもできない方というのがいらして、地域コミュニティーへの考え方や地域との関わり方も多様性、と最近よく耳にしますが、多様性という言葉にあるように、一人一人がそれぞれの家庭や生き方を尊重しなければならない、それぞれの家庭や生き方を尊重しなければならない世の中になっているように感じています。

また、あるアンケートによると、地域コミュニティーに若い方が参加しない理由として、「仕事などが忙しくて時間がない」「必要性を感じない」「人間関係が煩わしい」「役を引き受けることへの不安がある」、このような回答があるというふうに目にしました。

地域コミュニティーへの参加や消防団への加入は、ある程度積極的な協力が求められていました。私もこちらに来たときに、より地域コミュニティーへの関わりというのは最上町は強いなというように感じていました。しかし、必ず参加する、参加してほしいという考え方が、いや、ちょっと忙しいから無理ですよということではなかなかそういうことを優先してもらえない、優先してというか、協力してもらえないような考え方が変わってきているのではないかと感じています。まちづくりの基本としては、町民の協力が不可欠だといいますが、今までの地域コミュニティーの考え方では、若者の協力を得るのは難しくなってきているのではないかなと思います。

先日、まちづくり懇談会では、町民の皆さんから「若者の参加が少ない。これからの町を担っていく若者の意見をもっと聞くべきだし、若者の参加しやすい懇談会を開くべきだ」というご意見がありました。これからの地域コミュニティーの考え方、若者が積極的に参加できるまちづくりについてどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

町長 2番 栗林議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

多様性社会における地域コミュニティーについての質問であります。まず、ご指摘いただきましたとおり、地域コミュニティーにおいて役員の担い手不足や高齢化が進行し、その解決策として若い世代への引継ぎが求められる状況にあることは、私たち地域社会全体の大きな課題であると認識をしております。若者が地域活動やまちづくりに参加しづらい理由についても、栗林議員がおっしゃったとおり、「仕事が忙しい」「必要性を感じない」「人間関係が煩わしい」など様々な理由が存在することから、これまでのまちづくりのスタイルが現在の社会状況や人々の価値観の変化に十分に適応できていないというご指摘も私たちは重く受け止めるべきと考えているところであります。

地域コミュニティーは、多様な価値観を持つ人々が住みやすい社会を形成するための重要な役割を担っていただいているわけでありますので、ここで言う多様性の社会とは、若者世代だけでなく高齢者、女性、障害のある方、外国人住民、移住者など様々な背景や立場を持つ方々がそれぞれの特性や思いを尊重させながら地域の一員として役割を持てる社会であると考えておるところであります。

今回の3地域の懇談会の中でも、いろいろな行事が1集落ではできないという形、担い手もないんだという形、いろいろな意見もいただきました。だからこそ、私言いたいのは、これからの人口減少、これからのいろいろな地域、村づくりを考えたときに、1集落だけにこだわらない。ですから、これからは集落活性化交付金も1集落だけのイベントでなくて、地域の部落、集落と一体となってこれからのいろいろな行事や地域文化の向上やら、子どもたちの参加やら、そういった体制にしたいということで、この集落支援を中心とした3地域でのこれからの文化向上の在り方という形をお願いしているという形でありますので、こういった気づきを1集落だけでこだわらない、ああ、こういう形で隣の部落と一緒にやれば、例えばいろいろな行事にも参加できるよねと、そういう形の気づきを気づかせてやるということもこれから私も令和8年度の大きな大きな人材育成、地域文化の向上につなげられるなど、こんな思いでいるところでありますので、集落支援の役割は今まで以上に大きい3地域での頑張り、地域一人一人に期待される、気づかせてやる、そのことによって集落の人も、子どもも、高齢者も、よし、じゃ、こういう形で一緒に頑張りようよね、そして、終わった段階で、それをさらに

総括をした上でさらに頑張ろうよねと、こういった形での自治協働のまちづくりの再構築の視点として、私は3地域のこれからのコミュニティーの在り方ということも大事だなと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そうした中で、この若い世代をはじめ、様々な世代が意欲的に参加できる環境を整えることが何よりも重要でありますので、そのための参加しやすい仕組みづくり、魅力ある地域活動の創出が十分実現できていないことも課題として捉えるところでもありますので、先ほど申し上げましたこの地域コミュニティーの新たな在り方の模索としていく必要があるということ、これ、行政だけの主導でなくて、町民自らにも気づかせてあげる、ああ、こういう形で期待されているんだ、こういう形でやればさらにこれからのまちづくりの魅力も発信することができるんだというふうな意識に変えていきたいなと思ひているところでもあります。

若者が積極的に参加できる参加できる地域コミュニティーの在り方についてでありますけれども、4点の取組を具体的に検討していくべきだと考えております。

まず1点目は、先ほど来お話ししております柔軟な活動参加の仕組みづくりとして、若者が地域活動やまちづくりに参加できるようにするための時間的な負担を軽減し参加しやすい環境を整えること、例えば、地域活動における役員の分担制度も見直して、短時間で参加できる役割の設定やオンラインでの会議参加なども導入することで、家庭や仕事の事情で参加が難しい方でも関わりやすい環境になり、特にこの現在のデジタル技術を活用することで若者の得意分野を生かした効率的な活動が可能になってほしいなと、こんなふうに思っております。

2点目は、地域活動の参加に必要性を感じないという若者の意識を変えるためにも、地域活動そのものの持つ魅力や価値を再認識してもらう必要があります。そのため、地域活動を堅苦しい義務ではなく楽しい場であるということ、未来をつくる場であるということ、そしてPRをして若者自身の興味や特技を生かした活動ができる柔軟性を持たせることが重要であります。そういったことが魅力を発信することによって移住、定住、町外二地域居住、そういった情報発信が極めて大事であるということでもありますので、マイナス部分の検討はもちろんであります、それを点にしない、魅力を点にしない、プラスに変えることが、むしろ逆に今後の地方創生の大きな、私は力になってほしいなと思ひているところでもあります。

地域イベントに若者向けのワークショップや交流の場を設置する、またSNS等を活用しながらこの活動内容やその成果を発信することで若者が関心を持ちやすくする仕掛けなども大変私は大事だろうなと、こんなふうに思ひます。

3点目は、若者の意見を反映する仕組みづくりとして、最上町を担う若者の意見やアイデアを聞き、それをまちづくりに反映することは大変重要なポイントに

なります。この点については、若者が参加しやすい形で定期的に意見交換の場を設けて、例えば夜間や休日に開催するといった時間的な配慮やオンラインでの意見収集、企業等の事業所訪問による出前方式の導入などを進めることで幅広い層の声を聞く仕組みづくりを検討する必要があると考えます。さらには、参加した若者の意見を具体的な活動へ組み込むことで自分の意見が実現されたんだという意識を持たせる、そういった経験を共有することで、次の参加意欲を高めることが期待できるのではないかなど、こんなふうに思います。

4点目には、地域活動と仕事・教育の調和の促進であります。地域活動と仕事や家庭生活、教育機関との連携を進める施策も検討が必要であります。例えば、企業側と協力して地域活動への参加を促す仕組みの提案や学校教育の一環としてまちづくりを学べるプログラムを提供するなど、若者が地域活動を身近なものとして認識するよう働きかけていくことも、これは最も私は大事でないかなど、こんなふうに思います。

そういう意味で、改めて、この前、議長さんと一緒に最上地域の連合の友の会の総会に参加させていただきました。大勢の皆さんから参加をしていただいて、この方は特に奥山昭一さんが最上地域全体の会長でもあるものですから、こういったこともただ単に行事ではなくて絆づくりの源泉になっているんだと、私はそのときにもお話ししましたが、これからのふるさと納税のお返しについても、ただ単にお礼品を通して農産物を送るだけでなくて利用券を送るということもあるんだよと、そういった意味で、旅館の利用であったり、いろんな体験の利用であったり、そういったことなんかもしながら、これから魅力をつなぐことが、応援団に来ていただくことがこれからの活性化になる、その原点が地域文化であり、地域活動であるということでもありますので、ぜひそういった面で、栗林議員は元集落支援員の方でもありますので、いろいろな地域の方の気づきを点にしないで、1集落だけでなくて町全体を意識した形でつなげて気づかせてやるということが大事でないかなど。これが、私が言ういつもの自治協働のまちづくりの大きな理念でありますので、ピンチをチャンスにする、そのぐらいの思いでひとつみんなで頑張っていきたいなと、こんなふうに思います。

あわせて、この地域コミュニティの振興には、若者層のみに過度な負担を強いることがあってはならないと考えますので、地域コミュニティの本質はあくまでも住民主体にあると考えておりますので、行政は前面に立って主導するだけでなくて、必要な支援や環境整備を行う伴走型の役割を担っているということも私は大事でないかなど、こんなふうに思っているところであります。

今回も、いろいろな面でのこの熊の注意喚起についても、職員がいろいろな面でパトロールしてくれました。私のほうにも、いや、町長さん、こういう形でしていただいて、職員頑張ってくれているんだなということとお褒めの電話をいただきました。何としても、幸いに人的被害がなかったということは何よりでありま

すので、今後ともそういった意味でのいろんな課題も、いろんな、わなの問題であったり、猟友会の支援であったり、当然のことではありますが、そういった気づきをこれからのひとつ、安全・安心なまちづくりにつなげていきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

地域ごとの課題は異なるため、具体的な施策についてはそれぞれの地域の現状に合わせた柔軟な対応が必要でありますので、行政としては従来の地域コミュニティの枠にもとらわれず、多世代が協力し合い、お互いを尊重しながらともに歩むことができるまちづくりを目指してまいりたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げたいと思います。地域コミュニティがより広く、より多様な価値観やニーズを受け入れる場となって、若者を含む全ての世代が安心して地域に貢献できるような仕組みを構築してまいりたいと思いますので、町民の皆さんとともに知恵を出しながら進めてまいりますので、行きたいねと思えるそういうまちづくりのためにも、議員のご理解、ご協力をお願い申し上げます、まずは答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

2 番 町長のおっしゃるように、私、集落支援員という仕事をさせていただきました。栗 林 て、それが今のこの仕事に大変生きていると私は思っております。地域を知ること、本当に大切だなとさらに考えているところです。

そこで、実は、ある方から、これちょっと考えたんですけども、こんなことをお聞きしました。町の職員に地域活動に協力するように頼んでほしいんだと、ある方が、町の管理職ではないかもしれないんですけども、上の方をお願いをしたことがあるんだそうです。そちらの部署の方をぜひ地域活動に協力してもらえように言ってくれないかというふうにお願したところ、地域活動というのは公務じゃないので、時間外勤務等はできないんですよというようなお返事をいただいたということで、大変その方、がっかりされていました。

お給料を出してくれと言ったのではないと思うんです。地域活動に職員の皆さんもぜひ協力してほしいというようなお願いをしたのではないかなと思います。もちろん、地域の皆さんも報酬をもらって地域活動をされている方はいない、特別な役割をお願いするときには、そういう報酬というか、お礼というか、発生するかもしれませんが、ほとんどの方は報酬をもらって地域活動はしていないと思います。

私は、地域活動に参加されなかった、たまたま参加されなかったのかもしれませんが、職員の方を責めるつもりは私は全くないです。休日の過ごし方をあれこれ、例えば管理職の方が職員の方にこうなさい、ああなさいと言うのはやはりプライバシーの侵害になるのではないかと思いますし、今、そういった生活環境が、どうしても参加できない方というのがいらっしゃるのかと思います。しかし、もし町の職員の皆さん、地域活動に参加しないことを仕方がない、よしとす

るとするならば、一般の町民の方にまちづくりに参加してください、ぜひ参加してくださいというふうに求めるのはちょっと言いづらいのではないかなと私は逆に考えてしまうんです。

地方のよいところは、地域住民のつながり、コミュニティーの強いところだと私は思っています。大げさに言ってしまうばなんですけれども、最近、そういったコミュニティーが少しずつ形を変えてきているというような気がします。町長は、先ほどのお答えの中で、町民の意識を変えるというように、協力してもらうようにしていくというふうなお答えをいただいたんですけれども、私、この件を聞いたときに、もしかしたら町が変わっていかなきゃいけないのかなというふうに感じました。若者の意識を変えるのではなく、今の若い人たちがこれからどんなふうなまちづくりをしていくのか、そういうものをやっぱり感じ取っていかないといけないのかなと思います。そして、先ほど集落活性化応援交付金のことにも触れられましたが、ほかの地区との合同の活動をまた支援していただけるようになったということは大変うれしいなと思います。

私も、隣の集落との合同の活動というのを何年か続けてやらせていただいたことがあったんですけれども、残念ながらほかの集落との共同というのを一旦打ち切られたと、たしかあったと思うので、また合同の活動が、というのができるというのは大変ありがたいことだなと思います。

この交付金についてなんですけれども、いろいろな制約というか決まりがあって、これでは使いにくいんじゃないですかという意見、私、何度か出させていただきました。私が今、今というか、もともと考えているのは、この交付金、ぜひ懇親会や飲食費に使うようにできませんかということ、これは意見というか、私の個人的な意見なんですけれども、そんなふうに思っています。今、この集落のコミュニティーがなかなかうまくいかない状態では、半ば強制的と言ったらちょっと変な言い方ですけれども、このお金でどうぞ皆さんに懇親会を開いて集落の絆を深めてください、そんなふうな使い方はできないかな、そのことによって集落内のコミュニティー力を上げることはできないかな、そんなふうに私は考えております。それは、ちょっとあくまでも私個人の意見として聞いていただければありがたいなと思います。

20年前ぐらいからと今でも、やっぱり地域コミュニティーの考え方、変わってきていると思います。よく年金に例えられるように、少ない若者の年金で多くの高齢者に年金を支給しなければならない、こういうことがあると思うんですが、地域もやはり同じですよ。若い人が少なくなって、高齢者世帯の面倒を皆で見なければならぬ。私ももうすぐその面倒を見てもらう側になります。そのときに、若い方たちが頑張れる町にどうしたらなれるのか考えていかななくてはならないと私は思っています。それは、さっきもちょっと言いましたが、行政が町民を動かすのではなく、町民の、特に若い方たちが行政を動かしていくようなまち

づくり、そんなふうを考えてもらえる若者が頑張れる世の中になっていかなければならないなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

町長 今、栗林さんから、職員が公務でないなんていう表現をされたということ、この場で言っていただいて大変ショックです。いや、そんな職員はいませんよ。改めて職員は、ですから、私、いつも課長会議を毎週するんですけども、課長の仕事は、朝、職員が出勤してきたら、誰々君、ちょっと顔色悪いよね、一人で悩まないで、これが仕事なんですよ。完璧な人はいません。でも、今与えられている仕事を、これから自治協働、町民が主役ですと言っているわけです。教育長は、子どもにも、そういった意味で町全体が教室だと言ってくれているんですよ。そういったことを踏まえたときに、これからの自治協働の在り方、それぞれの集落の在り方、参加の仕方、こういったことを、今回の災害でもありましたけれども、これから新たな再構築をするために、これからも自治協働のまちづくりということであるわけでありますので、そういった意味で、職員を批判するだけでなく、頑張れよと言ってほしい。

そして、誰も完璧な人はいませんよ。私、いつも言うんだけど、そういったときに、もう一人の自分に向き合って3つの心を持ちましょう、なぜこんなに頑張っているのに言われるのかなって多々あります。まず許してみる、そして振り返ってみる、そこには小さい気づきが必ずあります。その気づきに感謝する。まず、自分が変われば相手が変わるよ、え、相手が変われば言葉が変わる、習慣が変わる、そして最後にはこんなにも大勢の仲間が、応援団がいるんだということが自治協働のまちづくり、行政の粋です。

そして、職員に言うんだけど、いろいろ、第何条何の規則ということではなきゃならない仕事ですけども、そういったときに、正しいことを言うときには相手を傷つけやすい言葉だと気づいて丁寧な説明が必要だと、そういう話までしているわけでありますので、今回のいろいろな、災害もありましたけれども、そういった中で、昼夜問わず、今回の災害復旧なんかも本当に頭の下がる思いで現場検証なんか今までやってきているわけですから、完璧ではありません。でも、それを気づかせて褒めて、よし、じゃさらに頑張るということが、これからの行政だけでない自治協働のまちづくりをしていきたいなど、こんなふうに思っているところでありますので、今まで以上に、今まで以上に集落の在り方、その人の在り方、前にも賀詞交歓会で説明させてもらった、講演の中で、災害があったときに避難所を開設しますけれども、ただ避難所を開設しているんでないよ、もちろん消防団の役割は極めて大きいですけども、そこにはいろいろ違った子どもたちがたくさんいられるんだということ、そして女性の役割が極めて大きいというこの気づき、そしてみんなで頑張るんだというこの3つの提案をいただいたことがございます。そういったことも含めて、官民連携、これからの在り方、

自治協働のまちづくり、そして次の時代の子どもたちが生き生きとして輝く、今回の70周年記念で本当に素晴らしい提言を子どもたちからいただいているわけですので、こういったことを一つ一つ、完璧ではないにしても、みんなで気づかせてやるということが、我々が、もちろん執行部は当然のことですので、議員の皆さんもそれぞれの地域代表として、まちづくりの代表、リーダーとして頑張っていたいただきたいと思いますので、さらに町も頑張りますので、頑張しましょう。

2 番 2 番 栗林 ちょっとすみません、私、批判をしたつもりはないんです。全く地域活動に参加されなかった方を批判したという意味合いではないので、それだけ誤解のないようにお願いいたします。

そういったいろんな考え方とか世の中って、本当に変わっていくものだと私は感じています。中学生が30年後も参加しますとおっしゃってくれた、そのことを大変町長はうれしいとおっしゃっていたの、私も本当にそういうふうにおっしゃっていただいたことは大変うれしいし、ありがたいことだと思います。ただ、Z世代と呼ばれる年代の本音、顔を見て本当に褒めてくれることはありがたいですけども、本当に心の中でどんなふうこれからのかを感じているのか、そういうことをぜひ、本音を聞いてみる機会というのをぜひつくっていただきたい。

年長者から押しつけて、こういうのを協力してほしいというのではなく、自分たちはどういうふうにしたんだということを聞く機会というのをつくることをお願いして、私からの質問、終わらせていただきます。

議 長 これで、2番 栗林議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩します。

休 憩 13時48分
再 開 13時57分

議 長 それでは、休憩前に復し会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。
8番 山崎香菜子議員に発言を許します。

8 番 山 崎 これより、山崎の一般質問を始めさせていただきます。
今回、質問は2つご用意させていただいております。
まず1つ目の質問、定住のための行政サービスや支援について、町長にお伺いいたします。

昨今、移住の話題が取り沙汰されておりますが、移住や二地域居住について考えるとき、定住についても同様な視点から検討していく必要性を感じています。前回の一般質問でも申し上げたとおり、雪や交通の不便さから転出を考えているという声を多数聞いております。立地的に他地域と比較して不便であることは間違いなく、陸羽東線の運休によって拍車がかかっています。また、豪雪地でもあり、除雪に係る負担も大きな課題となっております。交通の利便性を高めるのも、除雪の負担についてもすぐに解消できる問題ではありませんが、当町ならではの支援やサービスを新設することはできるのではないのでしょうか。

例えば、高校生や高齢者への通学・通院のための交通費支援や除雪費の支援などが挙げられます。町のデメリットである部分を解消していくような支援があれば、これから移住を考えている方にとっても選択肢の一つにもなりますし、その後の暮らしやすさにもつながるはずです。

もちろん、最上町だから住みたいという声も聞いております。不便さが少しでも解消すれば、人口減少率も下がっていくのではないのでしょうか。ほかにも人口減少の要因は多数あるはずですので、まちづくり懇談会だけではなく、広く意見を聴取できるような世代別アンケートを実施し、中長期スパンで町民が求める行政サービスを検討していただきたいです。

町として、定住につながる具体的なサービスは行っておりますか。また、今後どのように定住を推進していくのか、お答えください。

町長 8番 山崎議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

定住のための行政サービス支援についてでありますけれども、山崎議員がご指摘のとおり、地域における交通の利便性や除雪負担といった課題は移住・定住を促進する上で重要なポイントでありますので、町民の皆様からも同様の声をいただいております。改めて、この課題について検討する必要性を再認識しているところでありますけれども、定住の促進には地域交通や住環境の整備と併せて、町内における働く場の確保や雇用の安定が極めて重要であると認識をしております。商工・観光・農林分野の振興と連動したこの定住施策の展開にも取り組まなければならないと考えているところであります。さらに、他の地域と比較した場合の本町の強みや特色を生かした施策を展開し、移住・定住への取組を推進してまいりたいと考えているところであります。

先ほど来、いろいろな質問に答えておりますように、地域文化の向上、この絆づくりの源泉になっているんだということも含めて、これからの地域との一体となった、これからの地域づくりにも大変私は大事なことでないかなと思っておりますし、まず、この交通の利便性についてであります。ご指摘いただいた陸羽東線の運休は町民生活に大きな影響を与えております。町としても重要課題として捉え、早期復旧・早期運行に向け、国や県、沿線自治体との連携を強化すると

ともに、復旧までの間、J R代行バス運行の改正についても力を注いでいるところでございます。

これも、J Rが今止まっているということで、大変いろんな方からの心配をたくさんいただいている中ではありますが、これも、皆さんご案内のとおり、アルカディアもがみさんがまず事務局になりながら、ライドシェア、そういった民間でやれる交通体系を12月1日から3月31日までやりますという形を言っていたいただきました。そして、これは、この前、瀬見の郵便局の開局式にも参加させてお願ひしたんですが、官民連携のDMOの法人の設立、アルカディアもがみだけでなく、瀬見の郵便局もそういった形の応援をできるように、向町の郵便局はもちろんであります、富澤の郵便局もそういった形で応援できますよ。そして、各企業の皆さんからの連携も含めて、毎日ではできないけれども、土曜、日曜には応援できますよね、そういった仕組みづくり、官民連携のライドシェア、あるタクの執行に改めて議案をまとめております。そういったことも含めて、これもいつも町長熱く語るみちのくウエストラインにも1町村だけでなく横軸の、酒田から石巻全線がそういった移動手段、二次交通の手だてなんかもこれからの地方創生にとって私は最も大事な施策の一つでないかなというような形で、これは何としても令和8年度の大きな施策の一つとしてキックオフしたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

特に高校生や高齢者の通学、通院といった日常の足を支えるJ R代行バス運行の改善に向けたアンケート調査を行いながら、J Rへのダイヤ改正への要望活動を行っておるところであります。おかげさまで林野庁も協力していただいて、今、復興事業も進んでおりますので、こういったことも含めて、魅力をいつも発信できる二次交通の手だて、官民連携の、そういった移動手段なんかも提案することによって、私は地方創生の大きな、東北のへそですから、ここ最上町は、酒田から石巻全線の魅力をつなぐということこそがこれからの移住・定住、定住対策に観光・関係人口、交流人口に貢献できるのではないかなど、このように思っておりますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

結果については、年度末にはJ Rよりダイヤ改正についてプレスリリースがなされる予定でありますので、陸羽東線の再運行に向けた取組として、J R仙台支局の呼びかけにより先月から沿線自治体と山形県の関係職員による陸羽東線沿線地域活性化情報連絡会が設置され、活動が始まりました。連絡会議は、代行バスの利便性向上や再開に向けた利用促進、運行経費削減等をテーマに定期的に開催していくことになっております。本町としましても、この会議を通して積極的に意見や提案を発信してまいりたいと思ひます。そういう意味で、二次交通の手だてというのは極めてこれから足の確保が大事でありますので、努力していきたいと思ひます。

次に、除雪負担の軽減についてであります。山崎議員のご指摘のとおり、豪

雪地帯である本町においても冬期間の除雪は住民生活にとって不可欠でありますので、大きな負担になっていることは十分認識をしているところであります。

まず、本町の現状の取組といたしましては、町では道路除雪のほかにも地域で取り組む除排雪に対する支援や社会福祉協議会が主体となって取り組んでいる間口除雪など、住民生活の安全確保に努めているところであります。しかしながら、定住者全体を対象とした支援については、除雪負担の度合いや地域の実情、財政負担、支援の公平性などを検討すべき点が多く、慎重な判断が求められる分野でもあります。

こうした状況を踏まえて、町といたしましては移住・定住の促進という観点から、持続的に除雪負担の軽減につながる支援策の在り方について検討する必要があると認識をしております。具体的には、県内の自治体では、除雪支援として小型除雪機の購入に対する支援を行っているところが数多くありますので、当町においても取り組んでいけるよう検討してまいりたいと思います。

この集落自治活動の中で、黒澤集落は雪かき隊という集落で立ち上がってみんなので支え合い除雪なんかもしている集落もあるわけでありますので、そういった意味での自治協働、集落の意識の活用も含めて、先ほど栗林議員からも提案あった、そういったことも含めて、地域みんなが頑張れるまちづくりにつなげていくことが私は本町のこれからの、雪は必ず降るわけでありますので、そしてそういった面での除雪オペレーターにもお願いしているのは、自分の受け取っている家並みをきちっと認識して、あ、ここは高齢者世帯なんだね、あ、ここは独り暮らしなんだね、そういったことの配慮もちょこっとしていただくということも大事でないかなと、こんなお願いもしているところであります。

町民の皆様のご意見を伺いながら、移住・定住の促進と安心して暮らせる地域づくりのため、除雪支援の在り方について引き続き検討して進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、移住・定住を促進するためには、交通や除雪以外にも、町全体の生活環境や行政サービスの充実が求められます。本町では、現在、定住支援として新たなニーズに対応するため、各省庁において創設されている補助事業等を活用した定住促進の空き家活用住宅の新たな整備に向け、町内の利活用可能な空き家や空き地の掘り起こしと空き家バンクの運用等についても取り組んでおります。

また、新婚世帯に対して1世帯当たり最大60万円を補助する結婚新生活支援事業や、子育て支援分野では、子育て世帯に対して出産育児応援給付金、妊娠支援給付金並びに家庭保育応援金、小学校入学祝金、児童手当、さらには保育料の段階的無償化など高校生以下の医療費の無償化などの経済的な支援に加えて、育児負担の軽減に向けた様々な支援によって若者の定住対策を進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

さらに、令和7年4月から町の子育て支援に関する情報をまとめた子育て支援

サイト「もがみっこネット」を開設して、町ホームページに分散していた子育てに関する情報を分かりやすく紹介しているところでもあります。

定住促進に向けて重要なのは、住み続けたいと思える魅力的なまちづくりの実現であります。そのためには、現状の課題を分析し、町民の声を広く集めながら具体的なサービスを提供することが何よりも不可欠でありますので、そういった意味で、移住・定住も二地域居住を推進するためには職場体験が極めて大事でありますので、農林専門職大学の魅力は、3分の1以上が地域実習でありますので、そういった学生を町で体験させて、経験をさせて、将来は恩返しのために来たいなど、こういう政策も続けていきたいと思えますし、今、総合支庁が発信をしているジモト大学、各高校生がそれぞれの地域を発信してくれているんです。私、いつも熱く語るのは、これをただ単に発信して、報告して終わりではもったいない、このことがどういうふうにかかされているかということを立てし合えるような窓口、事務所、ゆめりあの中につくったらどうです、というお話をしているんです。おかげさまで、今、最上総合支庁長の齋藤総合支庁長さんが、そういう意識の下で、官民挙げて、そして魅力を発信する、そして次の時代の子どもたちに生かされる、そういうまちづくりをさせていただくということで思いを共有させていただいておりますので、そういった中でこれからのいろんな意味での人材育成、定住対策が大事でないかなと、こんなふうに思っております。

山崎議員がご提案の世代別アンケートの実施などによる意見収集、非常に有効な方法であると認識しておりますので、今後の政策立案に生かさせていただきたいと思えます。特に、若い世代や子育て世代に向けたニーズを調査し、それに基づいた施策を展開することが定住だけでなく地域全体の活性化にもつながると考えております。生活インフラの整備や医療福祉の充実など、各分野の定住対策を複合的に進め、町民が安心して住み続けられるまちづくりを目指すところではありますが、これらの定住施策の推進に当たっては、町の財政状況を十分に踏まえ、国・県の補助制度を積極的に活用しながら、将来に過度な負担を残さないよう、持続可能な事業展開に留意してまいります。議員の皆さん及び町民の皆さんとともに課題を共有しながら取組を進めてまいりたいと思っております。

話は長くなりますが、せんだって、全国の町村長大会がありました。そして、山村振興のいろんな意見交換会もありました。そういった中で、来賓として来た大臣が、ただ単に額面どおりの補助事業だけでなく、そこには、あ、行きたいね、行きたいね、そういった魅力、顔の見えるような工夫をした提案をすることによって交付税の割増しもあるんだよと言ってくれました。まさしく、そういった意味で、最上町が目指す官民連携、行政だけでなく町民一人一人が生き生きとして輝けるまちづくりこそが、これからの私は地方創生に貢献できる、そのためにみちのくウエストラインも含めて、JRの魅力も含めて、ライドシェアの交

通、二次交通の手だてなんかも含めて、文化向上も含めて頑張るということがこれからの大きな大きなまちづくりの課題でありますし、これを議員の皆さんと一緒にこれからのまちづくりを牽引していきたいと思っておりますので、引き続き、議会まちづくり懇談会やアンケートを活用した意見収集を通じて、町民のニーズに即した政策を展開できればと考えておりますので、議員のご理解、ご指導をよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

8 番 町長からは、働く場やほかの、結婚支援とか、子育て支援についてもご回答、
山 番 そういった部分も移住・定住の重要な施策になってくるということで説明がありましたが、もちろん重々承知しております、一つ一つの項目が大きくなってきますので、今回は、特に他市町村と比較してマイナス、マイナスというか、プラスでもあるんですけども、移動手段の部分であったり、雪の部分に特化した質問をさせていただきました。

陸羽東線が復旧したとしても、やはり遠方であることは間違いなく、また、新庄、最上校と新庄の高校以外にも進学を希望されている中学生の方もいらっしゃるかと聞いております。やはり、高校は義務教育ではありませんが、子どもたちがこれから世の中を生きていく知識と技術を習得し、夢をかなえてもらうためにも、希望する高校への進学の支援を町として行っていただきたいと思っております。

該当はしないんですけれども、文科省において離島高校生就学支援事業というものを設置しております。離島じゃないんですが、陸の孤島的な、扱いにはならないんですが、そのぐらいのそういう支援事業もある中で、高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を2分の1補助するものです。当町は、もちろん、先ほど申し上げたとおり離島ではないんですが、間違いなく通学に係る負担が重いという事実がある。それは、陸羽東線が運休しているとかは関係なく、従来そういう事実があります。そういったところに町独自で支援、子育て支援の一環として支援をいただくことができれば、また最上町の特色としてPRにも生かせるのではないかなと思うのですが、この部分、どのようにお考えでしょうか。

町 長 町独自の高校生に対するそういった支援制度ということでありましてけれども、そういったことも見据えて、これからの地方創生の魅力づくりの人材育成にもつながるといことも含めた形の中で、総合的に検討していければなど、こんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、ライドシェアの問題についても、これ、最上町だけでつくっても駄目なのよ。沿線町村が全体でつないで魅力をつなぐということがなければ、最上に来たお客さんが、いろんな最上で体験させるための交通手段としては大変いいん

だけれども、これを、じゃ最上に来たお客さんが瀬見、赤倉に泊まって、じゃ舟下りもしたいよね、銀山温泉にも行きたいよ、スキー場に行きたいよねと、そういった形で全沿線町村がそういった形にして初めてこれからの魅力づくりに、地方創生に貢献できるということでもありますので、そのためにはまず人材、どういうふうに頑張っていたか、体験、交流、職場体験なんかも通しながらもこれからの魅力づくりに皆さんからのアイデアを生かさせてもらうような形で第5次の総合計画の後期計画の中でも、そういったことも含めて官民連携の中で人材育成に向けた努力をしてまいりますので、なお一層、山崎さんからもいろんなアドバイス、ご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

8 山 崎 番 ライドシェアのお話もしていただきましたが、ライドシェアにつきましても、やはり町内だけでは不便を感じる町民の方、または観光客の方もいらっしやると思ひますので、ぜひ広域で地域課題に取り組んでいくような形、先ほど、官民連携のライドシェア、DMOを設置するというようなお話もありましたので、そういったところも期待しながら施策を進めていっていただければと思ひます。

除雪の件なんですけれども、もちろん現在も町として間口除雪など支援していただいているところもあるんですけれども、除雪負担の軽減につながる支援ということで、私も、ちょっと前の定例会のときに小型除雪機の購入補助、他市町村では行っていますが、当町では行わないのでしょうかという質問をした際に、早々に進めるようなご回答をいただいたと思ひていたんですが、今年それが実施されていない状態だったので、ぜひその部分、そんなに大きな負担でもないかと思ひますので、来年度は必ず実施していただくようにしていただければと思ひます。

雪下ろしの部分なんですけど、個人でやられている方もおりますが、立地的に難しかったり、高所作業の危険性もあることから、業者に依頼するのが望ましいと思ひます。豪雪の年には、何度も負担がかかって家計を圧迫しているおうちもあると思ひます。事例になるんですが、鶴岡市では、高齢者や障害者、母子世帯への補助を行っているそうです。最上町では、対象が65歳以上の高齢者のみとなっておりますが、鶴岡市のように対象を拡充することができないのかなと考へております。

鶴岡市では、市民税非課税世帯で65歳以上の独り暮らしの高齢者世帯、または高齢者のみの世帯、そして世帯主が身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持つ世帯、そして18歳未満の児童のみがいる母子世帯に助成額として1回につき上限額1万6,500円を助成しているそうなので、こちら、ぜひ、もちろん、先ほど全町民に対しての補助というのは難しいというお話はありましたが、やはり生活的に困窮している世帯であったり、そういった母子

世帯などを対象とした支援は可能なのではないかなと思いますので、ぜひ当町でもご検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

副 町 長 やはり、雪も大分なります、もう、私の知っている範囲では、30年ぐらい前から独り暮らしになってきて、例えば体力がなくなってくると、いや、こんなに雪深いところにはもういられないわというんで、やむなく自分の息子さんとか娘さんに、それも前から何とかというような思いもあったんですが、今、山崎議員からもありましたように、特に65歳以上のそういった特殊な事情の方だけじゃなくて、子育て中で様々な要件に入った人の支援ということも確かにこれは必要だなというふうに思っております。これは、今後の若者と子育て世代も大事にしながら、安定した定住をしていくには大事な視点だというように思いますので、これは十分にこちらのほうでも検討していきたいと思っています。

ただ、もう一点ですけれども、検討という言葉は行政では曖昧な言葉とか言われるんですが、実は私が言っている検討というのは、それを新たに増やす分、何を削るかという部分も同時作業としないと駄目だということがありますので、増やすのはいいことですのでどんどんしていきたいんですが、もう一方では何を削ったり効率化してバランスを保った財政ということを常に考えなければならないということでの検討ということで、ぜひ、逃げているわけじゃございませんので、前向きに検討しますので、ご理解いただきたいと思います。

8 番 ぜひ、何を削るかも大事なんですが、何で稼ぐかという視点も併せて、そして
山 崎 人口が流出すればそれだけ税金も減ってしまいますので、そういったところも鑑みながら、適切なというか、定住したくなる、住み続けたいまちづくりを引き続き行っていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

悪天候・災害・熊出没に応じた登下校マニュアルの作成をということで、教育長に質問いたします。

このたび、様々議員、栗林議員や須貝議員からも質問が出ておりましたが、熊対策として、職員の皆様には、早朝から通学路の見守りを行っていただくなど対応していただき、本当にありがとうございます。この場を借りて感謝申し上げます。

本年度より、私事なんですが、向町小学校の学校運営協議会の委員をさせていただいております。今年は、タイムリーなんですが、登下校時の安全についての議論を重ねてまいりましたが、やはり熊の出没については、もちろん話題には出ていたんですが、ここまで頻発するとは当初は思っていなくて、想像を超えたものになっているなど感じております。

昨年は豪雨災害、本年は熊の出没など毎年登下校や放課後に何らかの障害が発

生しております。その都度保護者が仕事を休んで送迎するなどの対応に追われているのが現状です。当町では、スクールバスの利用が学校から自宅まで2キロ以上の児童・生徒に限られておりますが、悪天候や災害時などに臨機応変に対応できるマニュアルなどを作成されていますでしょうか。

一時的なものであれば保護者の送迎などもやむを得ませんが、熊の出没のように毎日のこととなると、心配もさることながら、送迎の負担も大きくなってしまいます。付添いが難しくなる距離に居住する徒歩通学者のスクールバスへの同乗や、低学年だけの下校とならないよう学校で待機し上級生と一緒に、先生と共に集団下校にするなど、災害の種類に合わせた対応を検討できないものでしょうか。教育長のお考えをお示してください。

教 育 長 山崎議員からは、2点目として、町の児童・生徒の登下校の安全対策についてのご質問をいただきました。

初めに、学校においては、教育活動が安全な環境において実施され、児童・生徒の安全確保が図られるよう、学校保健安全法が定められております。同法第27条には学校安全計画の策定が義務づけられており、これに基づいて各学校では災害や緊急時における危機管理マニュアルが作成されています。中でも、日々の安全点検や安全指導とともに、様々な災害を想定した避難訓練や職員研修は必須事項となっており、危険への予知能力や対応能力の育成が求められている現状です。

ご質問にありました昨今の厳しい環境下での登下校における安全確保につきましては、児童・生徒の命と健康を守ることが最優先であり、現状で取り得るあらゆる対応を進めているところです。昨年の豪雨災害や今年の熊の出没など、日々の生活において予測困難な事態が発生し、児童・生徒の安全が脅かされる状況は子どもたちの健全育成と地域の安心・安全に直結する課題であると捉えております。保護者の皆様や学校関係者に児童・生徒の送迎や見守り等の対応について町としても状況を重く受け止め、安全対策を各幼児施設や各学校との連携により実施しているところであります。

次に、今般の熊出没に対する現状の取組状況についてご説明いたします。

児童・生徒の通学時の安全確保につきましては、県のクマ出沒注意報・警報の発令や町内での目撃情報を受けて、学校における危機管理の手引き、学校安全法に基づき登下校の安全対策並びにその対応を進めております。

具体的には、次のような対策を講じております。まずは、通学路及び登下校時間のパトロールの強化であります。10月14日から登校時は朝7時から、また、下校時は13時台、14時台、15時台、16時台と児童・生徒の下校時刻に合わせて3から4回、熊の目撃情報があり出没の可能性が高い通学路を中心に、町の広報車による呼びかけや警鐘を鳴らしながら巡回パトロールを実施し、

熊の追い払いを行っております。警察機関や地域の見守り隊の方々とも連携を取りながら、登下校時間帯における見守り活動も継続して実施しております。また、これまで小学生がランドセルに携行していた熊鈴についても、中学生分を新たに購入し、いち早く配布させていただきました。

町内で目撃情報があった場合には、学校と連携し、速やかに一斉メールを配信し、保護者に情報提供と情報共有を行い、子どもたちが安全に通学できる体制の整備を進めております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、現状ではスクールバスの利用が遠距離通学の児童・生徒に限られており、スクールバスの乗降所から自宅までの距離がある児童・生徒もいるなど、悪天候や熊の出没といった突発的な事態について、町内全域にわたっての対応が難しい場面も生じております。学校においては、児童・生徒の安全確保のため、保護者送迎の依頼や職員付添いの下、同じ方向の児童がまとまって下校する対策を講じております。こうした状況の中、12月より学校における危機管理の手引きが改訂され、熊の出没が長期化している現状を踏まえて、登下校時に保護者等に学校への送迎をお願いする場合、事の緊急性と重大性に鑑み、勤務先への特段の配慮・協力要請について各事業所・関係団体に周知がなされているところです。学校においては、町の危機管理室や農林振興課等により提供される情報に加えて、PTAや地域住民等の協力を得ながら、学校周辺や通学路等において熊が出没した場所や潜んでいそうな場所を確認し、その結果を通学路安全マップ等に反映させるなど、教職員、児童・生徒、保護者、各地域の見守り隊と情報を共有し、一層の安全指導を強化してまいります。

また、低学年児童が単独で下校することを防止するため、学校では待機場所や時間を設け、上級生や教職員の見守りの下、集団で下校できるよう努めておりますが、熊の出没や豪雨災害といった突発事態時には、徒歩通学者であってもスクールバス等の柔軟な運用支援を検討してまいります。

今後とも、地域住民や警察機関、保護者との連携を深め、登下校時及び学校敷地内の安全確保について情報共有や安全指導、協働活動をなお一層推進してまいります。

以上の施策を通じて、児童生徒及び保護者の皆様が安心して学校生活を送れる環境を整え、地域社会全体で安全を守る風土を育むことを目指してまいります。議員が述べられた内容も十分に参考としながら、地域の皆様にもご理解とご協力を賜りながら、突発的な危機等への対応力を高めていきたいと考えております。

教育委員会といたしましても、町の子どもたちの安全を第一に考え、今後も各施策の最優先に据えながら全力で取り組んでまいり所存ですので、本議会におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

8 番 教育長からは、様々な現状の中で学校において、教育委員会において様々対応、対策していただいておりますということで報告していただきました。ちょっと懸念していましたスクールバスへの同乗についても、個人的に問合せをしたときにはちょっと難しいというお話だったんですが、今後検討していただけるということで安心しているところです。

大崎市の鳴子温泉地区では、鳴子小中学校の全児童・生徒165名が11月11日よりスクールバスに全員乗れるような措置を行っていることを見ました。やはり、町ではバスや運転手の確保が難しいことは承知しておりますが、今後、このような災害規模のことが起きた際には対応できるよう、今のうちからシミュレーションを行っていただければと思います。

幸い、最上町は県内でも最も犯罪件数の少ない平和な町ということで先日、データが開示されました。しかしながら、その情報を見た犯罪者が目をつけてしまう可能性もなくはないかと思えます。登下校の安全を確保できるよう、住民への協力も呼びかけて、地域全体で子どもたちを守る、見守る体制をつくっていただければと思います。

話が少し変わるんですけども、今回の熊の部分で、子どもたちが放課後に、放課後や休日に公園とかそういった自然の中で体を動かす機会というのが、実はやはり控えてしまって減ってしまったという報道や実際の声もありました。秋田県では、子育てサークル団体が県のほうに、そのような体を動かせる場、遊び場などの無償利用を要望し、実現しております。例えば、こういった事態が起きた際、体育館、空き校舎の体育館や何かそういった施設の無料開放、町のものなので無料だと思うんですが、そういったところを開放して遊べるような対策も併せて検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

教 育 長 全国的に、特に熊出没で子どもたちの活動範囲というか、場所も含めて、時間も含めてなんですが、制限されてきている現状にあります。そんな中で、それぞれの自治体でいろんな知恵を絞りながら取り組まれていることがあります。本町におきましても、そういった、特に活動が制限される場合については、積極的に体育館、旧小学校の体育館もございますので、活用を促して働きかけてまいりたいと思えます。

あと、一方で、もうちょっと低年齢の児童向けのいわゆる遊具などもいろいろ整備させておりますので、近いうちにまた情報を提供しながら、野外での、野外というか、施設外で移動式の遊具なども今、準備しているところでもありますので、紹介しながら積極的な活用を図ってまいりたいと、そんなふうに考えておりますので、そういった情報も間もなく届くかと思えますので、期待していただければというふうに思えます。

いずれにしましても、それぞれの保護者あるいは地域の声をしっかりと受け止

めて、できる体制、対応を進めてまいりたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

8 番 ぜひ、体育館だけではなく、中央公民館のホールなども空いている日がありま
山 したら開放いただくなど、臨機応変に、子どもたちの声も拾いながら対策、対応
を行っていただければと思います。
これで、私の一般質問を終わります。

議 長 これで、8番 山崎議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。14時45分に再開します。

休 憩 14時38分
再 開 14時47分

議 長 それでは、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。
4番 佐藤正市議員に発言を許します。

4 番 皆さん、お疲れさまです。通告書に基づき質問させていただきます。
佐藤（正） 質問事項は、最上町の財政状況について伺います。
通告書により3つの質問を通告させていただいておりますので、一問一答で答
弁お願いします。

令和7年10月に報告された第5次最上町総合計画前期基本計画総括の中か
ら、最上町の財政状況について、日頃の財政運営にどのような影響があるか、そ
して将来に向けてどのような課題があるかを確認するとともに、町として持続可
能な財政運営をどのように進めていくのか、その考えや方針を明らかにしてい
ただきたいと思い、質問します。

本町の財政は、町民の皆様からお預かりしていただいている税金や国・県から
の交付金を基に運営されています。しかし、近年の経常的な支出は増加傾向にあ
り、限られた収入の中で日常的な行政サービスの維持と将来の町づくりのための
投資とのバランスをどう取るかが大きな課題となっています。特に、町の財政指
標である経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などを見ると、現在の財
政の余裕度や将来への影響が具体的に見えてきます。私は、これらの数値が示す
意味や背景を正しく理解し、町民の皆様にご安心していただける町政運営を進める
ために、現状の評価と今後の施策について確認したいと考えております。

そこで、今回は、現状の財政状況の評価、将来負担の軽減策、中長期的な財政
健全化の方針など、町の考え方を包括的に伺い、町民の皆様に分かりやすく示し

ていただきたいと思っております。

1つ目の質問です。財政の状況確認について質問します。

まず、最上町の令和6年度の財政状況についてお伺いします。経常収支比率は91.6%、実質公債費比率は11.2%、将来負担比率は25%とされています。このことは、町の毎年の収入の大部分が日常的な支出に充てられ、将来のために残せる財源が限られていることを示しています。また、借金返済も収入の約1割を占めており、将来世代への負担が一定程度ある状況と言えます。この状況をどのように捉えているか、お考えか、お示してください。

町長 4番さん、佐藤議員の質問にお答えをいたします。

最上町の財政状況についてのご質問であります。佐藤議員からのご質問は、本町の財政状況と将来の持続可能性に関わる重要なテーマであり、町民生活の安心と地域の成長を両立させる上で重要な課題であります。町民の皆様の大切な税金と国・県からの貴重な財源によって支えられている本町の財政状況について高い関心をお寄せいただきましたことに感謝申し上げます。

現在、物価や人件費、施設更新などの経費上昇が続く中で、日々の暮らしを支えるサービスを守りつつ、未来への投資をどう実現するか、明確な道筋を示すことが私の責務であると痛感しております。さきの9月定例会におきましても、令和6年度決算について審議を賜りました。内容については、広報もがみにも詳しく掲載しながら、また、町づくり懇談会においても町民の皆様に説明させていただいているところであります。

まず、1点目のご質問の財政状況の確認についてであります。令和6年度の決算指標の評価を起点に具体的な見直し策と今後を見据えた財政運営の考え方をご報告いたします。

まず、令和6年度の財政指標についてであります。本町の経常収支比率は、先ほどもありました91.6%で、経常的な収入の大半が人件費や扶助費、公債費、維持管理費等の経常的経費に充当させている状況であります。令和5年度より4.9%改善されたものの、自由に使える財源余力は十分とは言えず、投資的経費や将来に備える積立てに振り向ける余地が限定的であることを示しております。

次に、実質公債費比率は11.2%であります。この数値は、収入に対する借金返済額の比率を示すものでありまして、地方債の元利償還や類似経費の負担が財源規模に対して一定の割合を占める状況にあります。本町の数値は、国の早期健全化団体等の基準を大きく下回っており、直ちに財政運営に支障を来す水準ではありませんが、今後の動向や大規模災害、公共施設等の更新需要など上振れするリスクには留意が必要と考えております。

将来負担比率は25%となっております。将来世代に負担を繰り延べている度合

いを示す比率でありまして、前年対比で1.8%改善されたものの、老朽化施設の更新、人口減少に伴う税収・交付金の伸び悩みや維持管理費の増加を見据えると、今後もこの計画的な債務管理の徹底や基金の活用・積立てが不可欠であると認識をしております。

総じて、本町の財政は、直近の健全性は保ちつつも余裕は見込められず、日常サービスの維持と将来投資の両立を図るためには、歳入の確保、歳出構造の見直しと選択と集中をより一層進めることが重要であると認識をしております。今後の財政運営におきましては、人口減少に伴う税収の減少、社会保障費の増加、災害復旧、公共施設更新など複数のリスクが想定されておりますので、これらに的確に対応することが財政健全化の鍵になると考えております。こうした課題に対応するために、国・県補助金の最大活用、ふるさと納税のさらなる強化による歳入の確保、事務事業の棚卸しを通じた重複・非効率の排除、公共施設マネジメントを軸とした維持管理費の最適化、重点投資分野の明確化を柱として財政構造の持続可能性を高めてまいりたいと思います。

本町の財政状況が厳しい状況にあることについては深く認識をしておりますので、私をはじめ、町行政に関わる者の責任を改めて痛感しておりますので、何とぞご理解とご協力を、さらなるご支援をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

4 番 追加質問であります。今後の財政のゆとりを確保するために具体的にどの経費の見直しや効率化を重点的に進めようとしているのか、もう一度、踏み込んだお考えか、お示してください。お願いしたいと思います。

総務企画課 長 それでは、佐藤議員の再質問についてお答えさせていただきたいと思います。具体的な今後の見直し策というようなところの質問というふうに捉えさせていただきたいと思います。やはり、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、選択と集中といったところの考え方もあります。また、これら健全化を保つためにも、やっぱりいろいろな経費の平準化であったり、基金の活用であったり、また外部資金の導入であったり、いろいろなことが考えられるのかと思います。特に、経費の部分におきましては、経常経費に当たる部分を日頃のところを考えなければならないというふうに思っております。

具体的には、今年から進めております行財政改革プランにのっとりながら進めているところではあります。特に経費の面において言いますと、経常経費の部分においては庁舎内の電気料の見直しであったり、契約の方法を変えたりとして、通常経費の分を下げる方向で今のところ進めているというような状況になるかというふうに思っています。

また、新たなところといたしましては、やはり今までのような補助金のやり方

ではなくて、きちんとした見直しが必要かと考えております。補助金のガイドラインも定めておりますので、来年度の予算におきましては、このガイドラインに沿いながら、適切な補助の在り方を見直した形で進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、突然やって来るであろう災害に対してのリスクというのも当然ながら考えなければならぬと思いますので、そちらの部分の基金への積戻しといいますか、そういったところも考えなきゃならないというふうに考えております。さらには、公共施設の維持管理の部分についても最適化を図っていかなきゃならないと思っております。特に、公共施設においては、総合管理計画の中できちんと長寿命化を踏まえた対応も進めなきゃならないと考えております。

また、あとは職員の育成であったり、定数であったりということもきちんとこの改革プランのほうでもうたっておりますので、これらを着実にまずは実行していくことが今後につながるのではないかと考えておるところでございます。

4 番 佐藤（正） 次のちょっと、ことに対して質問したいと思うんですが、今後は人口減少が続いて、児童、高齢者の福祉費の負担も増えてくるものと推察します。まず、人口が、人口減少を踏まえた場合、中長期的な財政見通しや施設更新の計画等は現時点でどこまで進んでいるのか、また町民にどのように示しているのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

副 町 長 特に人口減少の中で、特に公共施設のほうにつきましては、もう10年ぐらい前になります、これは国の指導による公共施設のマネジメント計画、全体計画ですけれども、を策定して、さらに今度は個別計画という、この施設はどうするんだ、継続なのか、やめるのか、解体かということ、これも大体七、八年ほど前に策定しております。令和4年度にまた個別計画というものを改定して現在に至っておりますが、今、阿部課長からも出ましたように、ちょっとまだまだそれでは公共施設を持っていけないんじゃないかという計算が出ますので、もう少し見直し、整理、統合についてはやっぱり速度を速めていく必要があるなというふうに感じているところです。ただ、それについて具体的にどの施設がどうなんだかということ、町民の皆さんへの周知ですけれども、ただ、あれですね、ホームページでそういうプランだけは載ってはいるんですが、具体的な分かりやすさという意味ではちょっとまだだと思えます。

ただ、去年と今年につきましては、今年度の町の町政をどうするかという中に公共施設の経費、こういうふうにかかっているとか、そういったことは、全体的なことはお知らせしておきましたので、もう少しこれからは広報等も使いながら情報提供していきたいと思えます。

4 番 もう一つ、質問よろしいでしょうか。

佐藤（正） 借金返済についてちょっとお伺いします。借金返済は、今のところ11.2%と問題ない数値と見ているんですが、今後の施設修繕によっては増える可能性があると思います。今後10年ほどで更新が必要となってくる、先ほどおっしゃられた公共施設やインフラについてどの程度の借入れを見込んでいるのか、あるいは可能な範囲でも結構なので、具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

副 町 長 すみません、ちょっとまだ見直しを来年度中までにはしなければならぬということで、これが4年前ほどに見直したやつにさらにもっとスピードアップをした、磨きをかけた計画にするということになりますので、それはまだ数字は出ていないです。

ただ、大きな施設の、もうやめると決まっているところも、実は現在示しているところもあります。一例を挙げますと、旧富沢小学校の校舎については耐震化していない、今後は、あるいは耐震化して何かの別目的に使うという考えはないという判断で解体というようなことになります。当面的には、令和9年度になるか、その頃になろうかとは思いますが、そのために向けた積立てと、あとは、借りたいときには、同じ借金でも過疎というものを使った中で、あとは一部交付金も出るような事業がございますので、その辺を適時うまくかみ合わせながら、一般財源の出動を極力少なくするようなことを練っていききたいなと思っております。

4 番 私も同じ考えなんですけど、ちょっともう一つ質問をさせていただきます。

佐藤（正） 町の財源が限られている中で、どこに重点を置くかというのが非常に重要になってくるかと思えます。これから今、財政が厳しくなった場合、町として優先して守りたい事業やサービスなどはどの分野なのかお示しいただけないでしょうか。

副 町 長 何点かいろいろ視点があるんですけども、まず、佐藤議員がおっしゃられる経常収支、要するに黙っていても出て行くお金、支払わなければならないお金、この割合が高くなればなるほど財政運営が窮屈になってくるという、そういう関係性にありますが、でも、そうはいえ、経常収支比率の中でも、例えば人件費、あえて言いますと、今回の補正予算にも人勤によって人件費が上がってきます。これは、今の働き方改革、それから人材を集めるという面からすれば、賃金カットという時代錯誤のようなことはまずできないという、これは私たちの見立てなんですけど、でも、全体的な人件費をどうやってそれを形成していくかとなると、一人一人の働き方改革も進めながら、ただ人件費相当はどんどん比例して

上がっていくようなことはやっぱり極力抑えなければならないということで、この辺は行革プランのほうにもうたっております。

そういったことも含めて、あとは今、交付金枠をつくっております、その中に大きく6つのプロジェクトがあって、特に大事な視点、施策的な面ではそのうちの5つ、6つ目が財政という部分になっているんですが、1つは午前中からも議論になっていますように、若者とか子どもさんとか、子育て女性層がどうやってこの町で安心して喜びながら誇りを持って暮らすことができるかという、大きいテーマですけれども、そういったことについてはやっぱりこれからも積極的な投資をしていくべきだというような投資先が1点ございます。

それから、産業の面もそうでございます。やっぱり人口が減って働き手がいなくなりますが、そのまま町の総生産力が落ちるようなことがあってはやっぱりこれはよくなりませんので、担い手の確保に向けた取組等もありますし、あと、その間に中心市街地、今日も賑わいの面でも宮本議員からもありましたが、そういった面を町の顔として、特に若者とか子どもたちから町の中心部に誇りを持ってもらうような取組として何が必要か、多分、今申し上げたのは、どっちかというところまでは2番手、3番手に順番的には来た傾向が否定できないと思っていますんですが、これだけ人口が減ってくる中では、もっとそれを順位を上げたものに投資していくべきというようなことで、今、様々なこまごま計画を練っておりますので、ご理解いただければと思います。

4 番 私自身も全く同感です。ぜひPDCAをしっかりと回して実現してほしいと思います。
佐藤（正）

次の質問に入ります。

2つ目は、将来負担の軽減策・施策について質問いたします。

将来に残せる財源を増やすための具体的な施策や計画についてお伺いします。例えば、歳出の見直しや効率化、積立金の確保、借入れの抑制策などどのような方策を検討されているのか、ちょっと具体的に示してもらいたいと思います。

町 長 佐藤議員の2点目のご質問にお答えをいたしたいと思います。

将来負担の軽減策・施策についてであります。どのように捉え、次の世代に過度な借金や維持費を残さないかという観点からの質問であると認識をします。人口減少と少子高齢化が進む中で、これまでと同じ規模・同じやり方の行政サービスと公共施設の体制をそのまま維持し続けるのは、将来の財政は確実に窮屈になり、必要なときに必要な投資ができなくなるおそれがあります。国では賢く縮めてと表現しますが、これもいつもお話ししますが、賢く縮むのは賢くつなぐということでもありますので、先ほど副町長からも答弁させてもらったように、今ある課題をどういうふうに賢くつないでこれからの自治協働につなげるかというこ

とが大きな、私は大事なことでないかなと思います。

そういった危機感を共有しつつも、将来のまちづくりを諦めるのではなくて、1つは事業や施設の選択と集中を進めること、2つ目は国や県の補助金を積極的に活用すること、3つ目は基金の計画的な積立てによって更新費用や災害リスクに備えること、そしてさらに起債に依存し過ぎない投資判断と歳入確保策を組み合わせることによって世代間の負担のバランスを取っていくことが重要であると理解をしています。

これも、先ほど答弁させてもらいましたが、いろんな額面どおりの支援事業をそのまま上げるのではなくて、そこには地域文化も含めて、子どもの笑顔が見られるようなそういったつながり方の提案がむしろ逆に交付税の増額にもなるというふうに、国も地方創生に対する応援の施策の一つとして力強く言っていたので、こういった対策も私は今後大事だなと、こんなふうに思います。

このような考えの下、本町では第8次最上町行財政改革大綱及び行財政改革プランを策定し、現在これを実践中であります。具体的な取組を効果的に実施するためには、行財政運営の効率化、計画実施の進捗管理、町民に対する行財政運営状況の適切な周知報告といった点に留意しながら改革を進めていきたいと思えます。

次に、その主な内容を申し上げますと、1点目は、先ほど来皆さんから質問ありますように、地域コミュニティ機能の向上と協働のまちづくりの推進であります。まちづくりの主役は町民であり、行政サービスは町民に対する公共の福祉の向上にあるとの認識の下、自助・共助・公助というそれぞれの役割を重視し、多くの町民そして団体においてまちづくりに対する参画を促しております。

2点目は、効率的な行政運営の実施であります。事務事業の評価の徹底による効率的な財政運営を促進し、デジタル化の推進も図りつつ、業務効率の向上を図ってまいりたいと思えます。

3点目は、自主的で自立性の高い行財政運営の確立であります。歳入の確保と財源性の健全化を図るためには、税をはじめとする自主財源の適正確保と拡充を図ります。また、受益と負担の原則に立った使用料及び手数料の適正化や町有財産の有効活用や財政の状況に見合った地方債の活用、さらには緊急時に備えた財政調整基金の確保にも努めていかなければなりません。歳出においては、補助金の在り方の徹底や委託事業の統制と縮減、施設の維持経費や事務費などの経常経費の縮減を図ります。また、公営企業においては、利用者ニーズの適正把握など健全経営に向けた利用料金の見直しも必要であります。総じて、自主財源の確保と中長期的な視点に立った歳入に見合う支出とする抑制の効いた財政運営を目指していかなければなりません。

4点目は、公共施設等の適正管理であります。公共施設等の総合管理計画の

下、各施設を適正に管理することで維持経費の平準化や削減を目指すものもあります。

5点目は、職員の定数管理と給与の適正化であります。事務事業の効率化を図りながら、適正な職員配置と法律の定めや他の自治体の動向も配慮し、適正な給与体系の運用に努めております。

6点目は、人材育成の推進であります。これが最も大事でありまして、町民への質の高い行政サービスを提供するために、実務能力はもとより、専門性の向上など職員力の向上に努めてまいりたいと思います。これも質問にいただいたA Iの活用なんかも含めて、そして町外のいろんなアイデアなんかも活用しながら、これからの人材育成、質の向上、魅力あるまちづくりに貢献しなければならない。むしろ逆に、今回のいろんな、人事のこともあったけれども、逆にいいチャンスとして捉えていくというチャンスに私はしていきたいなど、こんなふうに思います。

最後の7点目は、住み続けられる環境の維持に向けた適切な対応であります。急速に進む人口減少社会にあっても、町民の生活基盤を維持、改善しなければなりません。特に生活インフラの適正管理や冬期間における生活機能の維持など有効な手だてを講じてまいりたいと思います。雪対策の問題も、先ほど山崎議員からも言っていただきました、そういったことも含めて、自治協働、みんなで支え合う、そういった意味での税の使い方も含め、地方創生の魅力の発信なんかもしながらみんなで頑張っていくということですが、私は今、むしろ逆にこの第2期の地方創生の大きな意味でのスタートのチャンスに捉えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、一般会計のみならず町立病院会計や上下水道事業といった特別会計の将来負担も本町財政に大きな影響を及ぼすことから、それぞれの経営健全化、使用料の適正化、繰出金の抑制などについても一体的に取り組んでまいらなければなりません。

以上のこの具体的な改革を進めるに当たり、行政は速度を上げて取り組み、議員の皆様からのご提言を積極的に取り入れながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まずは、そういう意味で、第8次の最上町行財政改革大綱及び行財政改革プランにのっとりながら、自主財源の確保、歳出の見直し、事務事業の効率化、基金の計画的な積立て、起債の適正な管理、歳入基盤の強化という複数の手段を組み合わせることで、将来負担の軽減と持続可能な財政負担の両立を図ってまいりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

4 番 やっぱり、私も思っていたとおりになんですけれども、この8つのポイントとな

佐藤（正） る指標が出ましたけれども、その中で、効率化や施設の見直しなどについて説明があったと思うんですが、町民にとってはどこまで実際に進んでいるのかちょっと分かりにくい部分もあると思っています。これからの取組の中で実行していく成果が出ているものが令和7年度以降に具体化していくものとか、分かりやすいものがあれば分かりやすくお話ししていただければと思いますが、いかがでしょうか。

町 長 そういう意味で、これからの公共施設の管理運営が極めて私は、財政的な圧迫もありますけれども、大変な知恵が必要だなと。ですから、賢く縮む、賢くつなぐ、そういう意味でも、先ほど、富沢小学校のこれからの在り方等なんかも言われましたけれども、いろんな公共施設を全部管理運営すれば300億円ぐらいもかかる費用という試算があるんですよ。そういった中で全部使えるということはあり得ませんので、賢く全体を要約しながら使う、そのためには、施設の活用なんかも含めて考えれば、むしろ逆に自治協働の、そして行政が主役でない、官民、町民が主役でそういった取組なんかもするということこそが、これからの第8次総合計画の大きな立ち位置の最も大事なことでありますので、この施設はこうします、この施設はこうしますと、具体的な表示は今の段階ではできませんけれども、賢くこの公共施設の管理運営は大きな大きな課題の一つになっておりますので、ぜひひとつ努力して頑張らせてください。お願いします。

4 番 もう一つだけ。基金積立金についてお伺いします。

佐藤（正） 基金の積立金は、将来負担を抱えるための財政では重要な財源だと思っています。基金について今後どの程度の規模を目標として積み立てていくのか、町としての考えを示していただきたいと思います。

総務企画課 長 ただいま、佐藤議員からは、基金の今後についてのご質問をいただきました。先ほど以来、言葉として行財政改革プランのほうが出ておりますが、その中において今後の基金の目標を掲げさせていただいております。その中では、今後、計画5年間の中で13億という基金の金額を出させていただいております。この金額につきましては、現在、今年度のスタートは8億でしたので、程遠い数字となっております。しかしながら、この8億から今後13億までの、本当にハードルの高い数字だなというふうに理解しております。

ただ、漠然とした金額ではございません。この内容を少しお話しさせていただくならば、やはり昨年度の災害が記憶に残っているかと思いますが、こちらにおいても、昨年の災害、18億の被害、総額でございました。うち、やはり昨年の事業化したものとさらに繰越しをし、今年度まで事業もまだ続いているところを足しますと、約8億7,000万ほどの災害復旧費としてかかっている予算があ

ります。そういったことを考えた上で、やはり去年のような大災害のリスクというものは避けられないものと考えております。そこにおいても、最低でもやはり3億以上の、単年度での3億以上の備えが必要なんではないかなというふうに思われます。

また、経済不況などいろいろなリスクなども考えていきますと、その部分でも1億から2億の税金のほう为上振れする可能性もございます。さらには、突発的な公共施設の修繕など、そういったところにも最低でもやはり1億または2億といった数字が出てくるんだろうというふうに思われます。さらには、コロナのような突然の感染症対策であったり、あとはインフルエンザの猛威などが考えられるとしますと、やはりその辺も大きな出動が必要なのかなというふうに思います。そういったところの対策にしても1億円以上かかるのではないかなというふうに考えます。そういったところを含めていきますと、やはり今の8億ではなく、やはり13億までの金額が必要なんではないかなと考えております。今言った、将来のリスクなども考えた上での金額となります。

数字的な根拠はといいますと、令和5年度の初年度の予算は65億でございました。昨年は64億、今年が68億の最初の一般会計の予算でスタートしております。これは、ならしますと、我々の財政規模的なところをあえて計算しますと、やはり65億とした場合に、これらの20%に当たるのが大体13億になるうかと思しますので、こういった試算の下でこのたびのプランの中におきましては、今後5年間で13億ほどの積立てがあれば何とかしのげるのではないかなと踏んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4 番 私も、将来の負担の軽減策、施策は非常に重要なことと注視しています。ぜひ
佐藤（正） 慎重に検討していただき、実施していただきたいと思ひます。

次の質問に入ります。3つ目は、財政の優先順位と中長期方針について質問します。

歳出や投資事業の優先順位の決定について、具体的な基準や判断方法をお示し
いただきたいと思ひます。さらに、将来的な財政リスクに備えたシナリオ分析や
財政健全化のための中長期計画的な方針について、併せて説明いただきたいと思ひ
ます。

町 長 佐藤議員の3点目のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

財政の優先順位と中長期的方針についてのご質問でございますが、今後の財政
運営を見通したときに考えられることは、現状のままで全ての分野・全ての施設
を従来どおりに維持し続けることは、人口減少や税収の伸び悩みも踏まえれば現
实的ではなくて、どこかの時点で選択と集中を進めざるを得ない局面が必ず訪れ
るということでもあります。

先ほど、総務課長からもそういった形の中で、基金の問題やいろいろなことの方針を1つ答弁させてもらいましたが、そういった中で、本町は何を守って何を重点的に投資していくのかをあらかじめ中長期の視点から整理をしていくことが将来の行政サービスの持続性を高める上で極めて重要であるという認識をしているところであります。そのためにも、将来を想定した財政見直しを行いながら、投資枠の管理や基金の水準、主要な財政指標の目標などを定めて、段階的に財政の健全化を図っていく考えでありまして、その内容についてご説明をさせていただきます。

歳出や投資事業の優先順位の判断基準でありますけれども、第1に、町民の安全・安心の確保が優先されます。昨年起きた未曾有の大災害はいまだに完全復旧とは言えず、町民の皆様には今なお不便をかけている状況でありますので、それらに付随し、インフラの老朽化対策や医療・福祉の基盤の安定確保が何とも大事な点で含まれるものと思われまます。一般会計のみならず、町立病院会計や上下水道事業といった特別会計につきましても、本町の中長期的体制に大きな影響を及ぼすことから、優先順位や投資規模の判断において一体的に捉え、持続可能な経営に向けた見直しを進めてまいりたいと思っております。

次に、将来を見据えた子育てや教育、人材育成、産業振興などの今後の町を担う人材育成に向けた基盤強化が何とも大事であります。そうした際に、現在の行政サービスの維持向上に向けた対策が挙げられますので、公共施設等の最適化や効率化、さらには環境負荷の低減など持続可能な行政サービスを推進しなければなりません。これらの優先順位の考え方は、単に行政内部の都合によるものだけでなく、町民の命と暮らしを最優先に守って、その上で次の時代につなぐ投資を行うという観点から整理をしていかなければなりませんので、これもご理解をいただきたいと思っております。

以上の優位性を加味しながら、町の上位計画である総合計画に掲げた事業と連動した内容の下に判断しております。

次に、中長期的な財政運営の方針についてでありますけれども、本町の財政は単年度ごとの収支だけでなく、人口構造の変化や税収、地方交付税の動向、公共施設の更新需要など今後見込まれる要素を踏まえて考えていく必要がございます。このために、複数の将来を想定した財政計画を作成しながら、主要な財政指標の目標数値や基金残高のめど、投資枠の設定など中長期の枠組みを定め、計画的な財政運営を進めていかなければなりません。

まず、主要な財政指標の目標水準についてであります。経常収支比率につきましては、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費を抑制しつつも必要な行政サービスを維持することを前提にして、中長期的にもおおむね90%以下を目安として、徐々に徐々にこの改善を図っていきたくて考えておるところでございます。

実質公債費比率については、新規起債の抑制や償還計画の平準化によりおおむね10%以下を維持していくことを基本として、地方債残高の推移を注視しながら、新たな投資の規模や時期を判断してまいりたいと思います。

また、将来負担比率については、現在の水準から段階的に引き下げていくことを目標とし、減債基金の活用や公共施設更新の平準化を通じて将来世代の負担をできるだけ軽減していく考えであります。

基金残高の水準と投資枠の考え方であります、次に。

財政調整基金につきましては、突発的な収支減や災害等への備えとして、計画期間内において13億円を目指して、先ほども答弁させてもらったように、13億円を目指し、可能な範囲で上積みを図っていきたいと思います。投資枠につきましては、第5次の総合計画の期間や公共施設等の総合管理計画のスケジュールを踏まえつつ、複数年度を通じた投資総額に一定の上限を設定し、その範囲内での事業の選択と優先順位づけを行う考えであります。毎年度の決算において、財政指標や基金残高の状況、中長期的見通しとの乖離状況を点検しながら、その結果を分かりやすく、議会での審議や広報等を通じて町民の皆様にお示ししていくことによって、財政運営の透明性と説明責任を確保してまいりたい決意でございます。

中長期の財政運営は、一度に多く姿を変えるものではなく、小さな改善を積み重ねることで、数年後・十数年後の姿が大きく変わってまいりたいと思います。そういう意味で、本町といたしましては、経常的な経費の見直しと将来投資の確保、そして基金や起債の適正な活用という3つのこのバランスを意識しながら、持続可能な財政の枠組みを着実に築いていく考えであります。

さきにも述べましたけれども、現時点での財政は、健全性を保ちながらも余裕は限定的でありますので、選択と集中、平準化、基金の活用・積立て、外部財源の最大活用が鍵となります。豪雨災害などに伴う復旧・復興事業につきましては、通常の投資事業とは切り分け、国・県補助の最大活用や起債の適正活用により、町の通常投資枠を過度に圧迫しないよう、財政運営の整理を行ってまいりたいと思います。

今回の災害も大変な災害でありましたが、これも国のほうにお願いしているのが、ただ単に現状復旧だけでない、災害が起きない、治山、治水、砂防、こういった一体支援事業の提言もさせてもらっているところでもありますので、安心・安全が何よりのまちづくりでありますので、安心・安全と将来の成長に資する施策を優先しつつ、行政のスリム化とサービス維持の両立を図りながら、町民の皆様とともに分かりやすい形で進捗の成果を示してまいりたいと思いますので、議員のご理解、今まで以上のいろんな面での提言、ご指導をよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

4 番 今回の質問、以上の3つの視点から質問させていただきました。
佐藤（正） 町の財政は、やっぱり決算書や数字だけでは見えにくい部分が多々あります。
町民の皆さんにとっては、未来に向けてどれだけの備えができればいいのか、これから何に重点を置いて町づくりを進めていくのかという点が最も大切なポイントであります。

議 長 4番議員に申し上げます。
制限時間でありますので、これであなたの一般質問を終わります。

散 会

議 長 本日の議事日程は全て終了しましたので、これで散会します。
なお、明日は午前10時より本会議を開く予定でありますので、ご参集を願います。
大変ご苦労さまでした。

散 会 15時38分

令和7年12月11日（木）開議

（第2日）

令和7年12月定例会会議録

令和7年12月11日 木曜日 午前10時00分開議

出席議員（10名）

1番	宮本浩	6番	須貝康幸
2番	栗林浩子	7番	佐藤義男
3番	尾形勝雄	8番	山崎香菜子
4番	佐藤正市	9番	佐澤浩
5番	菅孝	10番	伊藤一雄

欠席議員

なし

出席要求による出席者職氏名

町長	高橋重美	建設水道課長	奈良寿仁
副町長	伊藤勝	農林振興課長兼 農業委員会事務局長	野口勝世
教育長	笠原正三	ウエルネスプラザ 総括管理監兼 最上病院事務長兼 介護老人保健施設事務長兼 認知症対応型共同生活 介護施設事務長	五十嵐浩一
会計管理者兼 会計課長	高橋浩康	産業振興管理監兼 商工観光課長兼 エネルギー産業推進室長兼 産業振興センター長	板垣誠弘
総務企画課長	阿部剛	教育文化課長	板垣由紀子
政策調整主幹兼 危機管理主幹	奥山浩	こども支援課長兼 こども家庭センター長	高橋喜代美
町民税務課長	吉田徹	代表監査委員	金田勝雄
健康福祉課長	菅智子	農業委員会会長	渡部浩栄

事務局出席者職氏名

事務局長 金田敏幸

庶務係
(専門員)

齊藤博幸

令和7年12月最上町議会定例会議事日程（第2号）
第2日 令和7年12月11日（木） 午前10時00分開議

（議案の訂正）

日程第 1 議案の一部訂正について

（ 議 案 審 議 ）

- 日程第 2 諮問第 1 号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 承認第 1 1 号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第 4 議案第 4 8 号 最上町ふれあいの里の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 4 9 号 道の駅もがみの指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 5 0 号 最上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 7 議案第 5 1 号 最上町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 2 号 最上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 3 号 最上町予約制乗合バスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 最上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 最上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 最上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 最上町子ども・子育て会議の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 赤倉辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更について

- 日程第16 議案第60号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について
- 日程第17 議案第61号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第18 議案第62号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第63号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第64号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第65号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第66号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第67号 令和7年度最上町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第68号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第69号 令和7年度最上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

開 議

議 長 改めまして、おはようございます。
大変ご苦労さまです。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の一部訂正

議 長 議案の一部訂正についての申出があります。
日程第1 議案第61号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第6号）の訂正の件を議題にします。
提出者から訂正の説明を求めます。

町 長 おはようございます。
12月定例会初日に一括上程されました議案第61号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第6号）についての一部修正をお願いをいたします。
詳細につきましては、総務企画課長から説明させますので、よろしくをお願いをいたします。

総務企画課 長 おはようございます。
それでは、私から令和7年度最上町一般会計補正予算（第6号）につきまして、一部訂正がありますので、説明をさせていただきます。
予算書1ページをお開きください。
歳入歳出予算の補正になります。
第1条。第1条の中の数字につきまして、現状1億6,234万2,000円を1億5,838万2,000円に訂正をお願いいたします。
そして、その下段になります。
現状73億7,665万2,000円を73億7,269万2,000円に訂正をお願いいたします。
続きまして、2ページに移ります。
第1表、歳入歳出予算補正。
1、歳入。
10款地方交付税、2段あります上段のほうを申し上げます。
補正額、現状5,680万円、こちらを5,284万円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣に移りまして、計33億180万円を32億9,784万円に訂正をお願いいたします。

その下段につきましては、ただいま申し上げました数字と同様になりますので、訂正をお願いしたいと思います。

そして、一番下、歳入の合計に移ります。

補正額、現状1億6,234万2,000円を1億5,838万2,000円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣、計、現状73億7,665万2,000円を73億7,269万2,000円に訂正をお願いいたします。

続きまして、3ページに移らせていただきます。

2番、歳出。

7款商工費。商工費の2段目の上段について申し上げます。

補正額、現状1,302万8,000円を906万8,000円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣、計になります。現状2億3,301万6,000円を2億2,905万6,000円に訂正をお願いいたします。

こちらにつきましても、下段の商工費、同数字となっておりますので、同様の訂正をお願いいたします。

続きまして、4ページに移ります。

こちらは歳出合計の欄になります。

補正額、現状1億6,234万2,000円を1億5,838万2,000円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣になります。計73億7,665万2,000円を73億7,269万2,000円に訂正をお願いいたします。

続きまして、6ページに移らせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書になります。

1、総括。歳入になります。

10款地方交付税、補正額、現状5,680万円、こちらを5,284万円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣、計になります。33億180万円を32億9,784万円に訂正をお願いいたします。

そして、一番下、歳入合計の欄になります。補正額、現状1億6,234万2,000円を1億5,838万2,000円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣、計になります。現状73億7,665万2,000円を73億7,269万2,000円に訂正をお願いいたします。

続きまして、7ページに移ります。

歳出。

7款商工費。補正額、現状1,302万8,000円を906万8,000円に訂正をお願いします。

そして、その隣、計になります。現状2億3,301万6,000円を2億2,905万6,000円に訂正をお願いいたします。

一番下段になります。

歳出合計、補正額、現状1億6,234万2,000円を1億5,838万2,000円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣、現状73億7,665万2,000円を73億7,269万2,000円に訂正をお願いいたします。

8ページに移らせていただきます。

こちらは補正額の財源内訳になります。

7款商工費の一般財源の欄に入ります。

現在、1,302万8,000円のところを906万8,000円に訂正をお願いいたします。

そして、一番下段になります。今の一般財源の一番下段になりまして、現状1億2,140万2,000円を1億1,744万2,000円に訂正をお願いいたします。

続きまして、9ページに移らせていただきます。

2、歳入。

10款地方交付税、1項地方交付税、上段の補正額、現状5,680万円、こちらを5,284万円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣、計になります。現状33億180万円を32億9,784万円に訂正をお願いいたします。

なお、2段目、3段目の数字につきましても、同様の訂正をお願いいたします。

10ページに移らせていただきます。

同じく10款、1普通交付税、普通地方交付税になります。現状、金額5,680万円を5,284万円に訂正をお願いいたします。

続きまして、ページ、31ページをお開きください。

7款商工費になります。一番上段に補正額、現状1,302万8,000円を906万8,000円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣、現状2億3,301万6,000円を2億2,905万6,000円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣の隣、補正額の財源内訳、一般財源になります。現状1,302万8,000円を906万8,000円に訂正をお願いいたします。

次に、その下段になりますが、こちらにおきましても、同様の訂正をお願いいたします。

続きまして、交流施設運営費に移らせていただきます。

補正額、現状434万円のところ、38万円に訂正をお願いいたします。

そして、その隣、計になります。現状4,560万6,000円を4,164万6,000円に訂正をお願いいたします。

続きまして、その隣の隣の欄になります。一般財源434万円を38万円に訂正をお願いいたします。

最後に、32ページに移ります。

32ページは交流施設運営費の12節委託料になります。12節委託料、金額、現状396万円のところ、こちらを削除願います。

隣の説明書きの部分に入ります。

1交流施設運営費396万円と記載されているところを削除願います。

その下段、12前森高原施設管理委託料396万円括弧とあるところを削除願います。

以上が訂正となりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ここでお諮りします。
ただいま議題となっております議案第61号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第6号）の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し の 声 ）

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第61号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第6号）の訂正の件を許可することに決定しました。
暫時休憩します。

休 憩 10時19分
再 開 10時20分

議 長 会議を再開します。

議 案 審 議

議 長 これから議案審議を行います。
日程第2 諮問第1号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 諮問第1号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦についてご提案を申し上げます。

人権擁護委員制度は、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。

人権擁護委員の任期は3年であり、議会の意見を得まして、町長が推薦をし、法務大臣が委嘱することとなっております。

このたび、人権擁護委員の菊池ゆかり氏の退任に伴い、その後任として北條清悦氏を候補者として推薦いたしたく、提案するものであります。任期は令和8年4月1日から11年3月31日となっております。

なお、推薦してから認定されるまでの手続に日数を要するために、本12月定例会に提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を省略し、採決に入ります。
これにご異議ありませんか。

(異 議 な し の 声)

議 長 異議なしと認めます。
諮問第1号を採決します。
最上町人権擁護委員の候補者として、北條清悦氏を適任であると認め答申することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、諮問第1号 最上町人権擁護委員の候補者の推薦については、適任であると認め、答申することに決定しました。

議 長 日程第3 承認第11号 令和7年度最上町一般会計補正予算(第5号)の専決処分承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 承認第11号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。

承認をお願いいたします令和7年度最上町一般会計補正予算（第5号）の専決処分につきましては、補正が必要になりましたが、急施を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであり、地方自治法第179条第3項の規定によりご承認をいただきたく提案するものであります。

ご提案いたします補正予算は、規定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ192万4,000円を追加をし、総額を72億1,431万円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

6番 須貝 192万4,000円の補正が入っております。詳しい内容等が分かるのであれば、教えてください。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 おはようございます。

ただいま須貝議員からは中身のこまいところということでご質問いただきました。

この補正につきましては、10月に入りまして熊の出没も増えておったわけなんです。住宅街に熊が、住宅の建物の中に居座ったことに対する対応などもございまして、そういったことも起きまして、緊急に整備する必要があるだろうということで、専決補正をお認めいただきました。ありがとうございます。

それでは、中身について説明させていただきます。

まず、追い払い用の花火とか爆竹を購入しております。あと熊用の撃退スプレーも購入しております。あと熊に対峙するとき防護盾のほうも5つほど購入しております。あと防護盾を持つ際の手、素手のままだと危険ですので、ナイフとかに耐えられる耐刃手袋というやつも一緒に5セット購入させていただいております。あとはホイッスル、あとは緊急銃猟を見据えまして、緊急銃猟で猟友会の方が射手になる方の着るベストを5着ほど購入しております。

あと、その他としては、ブルーシート等消耗品、若干見込んでこの金額となっております。

あと、保険料の部分ですけれども、保険料につきましては、緊急銃猟に際しま

して、緊急銃猟を行った場合、鉄砲の玉が飛んで民家の住宅に当たり破損させた、あと物を壊してしまったという際に対応する保険となっております。こちらのほうは、民間会社の保険に加入するための予算となっております。

あと、有害駆除委託料につきましては、昨日から議員の皆さんからもご質問いただいている猟友会の皆さんへの実績に伴う活動に対する委託料ということになっております。

以上です。

6 須 番 防護盾と手袋5セットということですが、これを保管する場所というのは役場なんですか、それとも猟友会の方たちをお願いされているかどうか、ちょっとお伺いいたします。

農 林 振 興 保管場所についてでございますが、猟友会の皆さんのほうには配付しておりませんので、町の危機管理のほうで防災倉庫ございますので、そちらのほうの一角をお借りして保管してございます。
課 長 兼 農業委員会
事 務 局 長 以上です。

8 山 番 このたび様々一般質問でも有害鳥獣対策について質問と答弁いただいておりますが、やはり須貝議員の質問にもあったとおり、ハンターの皆さんは趣味で狩猟を行っていて、好んで生き物をあやめるということはまずなくて、本当にいただく分だけ感謝しながら命をいただいているという感覚でやられている方がほとんどだと思います。

やはりこの数の頭数のかなり大型の生き物を処分するということに対して、結構抵抗感とか心にもかなり負担がかかっているんじゃないかなというふうには、そういった意見も聞いております。

だからどうするかというところは難しいんですが、基本的にはそういう趣味で行っていて、本当にボランティアではないんですが、報酬は頂いていながらも、やっぱりやりたくてやっている部分でももちろんないところも考えながら、メンタル的なケアの部分、聞き取りとか相談とか、そういったところも含めてお話聞いていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

農 林 振 興 今、山崎議員からは、猟友会の皆さんの負担に係るところということでございますが、当然そちらのほうは、町のほうも考慮しましてやっていきたいと思っております。

課 長 兼 農業委員会
事 務 局 長 猟友会の分会長、副分会長、あと事務局さんも職場近くにおりますので、そういったところで情報交換しながら、猟友会さんの皆さんの負担をなるべく軽減して協力してもらえようようにしていきたいと思っております。

以上です。

副 町 長 おはようございます。

今の発言にもう少し加えさせていただきますが、昨日もありましたように、猟友会の役員の方が要望書を持って、5項目ほど来ました。そこでいろいろ情報交換させていただきましたが、今、山崎議員がおっしゃったこともありますし、でも、全体としてすごい使命感を持っているという印象を持ちました。否応なしにということもあるんでしょうけれども、それを勝る意味で使命感で、上の方々は今度、使命感をみんなで何とか猟友会、共有したいという、そういう課題もございましたので、町としてもそういった面で、その使命感をいかに応えられるか、それも維持しながら、ストレスもなくという方法でも、フォローアップとありましたので、付け加えさせていただきます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

9 番 教えてほしいんですけども、熊の駆除、イノシシにもしかりですけども、
佐 澤 私、素人なものですから、その駆除の方法が分かりませんが、どういった形で捕獲して、殺傷したものの、90頭の頭数といえはすごい頭数ですよ。これは捕獲したというか、その人が最終的に処分するような形になるのか。その人の責任の下でそういうふうなことをしなきゃならないのか。ちょっとその辺、詳しく仕留めてから処分までの決められ事を教えていただきたいと思います。

農 林 振 興 今、佐澤議員からは、一連の処分までの流れをということでございました。
課 長 兼 有害駆除に際しては、まず、町民の方からわなをかけてほしいということで、
農業委員会 意思確認をいたします。そこで、猟友会の方にご相談していただいて、その地域
事務局 長 であればこの方に頼もうか、あと、この班に頼もうかということで、わなをかけて
いただいております。

わなにかかった熊に対しましては、そのわなをかけた方々で処分のほうをお願いしております。ほとんど自家利用ということでなっておるんですけども、全てが食することはできないと思われまますので、不用な部分は山のほうに穴を掘って埋めているということでございます。

中にはごみ焼却のほうに持って行っている方もおりますが、こういった形で、わなをかけた方々で最後まで処分をしてもらっているということでございます。

9 番 90頭も1人で仕留めたわけではないんでしょうけれども、1人で十何頭も恐
佐 澤 らく仕留めた人もおられるかと思えますけれども、その処分料というものには相当の労働時間から自分の労働とか、そういったことから考えたら費やしているな

というふうに思うんですけれども、それに対して、町のほうでは支援というものは全くないのでしょうか。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 処分に対する支援はということで、今、質問をいただきました。この件に関しましては、以前にも栗林議員からご質問を受けた経緯がございます。

町のほうで有害鳥獣駆除委託ということで、猟友会さんと町とで契約を結んでおります。そこで捕獲した場合の金額ということがあるんですが、その金額の中に処分料も見た上で契約の金額、単価を決めております。

ただ、処分の全額を負担するわけではなくて、処分の一部を見るような形で委託単価を決めております。委託単価につきましては、昨年度から値上げのほうも行ってございまして、令和6年度から7年度につきましては、1頭当たり2万円のところを2万2,000円ということで引上げさせていただいております。

ただ、昨日、町長からもありましたように、猟友会の皆さんから要望書も頂いております。要望書の中身を見ながら、精査しながら、来年度の委託単価につきましても精査していきたいと思っております。

以上です。

9 番 もう少し詳しくお聞きしたいと思っておりますけれども、説明していただければなど
佐 澤 というふうに思ったんですけれども、おりを設置する、相当の重いおりではないのかなと思います。1人では持ち運ぶことができないような、そういったものではないのかなというふうに想像はしますけれども、それを設置して、そしてかかった、かからないかを確認しなきゃならないと思うんです。

昨日の一般質問の中でもそういった、で、いろんな今、そこまで行かなくても、事情を察知することはできるというようなものもあるなんていうこともお話ありましたけれども、ほとんどの方は見守りするような形で、熊が仕留められたかどうか、行くはずですよ。これ、行くにはその2万何がしの中にその分も含まれているのか。

そして、私、今思っていたのは、熊を仕留めれば、それでそのお金がもらえると、処分はまた別かなというふうに思っていたんです。その辺、もっと分かりやすく詳しく、お金を幾ら出したやつで、どこに何がどういうふうに分散されるのか、それをお示しいただきたいと思っております。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 もっと詳しくということでしたので。

このわなを設置して捕獲した場合の1頭当たりの単価が2万2,000円になっております。こちらのほうは、許可を出してから2週間ということで、わなの許可は2週間ずつとなっておりますので、その期間内において捕獲した場合、2万2,000円ということになっております。こちらの金額に含まれる部分に

つきましては、見回り代も入っております。あと処分代、あと餌代、あとは弾代ですね、こちらのほうも含んだ形で、1頭当たり2万2,000円という形で設定させていただいております。

あと箱わなを設置して捕獲できなかった場合につきましては、1万7,000円ということで、こちらのほうも見回りも含めまして単価を設定してございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 今、副議長の続きで質問させていただきます。

佐藤（義） 今、2週間に1回の許可というふうな話ありましたが、前にアスパラの火入れの際も2週間だったけれども、それが1か月というふうになりました。2週間というのはあつという間だと思うんです。またこの場所で設置する場合でも、再許可というふうな感じになるんでしょうね、今の話だと。あまりにも何かあるいは別の場所に移動しなきゃならないというふうになるのか。ちょっとあまりにも2週間というのは短いなというふうに思っ。要するに、それだけ労力が大変だろうというふうな思いで聞いておりました。

あともう一つは、私のうちのところにも、裏のほうにもイノシシの一家が多数来て、国道沿いまで荒らしていきました。いろいろと相談しまして、2人の方がイノシシ用のくくりわなを設定をしてくれました。そして、毎朝、朝一番に見回りに来るんだね。大変だなというような思いあるいはすごいなというふうな思いで、非常に申し訳ないなという気持ちで、自分も来なかったときには見回りするからというような話もしましたが、1点だけ、いろんな手当、たくさん先ほどありました。でも、他町村と比較して遜色がないのかあるいは今年、今年度のいろんな熊多発の問題で振り返ってみて、いろんな県がまとめとして、そういう他町村と比較の中で、そういう手当含めた、見回り含めたいろいろなもろもろの件が遜色ないのか、この辺のところの1点だけを1つお願いしたいというふうに思います。

さっきのあれだね、2週間に1回というのはちょっと厳しくないというふうな思いであります。いかがですか。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤議員からは、火入れの改正した部分もありましたが、県では1か月ということでも認められております。

ただ、思わしいのは2週間ということで推奨されておりますので、最上町のほうは2週間という形で運用させていただいております。

ただ、2週間でわなに入らなかった場合は、延長という形でその場所にまた同じわなを設置し続けることは可能です。

ただ、わなに熊がかかったとしても、まだ近くにいる、ほかの熊がいるようだという場合も、そのままわなをかけておくことは可能です。

2週間という考え方につきましては、今後、県では1か月でもいいよと言っていますので、そこら辺はちょっと検討していきたいと思っています。

失礼しました。ほかの自治体との状況、安いか高いかというところなんですけれども、最近、聞き取り調査が県から来まして、まとめたものを頂いております。これまでは一切、そういう調査もなかったんですけれども、この熊が出ているということで、新聞報道にもいろいろ取り上げている状況で聞き取りがございました。

郡内のものしかまとめたものは来なかったんですけれども、最上町は郡内で比較すれば安いほうの単価ではないかなと思っています。市町村によっては、1時間の日当しか支払いしないところとか、あとは猟友会に補助金を出して、あとはそれだけということもございますし、最上町のように補助金も出しながら、1時間単価も設定しながら、捕獲報償、報酬ですかも設定するとか複雑なやり方になっているんですけれども、最上町のほうではそんな安いほうではないのかなと思っています。

ただ、先ほどもありましたように、町長のほうに要望書も提出されております。そちらのほうの数字も明示されておりますので、そちらも参考に、今後、猟友会の皆さんの負担軽減を図りながらやっていきたいと思っています。

7 番 他町村に比較して安くはないという表現、ちょっと紛らわしいなというふうに
佐藤（義） 思って。安いのか安くないのかという質問をしたら、そういう答えたんだという
ふうに思いますけれども、要するに他町村に比較して決して安くはないと、高いほう
だよという意味に私は取りましたし、議員もそういうふうに取りました。それで間
違いないというふうに思いますし。

また、今回の反省の中で、今年、例えば95頭あるいは100頭になるかもでした。そうした場合、来年、この反動で少なくなる、頭数が。あれば最高なんですけれども、そういうふうな場合でも、やっぱり活動実績に合わせて云々という報酬の仕方と基礎的な分野と、そういう猟友会の育成という名目あるいはハンターの育成というふうな面もあるというふうに思うので、来年度予算に向けてなんですけれども、やっぱりある程度の固定費というのは、今おっしゃったように、他町村よりも高くなるような感じの中で励ましをしてやる、それがやっぱり二、三年続けなければ、本当の意味でのハンターは育たないと私は思うんです。

だから、来年度の予算に向けて、しっかりとその辺は1つ考えを、せっかく猟友会の皆さんが陳情書を持ってきたというので先ほどありましたので、町長もしっかりとそれを見たというふうに思うので。

今は12月だから、これから来年度の予算編成に向かっていくというふうに思

うので、その辺のところの考えを1つトップから伺いたいなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

町 長 これは最も大事なことです。今まで95頭の捕獲なんて経験したことはありません。そして要望書を持ってきたことに対して、先ほど副町長からも、本当に私も感動しました。頭が下がる思いなんですよね。

捕獲できる、できないにかかわらず、本当に命をかけてやっていただいているわけですので、一般質問の答弁でも言いましたけれども、改めて最上町猟友会に対する補助金の復活、これをきちっと対応してほしいということは当然のことです。

そして、2つ目の有害鳥獣被害対策における委託料の報酬の増額。まさしく今、言っていただいて、命をかけているわけですから。こういったボランティアでやっているだけの甘い考えではないんだということを改めて痛感したところがありますので。そして、有害鳥獣捕獲用の箱わなの購入補助、これは当然のことです。

そして、これ大変だなと思うのは、捕獲個体の残渣処理の焼却施設利用の支援。これも大事です。95頭をハンターの皆さんがどのように処理をしているかということなんかも考えたときに、そう簡単ではないわけですね。そういった場所が、きちっとした明確に、また最上地区全体でそういう対応もできていないこともありますので、これは他町村、最上町村会でもいろんな意見もありました。こういったことも見直した上で、そして、町有地における埋設場所の提供もあっていいのではないかと、そんなお話もいただいたんですね。これも大事な私は視点でないかなと受け止めておりますし。

そして、何よりもこの人材育成。この新規狩猟の免許取得するには、かなりの大変な苦勞を免許取るために頑張っているんだということで、最上の猟友会40人おられる中で、女性も3人おられるということです。そして、年々高齢化は当然のことですが、そういった今後の安心・安全を担保するための人材育成に対して、どういうふうな備えをするかということ。

95頭、これ管内の中では最上町、物すごい多いほうですから、これは命をかけて頑張ってくれている猟友会に対しても、改めて今、佐藤議員からも佐澤さんからも言うていただきましたけれども、来年度に向けた対応については、きちっと私は対応していかなくちゃならないなと、こんなふうに思っておりますので、大変貴重なご意見、そういった対応をきちっとさせていただくことをお約束させていただきます。ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

3 番 おはようございます。
尾 形 私もこの有害鳥獣駆除という、進んでおりますが、本当に猟友会の皆さん、先ほどもありました猟友会の皆さん、本当に時間を割いて貴重な町民の安心を携わっているな。その中でも、町としても、昨日の一般質問にもありましたが、職員が回っている、見守りをしているという話もお聞きしましたので、やはり町民のほうからすれば、やっぱり猟友会と一緒に、また町職員が回っているという、その行為が私は安心につながっているのかなと思っておりますので、やはり職員も大変でしょうけれども、仕事を持ちながら回っているというのがありますけれども、やはり今後も続けて、町民の安心のために回ってもらいたいなと思っておりますが、今後の体制づくりについてお伺いします。

町 長 ありがとうございます。これも一般質問にも答弁しましたけれども、職員がパトロールも広報活動もやっていることに対して、町民から電話いただいています。本当にありがたい、職員が頑張ってくれているんだということも含めて、猟友会の皆さんはもちろんでありますが、そういった町を挙げて、職員も一体となってこの安全対策に取り組んでいるんだということを、町民にも理解していただきながら、さらなるその充実をした支援なんかも検討して来年度に向けていきますので。

何ととっても、被害者が出なかったということが何よりも安堵ですよ。これ、95頭、そして猟友会の人たちだって、仕事を持っているわけです。それをやりながら、命をかけて毎朝、今、佐藤議員がおっしゃったように、朝、来て対応をきちっと検証しながらいるんだという、このことを思ったときに、誰も彼もできるわけでない。そういった皆さんに感謝をしながら、最上町の安心・安全、これが何よりもまちづくりの基本でありますので、職員も含めて、今、尾形議員から褒めてくれ、ありがたいことでもありますので、言っておきます。ありがとうございます。頑張らせてください。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本件を採決します。
本件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、承認第11号は承認することに決定しました。

議 長 日程第4 議案第48号 最上町ふれあいの里の指定管理者の指定についてを
議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第48号 最上町ふれあいの里の指定管理者の指定についてご提案を申し
上げます。

最上町ふれあいの里の管理につきましては、平成20年4月1日から、社会福祉法人豊寿会を指定管理者として管理運営を行っていただいております。

このたび3年間の指定期間満了を迎えるのに当たって、令和8年度からの新たな指定管理者を定めるため、11月に公募を行ったところであります。その結果、現在、ふれあいの里の管理運営を行っている社会福祉法人豊寿会のみ応募となりまして、先日、指定管理者選定委員会を開催をし、同法人による指定管理者申請書並びに事業計画書に基づき説明を聴取をし、審議しましたところ、同法人を指定管理者に選定することに決定したところでございます。

つきましては、社会福祉法人豊寿会を当該施設の指定管理者として指定することにつきまして、ご提案を申し上げるものであります。

指定の期間は、管理運営の効率化を図るため、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3か年であります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 番 今回、指定管理者の指定に当たって、町の考えをちょっとお聞きしたいと思
宮 います。

提出、事前に頂いている事業計画書の中でも、様々な事業者のほうから課題とか、そういったところも出ています。事業計画書の中の2ページの中で、健康増進施設ですか、その部分に関しては大きく3つの課題が事業者のほうから課題提

起されております。こういったところ、改善できる部分については、やはり改善しながら、収益性を少しでも事業者が高めていける状況を指定管理者と協議しながらつくっていかなければ、今後の持続的な経営の部分に関しては難しくなってくると思いますが、そこでちょっとお聞きしたいんですが、主に健康増進施設の中で、今後、①の例えばアとか、健康増進週間における特別料金の在り方、あとはイの中で幼児、児童・生徒の方への特別料金、割引、そういった無料、そういったところの見直しというところも重要ではないかという話も出ています。

町内の子どもたちの利用に関しては、今までのように割引であったり、無料という形でしていただきたいなという気持ちもあるんですが、例えば特別料金の健康増進週間というものに関して、なかなか町民の方も健康増進週間だからこの期間で利用してお安く使おうというところがまだまだ認知、今されている方というのは少なくなってきたんじゃないかなというところもあるので、こういったところは時代とともに少し検証するということは必要かなと思います。

この健康増進施設の部分に関して、大きく3つ、料金の部分と除雪の部分とグラウンドゴルフの管理、この部分なんかも話出ているんですが、町としてこの辺の部分に関しては、この辺はどのように今、捉えているのか。

あと、屋内多目的運動場、ゲートボールセンターの部分と運動広場、外のグラウンドの部分の利用状況については、なかなかやはり事業者の報告書の中でも言っていますが、平成20年度以降、利用料の収入は横ばいで推移しているというところの中で、やはり町外の方の利用というのがなかなか伸びてこないというところが1つあるのかなと思うのですが、これは当然、いろいろなスポーツの部分の社会的要因もあると思いますが、その部分もやはり努力していくというところも必要かなと思うんですが、この辺はどのように捉えて今後、進めていきたいと思っていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

健康福祉課 長 宮本議員の質問にお答えいたします。

まず健康増進週間ということで、毎月15日から21日におけるということで、特別料金を設定していることについてのご質問をいただいております。

最上町では、平成17年に健康の日ということで、毎月21日を定めております。その中で、こちらの週間という形では町のほうでは定めていない中で、指定管理を受けてくださっているところでこの週間をつくり、そういう営業形態を持っていこうというふうに、健康増進施設ということもございますので、その代表していただいているものと理解しております。

こちらに関しましては、今回、このような事業計画書を出していただいておりますが、その中での話合いはこれから進めていくべきものかと思っております。

そして、やはり町の方の健康増進を図るための施設ということもありまして、小中学生のスポ少、部活等に関しまして、減免をしていただいているような状況

にあります。

利用者においても、やはり小中学生の部活の活用、スポ少での活用のところが多いものかと把握しております。こちらに関しては、やはり町内の子どもたちの育成というところも鑑みながら進めていかなくてはならない部分かなと思っています。

ただ、やはり利用者数は年々減少しておりまして、古いところだと、平成27年度では全体で7,000人規模の利用者がグラウンドとゲートボールセンターにおいてありました。ただ、コロナ禍におきましては、全体で2,800人まで減少しております。年々、やはり利用者数は減ってきている中ではありましたが、コロナ禍において打撃が大きかったような数字となっております。

昨年度はイベントがありまして、そちらのほうの参加者も多く、ちょっと参考値にはならないんですが、全体で5,800人ほどの利用者がありました。ただ、全国の植樹祭などの大きなイベントがございましたので、こちらの方の数字は、ちょっと現実に即しているものではないのかなというふうに考えています。

利用者に関しましても、やはりふれあいの里のほうでいろいろ玉こんにゃくの配布を健康の日に合わせてしたりとか、そういう経緯も、呼び込みチラシを置いたりとかという経緯も話として伺っておりますが、なかなか大きな利用につながるころまでは至っていないところではあります。

町外者に関しましても、利用を通してやはり減少しているような状況です。今、手元にある資料の中で平成27年が一番多い利用者数で、町外の方で2,600人ほど利用されているんですが、現在は600人規模ぐらいの利用者数まで減っているような状況になっています。やはりゲートボールをされる方の利用が多いというふうに把握しております。こちらの方に関しても、利用料も含め少し検討していく必要があるかなというふうに把握しております。

除雪に関しましても、やはりなかなか専従の方がいないと楽ではないというようなところもありますが、そこに関しましても、ふれあいの里のほうとふれあい学園さんの協力もいただきながら、豊寿会さんのほうで今のところ頑張っているような状況ではあると把握しております。ただ、専従の方を置けるか、やはり屋根が大きいというところもありますが、専従の方を置けるかというところまでは、またこれから検討していかなければならないところと把握しておりますので、よろしくお願いたします。

- 1 番 今の現状の状況を実績なんかも踏まえてお話しいただきました。
- 宮 本 やっぱりこの施設に限らず、ほかの指定管理をしている、町が指定管理をお願いしているところの施設に関しても、やっぱり老朽化してきて、建物自体のこれからの長寿命化、そして改修とかというのも大きい問題の中で、除雪も当然、全

部の施設に関係してくることでありますが、そこはやはり指定管理でお願いするところと町でやれるところの部分をしっかりバランスを取りながら支援していくということは、もちろん公平性を担保しながらやっていただきたいんですが、やはり時代とともに少し利用者の実績の部分、やはりどうしても町外の利用、そして全体の利用者も少なくなっている中で、やはり少しでも何か工夫できるところ、すぐ取り組めるところだけでもやっていくということはやっぱり必要だと思っていて、その健康増進週間に関しては、事業者さんのほうでそういったことでやっていただいているということであれば、すぐにそういった何か見直しとかもできると思うんですが、例えばやはりこれから町内の方、もう少し町外の方に利用してもらえるように、少しでも利用してもらえるように、情報発信の部分、やはり、ところでは少し足りないのかなと思います。

現在、例えば健康増進施設の多目的広場を使おうとしたときには、インターネットで探したときには、どうしても今、町のホームページでは詳しくはこちらということで、最上ふれあい学園のホームページさんと紅梅荘さんのホームページ、合体しているホームページに誘導されるんですが、そこからもう少しちょっとクリックしていかないと分からないような状況。やっぱり町のホームページでも、最低限の料金であったり何なりという最低限の情報は載せていく。そして誘導するのは、詳しくはということはいいと思うんですが、もう少し利用者の方がインターネットでそういったところを探しているときに、やはり分かりやすく情報を出してあげる。

そして、そのゲートボールセンターという名称なんですが、多分、ゲートボールというのは、今もうされている方というのはほとんどいないとか、少ないのかなと。グラウンドゴルフに大分やっぱり移行しているという中で、こういったところの名称変更、本当に細かいんですが、こういったところから少しずつ変えていながら、この情報発信もしていくことも必要だと思いますし、その申込み自体も、電話、ファクスだけではなくて、これからはメールとか、そういった形でも受け付けられるようなことも、やはり利用者の方、利用者がいかに利用しやすくするか、まず見つけてもらえるかというところを少し考えながら、そういう町外への利用を少しでも促進していくような活動もしていかないと、このまま横ばい、それ以降、下がってしまうような傾向になってしまうので、これはもう指定管理者と一緒に町でできるところ、協調していただきたいなど、努力していただきたいと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

町長 これも、今、宮本さんが言ってくれたように、情報発信をいかに最上町の魅力、いろんな食べ物であったり、いろんな文化であったり、いろんなことの情報発信力というのは極めて大事なんですね。これも議長さんと一緒に最上地域全体の友の会に行ったときにも、同様の話、たくさんいただきました。ですから、

いろいろなふるさと納税に対する応援をするにしても、ただ単に品物でなくて、体験のいろいろなメニューも含めてPRするというのも大事でありますので、まさしくこれからの危機管理をきちっと担保した上でのこれからの魅力ある発信ということで、今、宮本さんから言っていたことを一つひとつ総括をして、改めていろんな目で、行政だけでなく、この指定管理にお願いだけでない形の最上町としての姿勢というのは、私は最も大事だなと、こんなふうに思っておりますので、その取り組みについても、若干、担当のほうからも1つアピールさせますので、よろしくお願いします。

健康福祉課 長 宮本議員からのご指摘、本当におっしゃるとおりだと思っております。やはり何回も何か所もクリックしながら進んでいくような情報発信でないような形で、これからまず最低限の料金等に関して、町のホームページのほうにアップするような形で取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

2 番 栗 林 私から、グラウンドゴルフ場の整地のことをお伺いしたいんですが、グラウンドゴルフ、西公園のほうを借りてグラウンドゴルフを楽しんでいる方と、あとこちらのふれあいのほうのグラウンドゴルフ、大分前から使っている方がいらっしゃることは伺っています。全体的なグラウンドゴルフ人口も、以前に比べて少し減少ぎみなのかなというところも感じていることはあるんですが、少数意見ではあるかもしれないんですが、西公園のほうとふれあいの里のほうと、2か所、やっぱり場所が違うとコースとか違うんですかとお聞きしたところ、こちらのふれあいのほうが、コースレイアウトにちょっと変化があって、本当に好きな人はこっちのほうがいいのよなんていうふうにご意見を以前、伺ったことがございます。

毎週1回2時間程度の利用で、草刈りということも、かなり大変なことなのかなと思いますが、今後の改善策を検討したいというたしか記載もございますが、グラウンドゴルフ場についての今後の見通し、どう考えていらっしゃるのかお伺いします。

健康福祉課 長 栗林議員のご質問にお答えいたします。

グラウンドゴルフ場といわれているところですが、当初というか、指定管理の範囲には入っていない場所になっております。こちらのほうは厚意でこちらの整備をしていただいている状況です。もともとグラウンドゴルフ場と呼ばれるところは町有地でありまして、そこに関して、グラウンドゴルフをされたい方々が自分たちで整備をするということで、自分たちで整備をされグラウンドゴルフを楽しんでいた経緯がございます。

その中で、やはり高齢化も伴いまして、楽でなくなってきたというお話があり

まして、指定管理をしていただいている豊寿会さんのほうにお願いして、そちらのほうも整備をするような形でしていただいているんですが、その中で、やっぱりご自分たちのお使いになりたい曜日の前に整備をしてほしいという要望があるというお話を伺っていますが、指定管理をしていただいている中の割と厚意に甘えている部分というか、ご厚意をお願いしているような部分での整備ですので、曜日指定まではやはり厳しいものかというふうに私たちも把握しております。

グラウンドゴルフ自体が、皆さんの健康づくりに役立っているというところを把握はしておりますが、西公園でグラウンドゴルフ場として町として設置している場所がありますので、そちらのほうの利用をメインにさせていただきながら、その中でやはり利用、富沢地区のほうの方が主に利用されているというようには伺っておりますが、利用に関しましても、お互いに折り合いをつけながらの利用が必要かなというふうには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩します。
再開を11時15分に再開します。

休 憩 11時09分
再 開 11時17分

議 長 休憩前に復し、会議を再開します。

議 長 日程第5 議案第49号 道の駅もがみの指定管理者の指定についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第49号 道の駅もがみの指定管理者の指定についてご提案を申し上げます。

道の駅もがみは、町の魅力を広く発信するとともに、交流拡大や観光振興を目的として、町の新たな観光拠点となっている施設であり、国とも一体型による施設として整備したものであります。

現在、管理運営については、民間事業者の持つ経営資源やノウハウを活用し、サービス向上と利用促進を図ることを目的として、指定管理者制度を導入しております。

このたび道の駅もがみが指定管理期間の満了を迎えることに伴い、新たな指定管理者選定を目的に公募を行ったところ、株式会社大場組1社のみ参加でありました。

指定管理者選定委員会において、同社から事業計画や運営方針についての説明を聴取をし、公正かつ慎重に審議した結果、株式会社大場組を次期指定管理者候補として選定したものであります。

本候補者は、これまでの実績や提案内容において地域活性化や観光振興への貢献が期待されることから、最適な管理運営を実現できると判断しております。

指定期間については、事業の効率的運営を考慮し、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番 山 崎 このたびの指定管理者の指定について、プレゼンテーションなども行ったかと思いますが、どの部分、これまで2年間の部分、町はどのように評価し、これから新たな指定の期間にどんなことを期待していきたいのか、ございましたら教えてください。

産業振興 議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

管理監 このたび指定管理者の募集におきましては、現在、指定管理を受注しています兼商工観光 株式会社大場組1社のみ応募でございました。

課長兼 エネルギー
産業推進
室長兼
産業振興
センター長

株式会社大場組の過去の実績、今年度含めてこれまでの管理の実績を踏まえた中で、どのようなところを評価したかということも併せて述べたいと思います。

まず第1に、道の駅として整備した施設においては、道の駅となる部分については、24時間営業できる駐車場とトイレを完備して、道路情報を発信できる施設なおかつ地域振興施設を持ち合わせたエリアとして整備した新しいエリアでございます。それが道の駅というようなところのエリアであり、その部分を十分に活用して、それらの機能が発揮されているかということをもまず評価の対象としました。

具体例を挙げますと、災害時においてもそれらの機能がしっかりと発揮できるように、いち早く対応できているかというようなところに関して、昨年の豪雨災害における対応の方法についての、その道の駅そのものの管理と合わせて、近隣で事業受託者が運営していますヤナ茶屋もがみさん、またローソンという事業所さんもございますけれども、その施設の管理の方々と一体となって、いち早く営業にこぎ着けて、道の駅機能を維持することができるような事業体であるということが、まず第1に上げられます。

そして、道の駅を管理していく上で、来訪者の方々の憩いになる施設であるというようなことになるようにするために、各施設においてイベントの開催を一生懸命頑張っていたきながら、施設の中に最上町観光協会も引き入れた中で、観光情報を丁寧に発信してくださっているというような内容も入っております。特に観光協会については、お客様のご質問に対して本当に懇切丁寧にご説明してくださっているような様子もうかがわれる中で、指定管理者と良好な関係を持ちながら運営されているというようなことも報告されているところであります。

道の駅は、全体からすれば、ほかの地域の道の駅からすれば非常に小ぶりの道の駅でございますけれども、施設の維持管理は整っており、清潔感もあふれるような維持管理もなされているというような現状から、このたび提案してきた大場組さんについては適切だなと考えたというような審査員の方々のお話でございました。

そのほかに、今回、新たに提案された内容の審査については、その審査内容については、私本人が混ざって審査しているわけではなく、審査員の方々がまとめられたものを、総務企画課のほうでまとめて審査の公表をなされて、合格の通知を出しているところでございますので、その審査委員会の詳細な中身については、総務企画課のほうから報告いただければ大変ありがたいなと思うところでございます。いかがでしょうか。

副町長

先月、審査委員会のほうをさせていただきました。要項のほうでは、審査委員会のほうで委員長のほうに私、副町長のほうになっているということで、私のほうからただいまの答弁を引き継ぎながらお答えいたします。

なるべく手短かに言います。審査項目は決まっています、1つは住民の平等な利用の確保はどうなのか。それから、交流の最大限の発揮、目的に向かってどのように効果しているか。3点目が経費の縮減は図られているか。それから、4点目が管理を安定に行う人的な体制はちゃんとなっているのか。あと5は、その他ということで、それぞれ点数制をもって評価して、それにコメントをつけたことで、今回合格ということでした。

特徴的な特記事項を申し上げますと、やはり町内でも最も大きい事業所さんが今回の指定管理の受託者ということで、様々な面で人的なスタッフとしての融通が非常に利きやすいという面では、何点かそういった安定した経営という部分にはいろいろ見るところがございました。

それから、企業力を生かした経費の縮減ということで、電気料その他についても、様々な節減の対策が行われているという前向きなところも見られました。

あと、それから、あそこに観光協会も入っておりますし、直売施設も、そっちは大場組さんのほうでのヤナ茶屋ということで入っていますが、そこの関係が非常に良好で、連携がとてもしっかりして、イベントについても、指定管理の大場組さんのほうが主導を握りながら多様なイベントをしている等々のほうが、大きな一つの評価となりました。

特に町として期待しているのは、道の駅そのものが、あそこがただもの売るだけとかじゃなくて、物産と、それから観光の発信の拠点となってくる、ほかの町内のそういった資源と結びつけるという大きな道の駅をつなぐという役割がございましたので、そういった面で殊、物産については、町内でいろんな直売所、農産物直売所以外でもいろんなものを作っている、お菓子とかそういったことも含めて、そういった個人でやっている方にもアンテナを指定管理者もどんどん向けながら、あそこの喫茶コーナーとかそういったところでも扱っていきたい等々もあります。

そういった意見もございましたので、ぜひ町としても連携しながら進めていきたいと思えますし、観光のほうにつきましても、協会のほうとも連携しながら、様々な手だてもこれから開発していくということでございましたので、その辺は大いに評価としては上がったところでございます。

以上でございます。

8 番 山 崎 ご説明いただきました。
様々評価のポイントがあったかと思うんですけども、やはりもともとあったヤナ茶屋から道の駅への人の流れ的なところでは、どうしても、もちろんトイレの利用を目的にされる方も多いので、入り口入ってすぐお手洗いにいられる方、いらっしやると思うんですけども、そこからなかなか奥の喫茶コーナーまで人がちゃんと流れていっているのかなというところが、ちょっと行くたびに少し思

うところはありまして、そこの工夫というか、もっとそこが人の往来が活発になっていくと、新しい最上町の魅力への気づきであったり、そういった交流スペースのような機能もあると思いますので、そういったところで町の方または観光協会の方とフレンドリーにお話ししていただけるといいなとは思っております。

もう一点、ちょっとやっぱり個人的にも利用させていただいているんですけども、駐車場が前々から課題となっていると思うんですが、ちょっとその誘導が複雑というか、狭い中で工夫されてあの形にはなっていると思うんですが、結構、間違っ逆走してくる方とか、やっぱり今も多いので、そこの部分、今後どういった改善していかれるのか。そして、今後、新たな指定管理期間に入るんですけども、先ほど質問させていただいた中で、今後の期待したい部分、こういった展開をしてほしいとか、そういった部分がありましたら教えていただければと思います。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長兼
エネルギー
産業推進
室長兼
産業振興
センター長

まず、第1点目の駐車場の使いにくさというところでのご質問かと存じます。

やはり議員がご指摘したとおり、矢印どおりに車が動いてくれなくて逆走している例も見受けられるというようなお話は、現在の指定管理を受けている事業者からも報告を受けているところであります。

この国との共同で造っている施設で、国の駐車場の管理上、初期はこのような流れでというようなことであります。

それ以外に、現状の中でうまく誘導できる案がつかれるのであれば、町としても国とまた再協議していくことは可能だと思いますので、ただし、駐車場の台数を確保しながら、うまく安全性が図られるようというようなことが条件になります。

この案に至ったまでも、本当に何十回と案を繰り返して、当時の担当職員、担当部局でまとめたものでございますので、それらを国のほうも理解している中で進めた内容となっていますので、なかなか大胆な改革が難しいのかなとも思いますが、そういう要望が実際出ており、運行上、やはり危険度があるということも伝えながら、改良に向けた努力を続けていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

あと、もう一点、今後期待していきたいところといいますのは、やはりあの場所から町内の各地へお客様を案内できる機能をさらに強化できればと思っております。

それには、中に入っている観光協会の皆様からのご協力も大変必要になってくると思いますので、今、議員がおっしゃったとおり、観光協会そのものへの誘導していくようなイーゼル看板のような、立て看板のようなものとか、より観光協会を利用していただけるような環境を整えていくことであつたり、ま

た、観光協会の職員も、事務所の外に出て、お客様が迷っていらっしやると積極的に声をかけてくださっているんですけども、そういうところも再評価させていただきながら、積極的な活動がなされるように推進してまいりたいなと思います。

また、イベントの開催が定着してきているところもあります。春と秋の感謝祭であったり、あと何周年記念という行事であったり、そのほかにも魚釣り大会とか魚のつかみ取り大会なども、事業者の提案で今年度も出されてきておりますので、それらのイベントの周知なども、今も行っておりますが、商工観光課のインスタグラムであるとか、そういうところでも積極的に発信しながら、道の駅の魅力について発信してまいりたいと思いますので、そういう活動が道の駅エリア全体の中で企画なされて、定期的にこういう事業が行われていくことを期待しているところでございます。

すみません。あと、また期待している事業の一つとして、道の駅エリアは、先ほど私が申し上げました直販機能のある施設とコンビニ機能のある施設を併せ持った事業者が受託候補者として上がっているわけなんですけれども、その事業者受託候補者は、今現在、道の駅エリアから対岸につながるつり橋を再度、建設するというような意思の下で、県からの許可を得て、この受託事業者、民間事業者が対岸のほうに渡れるようにする計画を練っております。対岸のほうには、対岸に広がる山々への散策の道であるとか、そういうところも歩けるように以前はなっておりましたので、そのようなことが復活できれば、隣の鳴子峡さんも秋の紅葉は大変きれいなんですけれども、その紅葉の中にずっとどっとどまりながら歩けるような魅力的なエリアの開発にもつながってくるのではないかなというところにも期待しているところでございます。

2 番 今のお話がありました、紅葉というところで、私も瀬見の紅葉、本当にきれ
栗 林 いたと思います。隣の鳴子峡も本当に人気があって、たくさんの方が訪れますが、鳴子にもぜひ、最上町にもぜひ、紅葉というところをポイントに見ていただきたいなというのは強く感じているところです。

ナショナルジオグラフィックでしたか、それに行くべき場所ということで、日本で唯一山形県が載ったということで、本当にこれは絶好のチャンスだと私は感じています。そこにももちろん、多分、瀬見と鳴子の紅葉というところもあると思いますが、この道の駅エリアの紅葉というのの宣伝といいますか、すごくきれいなんだというところをもっとアピールしてもいいのかなと毎年思っております。いろいろ観光協会さんですとか、町自体でそういったアピールはしていると思いますが、道の駅としての、道の駅に来るとこんな紅葉が見られるんだというアピールをぜひお願いしたいポイントだと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長兼
エネルギー
産業推進
室長兼
産業振興
センター長

議員から、より多くの方々に最上町の紅葉の魅力を知っていただくためにも、瀬見の道の駅エリアの紅葉が素晴らしいということで、より多く発信していけるような機会をとというようなご質問と承りました。

現在も、新聞広告であるとか雑誌の広告とかに載せたりしています。また、町の商工観光課、町のホームページ、インスタグラム等にも紹介しながら、ぜひ見頃ですよというようなことのお知らせはしていますが、それがなかなか広まっていないという原因には、やはり広告も小さい広告しか載せられないような状況もあったり、山形新聞一面で載せるなんていうことも、ちょっと今のところも考えられないところもございますので、やはりインスタグラム等への登録者とか、そこからアクセスしていただいて、再度リツイートしていただくような流れをつくっていかねばならないと考えております。

そうした場合に、やはり影響力のある方から最上町のことを知っていただいて、そこにアクセスしていただくようなツールが必要になってくるのかなとか、そういうルートが必要になってくるのかなと現在、考えておまして、ぜひ来年度の予算の中では、そういう情報発信に関する部分の強化に関する部門に力点を置いた観光振興の予算を置きたいなども考えているところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 番 私からは、町の観光の中で、観光協会があつた施設に入つてゐるわけですよ。尾形 というのが、やっぱりあそこに行くまでの経緯が、私も携わつておりましたので、建物の角のほうにも観光協会という看板が私にはまだ見えないんですけども、観光協会は中に入つていかないと、なかなか話が通らないような現状があります。というのが、観光協会が前の町内の向町地区にあつたときの観光協会の話もありまして、やはりなかなか観光協会がどこにあるか分からないという、以前にそういう話もありました。

そこで、見える観光協会ということで目指してほしいということでありまして、今回の道の駅、オープンしてからたちますけれども、その施設の中に観光協会があるわけですが、駐車場に入つたときに、やはりここにも観光協会があるね、何かあるかなとということで興味を示してもらうための一つの目印でないのかなと思ひますけれども、私だけが看板が見えないのか、ちょっとその辺、今の現状をお知らせください。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長兼
エネルギー

議員のご質問を受けるまでに、観光協会の看板についてということで意識して見たことはございませんでした。大変失礼いたしました。

観光協会にも確認いたしますが、どのような協会の周知を、協会を知っていただくために、どのようなことが必要で、どのような対応がなされているか、再度確認していきたく思ひます。

産業推進室長兼産業振興センター長　そして、道の駅エリアに入ってくる際に、ここに観光協会があるよと分かることも大変重要なと捉えますので、その辺の対策等についても、今後進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3番尾形　今の課長のほうから調査をして早急にという話がありました。
私、以前にも看板の話をしたことがあります。というのが、あそこの建物に関して、設置できるかできないか調査しますということで、私のほうに話があったので、ちょっと気になっていたものですから、建物に何か別のやつの看板はあるようですけども、だから、その辺の本当、最上町に来て、観光案内所、中に入って見渡さないと中が見づらいというのが現実ですので、早急に私は町の顔としてあそこに看板をやっぱりしてもらいたい。再度、お伺いします。

産業振興管理監　議員が以前、そのまま要望も含めて話をしたというようなことについては、私の失念だと感じております。大変失礼いたしました。

兼商工観光課長兼エネルギー産業推進室長兼産業振興センター長　前担当からも丁寧に引継ぎを受けている中ですので、私の指示がそれ以降、行っていないことだと反省しております。

このようなことがないよう、今後、気をつけてまいりますので、看板の件については、調査しますと申し上げたということですので、そのことについてはしっかり調査して、できるかできないかも含めて議員に報告できるようにしたいと考えます。よろしくお願いいたします。

5番菅　今、道の駅のことについて、いろいろ大変議論になっていると思いますけれども、私からは道の駅、大変官民一体となってやっている道の駅、コンパクトで大変いい道の駅だなどと思っていますけれども、話合い、結構そういったことで官と民と、あとそこで四季香ですか、そういったところの話合いをどのように持っているのかお聞きしたいと思います。

産業振興管理監　議員のご質問にお答えさせていただきます。

道の駅の魅力をアップしていくための話合いとしては、道の駅エリア運営協議会というものをつくっております。受託者と道の駅エリアに集う四季香さんという産直施設と、あとはヤナ茶屋さん、あとはローソンさんと、あと町役場が入った中で運営協議会をつくって、その運営協議会の中で道の駅をより多くの方に知っていただくためのイベント企画であるとか、あとその企画の運営であるとかを行っております。そのエリア協議会の方々からそれぞれスタッフを派遣していただいた中で、いろんな催しをしている状況です。

センター長　　また、それらの催しの状況の振り返りとともに、道の駅の利用状況等の報告がなされた中で、今後、伸ばしていくためにはどうするかというようなお話しとかもしていただいているところでございますので、より活性化させていくためにも、このエリア運営協議会のほうの議論の活性化が求められているというような状況でございます。

5　　番　　定期的な会合とか、毎月1回とか、そういったことはないのでしょうか。
　　菅

産業振興　　失礼いたしました。運営協議会、基本的には月1回開催するというようなこと
管理監　　で、話を進めていただいているところでございます。

兼商工観光
課長兼
エネルギー
産業推進
室長兼
産業振興
センター長

議　　長　　ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議　　長　　質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議　　長　　討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議　　長　　挙手全員であります。
したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第50号 最上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の設定についてを議題とします。
町長に提出理由の説明を求めます。

町 長 議案第50号 最上町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の設定についてご提案を申し上げます。
本条例の設定につきましては、児童福祉法の改正により、生後6か月から満
3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てる家庭が、月一定時間までの利
用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制
度となる乳児等通園支援事業を令和8年度から全国の自治体で実施することとな
ったことによって、その事業を実施するに当たって、設備や運営に関する基準に
ついて国が定める基準を基に条例で定める必要があることから、当該条例を新た
に設定することを提案するものであります。
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

8 番 山 崎 こちら、3ページの中段、2番、第8条の2のところに、乳児等通園支援事業
者という文があるんですけども、この誰でも通園制度が施行されることによ
って、通園バスを一時的にでも利用できるのかをまずお伺いいたします。

こども支援 山崎議員からは、第8条に関しまして、この乳児等通園支援事業を実施した場
課 長 兼 合の通園バスの件でご質問を頂戴いたしました。

こども家庭 センター長 今回、この上程しましたこの条例につきましては、町内における公立の施設だ
けではない様々な事業所でこういった乳児等通園支援事業をする際の設定とい
いますか、設備とか運営に関する基準を定める条例でございます。当町におい
ては、現在、公立のほか保育所等の幼児施設を運営している事業所はないわけ
でございますので、当町に限っては、町の公立の施設でこの事業を実施するとい
うような考えでいるところです。

その中で通園バス等についてはどうかというところでございますけれども、現
在、支援センターを利用している際の一時預かり事業につきましては、通園バス
等の事業のほうは実施しておりません。

この乳児等通園支援の事業につきましても、来年度から施行されるわけです
が、現在、支援センターのひまわりで行っている一時預かり事業の別の事業とし
て実施することを想定しておりますので、今のところ通園バス等については事業
の考えを持っておりませんので、利用する方、保護者の送迎によって利用してい

ただきたいと考えておるところですので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第51号 最上町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提出理由の説明を求めます。

町 長 議案第51号 最上町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

去る8月7日、人事院より民間給与調査実施の結果、民間給与水準が国家公務員給与水準を上回っていることから、月例給及び一時金等の引上げの勧告がなされました。

また、10月8日には、山形県人事委員会からも県内民間企業調査の結果、県職員の月例給及び一時金等の引上げの勧告がなされたところであります。

これにより、国及び県の勧告に基づき、最上町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があることから、提案するものであります。

具体例には、月例給を県人事委員会勧告に基づき、初任給を高校卒業程度で1万2,300円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての職務の級の給料月額を引き上げるものであります。

一時金についても、人事院勧告に基づき、0.05月を加算をし、4.65月として、国と同様に支給金額を引き上げるものであります。

人員院及び人事委員会による勧告制度は、民間のように労使交渉で給与を決めることのできない公務員について、その代償措置として行われるものであり、必要な事項を定める必要があるため、提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第52号 最上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提出理由の説明を求めます。

町 長 議案第52号 最上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。
本議案につきましては、最上町特別職の給与等に関する条例の一部を改正する必要があることから、提案するものであります。
改正の内容につきましては、期末手当支給される特別職の期末手当支給月数に0.05月を加算をし、3.25月とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

9 番 先ほどの51号でお尋ねしてもよろしかったんですけども、経済が動き出し
佐 澤 たんでしょね。ですから、格差が生まれたというようなことで、県の人事委員
会でもそういうような意味で、こちらのほうにも給料のアップにつながる数字に
なったというようなことなんでしょうけれども、最上町の中ではどうなのか。町
民の方々の給与と、それからここで働く職員の給与というのは、格差というはど
ういうふうに捉えているのかお尋ねしたいと思います。

副 町 長 それでは、お答えさせていただきます。
数字をつかんだ町内のそういった給与、賃金の実態と我が町の職員の比較とい
うは行っておりません。

これについては、もともと国家公務員も含めて公務員のほうには労働三権とい
う中で、争議権ができないとか、いろいろ労働条件、それが規制されて、その代
償措置として人事院、県においては県人事委員会という、その中の比較に基づい
てやっているというようなことでございます。

長年、我が町としましても、そういったものを参酌しながら、国で、政府のほ
うで国家公務員のほうはそれを内閣を通った、法改正した、県のほうも県議会を
通ったということを見定めながら、このような形でできてきているわけございま
す。

以前から、佐澤議員が言ったような町内の賃金の実態はどうかという、以
前からそういった投げかけもあって、その状況は非常に分かるんですが、私ども
としては、1つはそういったルールを、そこを一番見据えながらしていくとい
うことと、この件は今度、一方では各自治体の職員の新たな採用の奪い合いとい
うのがありますが、どちらも応募が少ないというところで、彼ら、彼女たちはそう
いった賃金状況も見て応募してくるという状況、ございます。一方でそういった
ことのアンテナも見据えながら、適切に処理していかなきゃならないというよ
うなことで、今の現状に至っているところでございます。

9 番 人事委員会の調べているところ、恐らく大都市、そういった部分のところであ
佐 澤 って、この地方、田舎に来れば来るほど、こういった自治体というのは疲弊して
いるのではないのかなというふうに思います。

昨日の一般質問の中で、4番、佐藤議員がもう質問が、財政に関する質問があ
りました。そういったことの中でのこの人事院勧告でありますけれども、常々頑

張っておられる職員に対しては、それは認めますけれども、どうなのでしょう。私どものような特別職のほうでこういったことがあるというのは、本当に今、この時代、この環境の中で本当に妥当なのかというふうなところには疑問を持ちますけれども、そういったことは、副町長、どういうふうに感じておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

副町長 先ほど一般職のほうのほうをご審議いただき、通していただいて本当にありがとうございました。

今回は特別職ということでありまして、ちょっと振り返りますと、1年前、ちょっと昨年と同様の人事委員のやつで、特別職も一時金のアップということで提案させていただいたところなんですけど、皆さんのご審議にもよりまして、提案はさせていただきましたが、特に昨年は災害があった。そういった災害の中で、特別職がそういうことはいかななものかというような議論を、採決について、前回はそれは見送りとなったところでございます。

今回につきましては、同じような国のほうの対応もありまして、提案者側としては、それを重視しながら、やっぱり提案しなければこれは議論もできないだろうと思っています。

ただ、1年前と違うのは、災害の直近で、あれから1年たったということで、今回もほかに倣うというとあまりいい意味じゃないかもしれませんが、提案させていただいたという次第でございます。ご理解いただければと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手多数であります。
したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
ここで13時まで休憩をします。

休 憩 12時03分
再 開 13時02分

議 長 それでは、休憩前に復し会議を再開します。

議 長 日程第9 議案第53号 最上町予約制乗合バスの運行に関する条例の一部を
改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第53号 最上町予約制乗合バスの運行に関する条例の一部を改正する条
例の制定についてご提案を申し上げます。

予約制乗合バスにつきましては、令和3年度から本格運行を開始をし、これまで運行を継続する中で、利用者の皆様から様々な課題や要望をいただいております。こうした中、運転手不足が深刻化しており、業務の効率化を一層進めていく必要があります。

現在、利用している方々の利便性を損なわないことを最優先としつつ、ダイヤ改正やエリア再編に向けて検討を進めております。その過程において、条例により運行区域を固定的に規定していることが、利用者本位の柔軟な運行を妨げていることが判明しました。つきましては、条例で規定している運行区域を見直すため、今回の改正案を提案するものであります。

主な改正内容といたしましては、12月1日から実証実験を行っておる最上町版の公共ライドシェア、あるタクの運行区域に合わせて運行区域を町内全域とし、運行に当たってのエリア設定は規則に応じ定めることとするものであります。

今後のダイヤ改正及びエリア再編に当たっては、これまで同様、町民の皆様をはじめ議員の皆様からご意見を伺いながら、最上町地域公共交通会議での議論を踏まえ、着実に進めてまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありますか。

6 番 乗合バス、結構活用されている方もいらっしゃると思います。

須 貝　　そこで、ちょっとお伺いしたいんですけども、今までのちょっと実績と今後、これの運行区間を変えて、どれだけの利用者の増進を考えているかというところをちょっとお伺いいたします。

総務企画課 長　　ただいま須貝議員からは、今、運行しております乗合バス、デマンドバスにつきましてのご質問をいただきました。

現在の状況につきましては、7月にエリアのほうを12から25に変更、拡大をしております、そのおかげで、やはり当然ながら利用者のほうは、倍にはいきませんが、確実に増えております、利便性が向上しているなというふう実感しておるところでございます。

特に、新たに追加された施設につきましても、先月の11月の利用状況などをお伺いしますと、その部分がやはり軒並み増えている状況でございます。やはり病院へ行って、その帰りのいろいろな利用であったり、または直接であったりというところで、本当に以前よりはエリアを変えて、またはランドマーク的な場所も増やせたことによって利用向上しているというふう理解しているところでございますので、このたびのエリアを全域としながら、さらに今、試験運行しておりますライドシェアと合わせ、さらなる利用が推進されるんだろうというふう感じているところでございます。

2 番 栗 林　　この件につきまして、11月27日に資料を頂き、説明をお聞きしたところでした。それで、利用者の少ない日ですとか、例えば利用者の数の多い少ない、いろいろな状況を見て、エリアの再編、それからダイヤの改正等をこれから行うという説明だったと思います。

私から、ちょっとお願いしたいというか、お聞きしたいことなんですけれども、このたび地域交通り・デザイン推進事業において、いろいろ様々な検討がなされて、ライドシェアの試験運用等も始まっております。これには大変、私も期待しております。

ただ、住民の、特に高齢者の皆様に今度、こういうサービスが始まりますから、ぜひ使ってみたらどうですか、試験運用始まるみたいですからということでご紹介はしているんですけども、なかなか高齢者の方って新しいものを、システムが変わった、例えば時間、一つ変わっただけでもなかなか、それを理解するのに時間がかかってしまうというのが現状であるなというのは大変思っております。

そして、このレインボー号については、利用者が大変増えてきたというのは、安心してやっぱり使える状況が、この令和3年からでしたか、やっとこの頃落ち着いてきたのかなと思えるぐらい、やはり新しいものを使うということに対して高齢者の方がなかなか、本当に慣れるまで時間がかかるんだなというのをとって

も感じているところです。

このダイヤについては、例えば午後の便を増やしてほしいですとか、もう少したくさん便がないかとか、土日運行できないかとか、あと、例えば町外のお友達も乗りたいたいんだけどもどうかとか、本当に様々なご要望があって、それに一つひとつ町が対応できないというのは私も理解しております。

その中で、いろんな検討を今後もして、先日頂いた資料によりますと、年明けの2月に地域交通会議が予定されているということで、さらに細かいダイヤ等の調節等もされるのかなと思いますが、現時点で結構ですが、この間の説明の中で、前の便の時間が思うように取れなくて、次の便の時間割まで少し影響を及ぼすような乗り降りに時間がかかるのか、それともルートの関係なのかで、1便目の運行が終わって、2便目の時間に少し影響を及ぼすようなダイヤがあるというふうなご説明があったと思います。今、分かる範囲で結構なんですけれども、さらにそのバス自体の台数を増やす、そういったもっと本数を多くする、少しの変更ではなくて、もう少しレインボー号の台数自体を増やすみたいな予定はあるかどうか、お伺いします。

総務企画課 企画長 ただいま栗林議員のほうからは、今、運行しておりますレインボー号の件につきましてご質問いただいております。

やはりいろいろ検討させて、実績なども踏まえていろいろ検討しておるわけでございますけれども、バスの台数をもう一台増やせないかというような質問をいただきました。

1台、本当に各エリアごとにバスを配置できれば本当にいいんでしょうが、やはり東エリア、特に西エリアにつきましては現状のままでいくんですけれども、どうしても人口的に少ないエリア、集落になりますと、やはりそこにつきましては近隣のエリアと合体したり、やっぱり統合したりというところが出てきます。そういったところで、経費の部分もございまして、何とか調整をしたいというのが本音でございます。増やすというよりは、この運行の利用が少ないところは少ないなりにと言ったら失礼に当たりますけれども、調整をしていただいて、何とか多いところに回せばというふうなところが最優先させてしまっているという現状かなというふうに思っています。

ですので、今のところもう一台増やしてというところではなくて、何とかエリアを編成をうまく調整しながら、あとは時間も調整しながら、現在ある台数で賅っていきたいというのが現状の考えでおります。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 暫時休憩します。

休 憩 13時12分
再 開 13時15分

議 長 休憩前に復し会議を再開します。

2 番 先ほどの質問では、バスの台数を増やして、エリアの拡大、さらにダイヤの改
栗 林 正の方向等の検討はどうかという意味合いで質問させていただきました。

それから、ダイヤとかエリアの件なんですけれども、先ほど言ったあるタク、ライドシェアの、大変便利だと思うんですけれども、1つ、やはりこの予約制乗合バスを使う方にとって割と近隣なんだけれども、どうしても自分で移動できないから、タクシーのほうにライドシェアを使うという方はいいんですけれども、やはり定額で乗れるこの予約制乗合バス、レインボー号のほうの魅力というのは、やはり町中心部以外の少し距離のある方にとっては大変便利な交通である。

なので、私たちもやはり度々、時々そういったものを2,000円とか3,000円とか出して使うんならいいけれども、日々とか週何回の利用でやはり、なかなか2,000円、3,000円出すのは高齢者にとっては厳しいというふうなご意見もあって、やはりこのレインボー号の使い方といいますか、頼りにしている高齢者というのは大変多いんじゃないかなと思っております。その上で、この2月にまた交通会議あると思うんですが、そのときにぜひ、そういった面も考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務企画 ただいまのご質問にお答えします。

栗 林 長 やはり、まだ始まったところのライドシェアの実証実験でございますので、いろいろご意見もあろうかと思えます。議員がおっしゃられるとおり、2月には、そういった第3回目の地域交通会議も開催いたしますし、また1月には、区長会におきまして、今回の新春地域づくり懇談会を開催する予定なんです、その会場におきましても、このたびの地域交通についてを話題としながら、講演会、またはワークショップ等を開かせていただいて、実際の区長さん方からもご意見をいただいて、本当に便利のよいあるタクになるように努めてまいりたいと考えております。

やはり議員がおっしゃるとおり、一番は、レインボー号が主軸となりながら、それを補完する意味で今、あるタクのほう走っておりますので、お互いにこれ連携し合って、本当に町民の足となるように努めてまいりたいと考えております。次なる会では、そういったところも含めて、もう一度皆様からご意見をいただいて、4月1日に向け頑張ってもらいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 議案第54号 最上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第54号 最上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

本条例の制定につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律が施行された
ことに伴い、本条例について所要の改正を行う必要があるため、提案するもので
あります。

主な改正内容といたしましては、近年、保育所等における虐待等の不適切事案
が相次いで発生していることを受け、保育所等の職員による虐待への対応を強化
するため、児童養護施設等の職員による虐待の、同様に通報義務を創設する規定
が新たに設けられたため、関係規定の整備を図る必要があり、本条例の一部を改
正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 番 今、説明理由の中でちょっと初めて分かったなというところなんですが、虐待
宮 本 に対しての措置、通報義務ということで義務化されていくということなんです
が、現場としては具体的にどのようにそういった形、対応していくのか、ちょっ
とお聞きしたいなと思います。

こども支援 ただいま宮本議員から、今後の保育現場でのこの虐待通報の義務が備わった後
課 長 兼 の体制というところのご質問でございます。

こども家庭 現在、保育施設におきましては、こういった虐待の案件、決してあってはなら
センター長 ない事案だと思っておりますし、当町において、このような事案が発生したこ
とはこれまでもございませんし、今後もないと思っておるところでございますけれ
ども、今回児童福祉法の改正によって、全国的に今、不適切保育なんていうと
ころのニュース等々もかなり頻繁に流れている状況からの今回の改正というふう
に思っております。

今回、この改正に合わせまして、これまでも保育現場では、毎月定例的に園内
研修等々の実施をしております、情報の共有等も行っておるところです。そう
した研修の中でも、こういった虐待等に関する研修ですね、全職員で情報共有し
ながら、今後、こういった制度が変わって通報の義務が設けられたなんていうと
ころもアナウンスしながら、適切に取り組んでまいりたいと考えておりますの
で、よろしく願いいたします。

3 番 私からは、この今、保育所内での通報関係の話がありましたけれども、この文
尾 形 の中に、第16条の2号中に、栄養士の次に又は管理栄養士を加えるとあります
けれども、これは兼務できるのか、それとも新たに設けなければならない項目、
人員がそこに発生してくるのか、その辺、この内容をちょっとお伺いしたいと思
います。

こども支援 ただいま尾形議員からは、第16条関係の今回の改正の内容についてでござい
課 長 兼 ます。

こども家庭 この条例の第16条には、食事の提供に関する条項が定められている条項とな
センター長 っておりまして、施設で給食等、食事を出す際には栄養士を置く必要があるとい
うことがうたわれております。

今回の栄養士法の改正によりまして、食事を提供する場合、これまで栄養士の
配置を求めていたところでございますけれども、管理栄養士を配置した場合につ
いても同等の要件を満たすような形での法改正なされたというところで、栄養士
若しくは管理栄養士を置くことというような形での条例改正となっておりますの
で、よろしく願いいたします。

3 番 ということは、必ず置かなければならない、別に置かなければならないという
尾 形 ことでもないわけですよ、お伺いします。

こども支援 こちら、食事の提供でございますので、栄養士若しくは管理栄養士を置かなけ
課 長 兼 ればならないというような形での条例改正となっております。どちらかの資格が
こども家庭 あれば要件が備わるということになりますので、お願いいたします。
センター長

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 議案第55号 最上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第55号 最上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。
提案理由といたしましては、先ほど議案第54号で説明した内容と同様となり
ますが、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、保育所等の職員による
虐待に関する通報義務が新たに創設されたことに伴い、当町における放課後児童
健全育成事業の基準条例について所要の改正を行う必要があるため、提案するも

のであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 議案第56号 最上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第56号 最上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。
提案理由といたしましては、先ほど議案第54号並びに55号で説明した内容と同様となりますが、児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が新たに創設されたことに伴い、当町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準条例について、所要の改定を行うものであります。
よろしくをお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 議案第57号 最上町子ども・子育て会議の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第57号 最上町子ども・子育て会議の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。
本条例の制定は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係する条例の改正が必要となったため提案するものであり、改正内容といたしましては、子ども・子育て会議の設置並びに任務に関し委員をする条項の改正を行うものであります。
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 議案第58号 赤倉辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第58号 赤倉辺地に係る総合整備計画の策定についてご提案を申し上げます。
このたび、ご提案をいたします辺地総合整備計画につきましては、本町を代表する冬期間の観光レクリエーション施設である赤倉温泉スキー場のペアリフトの整備、更新に伴う整備事業として、令和7年度に整備を行うものであります。
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項において、辺地債による公共的な設備を整備する際は、あらかじめ議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならない旨が規定されていることから、議会の議決を求めるものであります。
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 番 本 今回の答弁で、この計画書の中で、整備を必要とする事情で、特に電動機について整備推奨時期を超過とあり、万が一故障発生した場合、大幅な工期と多大な費用が見込まれるため、設備の今回更新ということで有利な普通交付税の参入、8割ですか、されるこの辺地債を適用することになったと思うんですが、オーブ

ンに近い、このぎりぎりのタイミングということが少し、やはり気になります。この部分、もう少し、例えば9月定例会とかでこの辺地債の部分で計上できなかったのか、その部分、ちょっと対策として、もう少し早くタイミングとしてはできなかったのかなというところをちょっと確認したいなと思います。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長兼
エネルギー
産業推進
室長兼
産業振興
センター長

失礼しました。予算の当初予算で取得している部分と、あと補正予算で取得している部分と合わせた中で動くような形で毎年、スキー場の修繕計画が進められてきています。そうした中で、9月補正のときも大規模な修繕が必要だというようなことで計画を載せさせていただいておりました。

この辺地計画の変更の手續等、例年12月の議会等で行いながら、起債関係の整理をしていると私どものほうでは承知していたところでしたので、この時期での議会への上程というような形に至ったところであります。

1 番
宮 本

タイミングとしてできなかったのかと、もう少し、例えば早く、そういったことでできたのかというのはちょっと分からなかったので、その点、もう一回ちょっとお聞きしたいなと思います。

すみません。あわせて、これから様々、スキー場も含めですが、大規模な更新計画の部分というのは、順調に更新のほうはできているのかというところもちょっと併せて確認したいと思います。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長兼
エネルギー
産業推進
室長兼
産業振興
センター長

スキー場の大規模修繕に係るところについては、索道の運行の規定上、この機械は何年ごとと決まっている設備の点検、修繕が求められる事項がございますので、それにのっとって行わせていただいているところでございます。

あと、辺地の計画については、計画をつくってくださっている部署もあるんですけども、辺地計画の更新は1年ごとになっているのが現状のようなので、1年ごとのこの区切りの12月定例議会におかけして変更していったという流れと承っております。

3 番
尾 形

私もこの辺地という言葉で総合整備計画ということでもあります。そして、この計画説明資料の中に、スキー場のペアリフト整備501万3,000円ですか、それで、この要綱を見ますと、施設の概要ということで書かれています。下のほうにいくと、スキー場のペアリフトについて、平成15年の整備から数年が経過してということで、それで、もう少し下にいくと、今シーズンのオープン日

までにリフトの整備を完了させ、スキー場利用者の安全を確保することを目的とするという項目が書かれていますけれども、これから大丈夫なんでしょうか、もう行っているのでしょうか、その辺お伺いしたいと思います。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長兼
エネルギー
産業推進
室長兼
産業振興
センター長

この計画に載せている事項については、整備費全てを該当させていくというようなどころではなくて、整備を進めている中で、該当させられる部分を該当していくということで捉えています。整備事業そのものについては、もう秋の時点から、9月の補正を取らせていただいた時点から徐々に整備を進めてきておりますので、12月20日のオープンまでには、しっかり間に合うように整備していきたいと思っています。

2 番
栗 林

総合整備ということなんで、多分現状のまましっかり運転できるような整備というふうに思うんですが、リフト、営業の問題になるとちょっとは違うかもしれませんが、上り線だけの利用のための整備ということだと思いますが、県内の蔵王だったと思うんですが、下り線の利用を何か始めるようなニュースもお聞きしています。こういった、もしそういうふうな、今年は多分このまま上り線だけの利用の整備ということになってくると思うんですが、もし観光目的で、例えば下り線の利用なども今後、検討に入れた整備というのはあるのでしょうか、お伺いします。

産業振興
管理監
兼商工観光
課長兼
エネルギー
産業推進
室長兼
産業振興
センター長

このたびの辺地債の活用に関しては、この部分は該当しておりませんので、今、計画をつくろうかとしているような段階でございますので、その答弁は後日、いろいろできる機会があればやっていきたいと思っています。

議 長 ほかには質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 議案第59号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第59号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします規約の一部変更につきましては、最上広域市町村圏事務組合における新消防庁舎の移転並びに共同処理を行う事務の一部を廃止するとともに、組合事務所の位置を変更するものであります。

なお、規約の変更につきましては、その手続上において、最上広域市町村圏事務組合の構成員である8市町村の議会にて可決されることが前提となっております。その上で、最上広域市町村圏事務組合が県の許認可の申請を行うこととしております。

つきましては、地方自治法第290条の規定により、規約の一部を変更して、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16 議案第60号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第60号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更についてご提案を申し上げます。

最上圏域下水道共同管理協議会につきましては、平成12年4月に鮭川村を除く最上7市町村が一体となって、各終末処理場の共同管理を目的に設立した協議会であります。協議会では、基本目的の下、水質試験や処理場の保守点検、運転操作の監視業務を共同化をし、最上地域の一帯的な下水道整備の促進と維持管理費の抑制を目指して、運営をしているところであります。

このたび提案いたします規約の一部変更につきましては、規約第19条の別表において、新庄市と6町村の負担割合を処理施設能力に応じて定めておりますが、令和2年度の規約変更から5年が経過する中で、全ての市町村が下水道事業計画の変更を行い処理施設能力を見直した結果、新庄市と6町村の現行負担割合60%対40%を66%対34%に変更することで協議が調ったことから、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩をします。
14時ちょうどに開会します。

休 憩 13時48分
再 開 14時02分

議 長 休憩前に復し会議を再開します。

議 長 日程第17 議案第61号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第61号 令和7年度最上町一般会計補正予算（第6号）についてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億5,838万2,000円を追加をし、総額を73億7,269万2,000円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番 4点ほど質問させていただきます。
山 崎 10ページ、歳入の下のほう、物品売払収入35万の内容、その下の一般寄附金200万の内容。

続きまして、18ページ、総務費、総務管理費の真ん中、若者定住環境モデルタウン木質バイオマスイエネ事業の増額の部分、特に地域熱供給設備燃料費挙がっていますが、こちら、補正でも毎回かからないんですけれども、よく挙がっている項目なんです、こちら、燃料代について住民の方で利用料頂いてという形だと思わないんですが、ここ、上がった分は利用料に反映されるのかどうかをお聞きしたいです。

最後、22ページ、民生費上段、身体障がい者等支援事業の部分、様々挙がっておりますが、こちらの内容について教えていただければと思います。

総務企画 ただいま山崎議員からは、4つ質問をいただきました。
課 長 最初の1点目、2点目につきまして、私のほうから報告させていただければと思います。

10ページの物品売払収入につきましては、35万円とあります。こちらは、町の公車2台ありまして、不要になった公車のほうを売払いした金額となっております。

続きまして、寄附の部分の200万円ですが、こちらにつきましては、育英基金というふうなことで善意のある方より200万円ほど、毎年度頂いている部分の200万円となっております。

私のほうからは以上になります。

産業振興 山崎議員のモデルタウンの、主に燃料費等が上がっていることを踏まえての所
管理監 見を聞かれたところでございます。

兼商工観光 モデルタウンの燃料費については、木質チップと木質ペレット、あとまきを使
課 長 兼 って複合的に運営している中で、どうしてもこれから冬場になっていくと燃焼性
エネルギー が求められるということで、ペレットの使用が伸びてきているというような状況
産業推進 です。伸びてくるんですが、予算どおりにいけばよかったですけれども、やはり
室 長 兼 はこちらも物価高騰の影響もあり、燃料費をもう少しかけていかないと、あそこ
産業振興 この施設群の熱源の維持が難しくなっているというような状況により、ここに記載
センター長 されている燃料費相当を補正させていただきたいというような内容でございます。

この上昇分を利用料に反映させていくかということについてでございますが、実は昨年度来、その議論がなされてきていた中で今年4月1日から燃料費を

上げさせていただいた状況がございます。国の物価高騰対策としても、各事業所の支援がある中で公共的な施設の運営のところにそれを充てていくかということもあるんですけども、それを充てずに利用者の皆様から徴収するかというような議論もあると思うんですが、まず昨年上げたばかりの中で今年今すぐ、また来年度4月から上げるというような議論までにはちょっとなかなか難しいかなというところもあり、今年度から来年度にかけてはどうするかということもまだ検討している状況でございます。

ただ、このままどんどん高騰が続いていく中で、モデルタウンの利用料については、一般家庭での灯油消費額相当分について徴収していくというような方針の中で料金を設定させていただいている中で、やっぱり灯油の料金等が上がっていくことと連動させていくべきだというような議論のほうが先に立っていますので、今期4月から来期4月に向けての灯油の上昇率がさほどないようであれば、上げるわけにもいかないのかなということが今、担当部署の中では話、なされているような状況でございます。

健康福祉課長 山崎議員4点目のご質問にお答えいたします。

身体障がい者等支援事業費ということで、こちらの全体の中でということですが、今回新たに挙げさせていただきましたのが成年後見制度の利用支援事業申立手数料ということで、実際に成年後見制度を利用される方が出まして、その方の申立手数料のほうを挙げさせていただいております。それに伴いまして、成年後見制度の利用支援事業扶助費というところを新たに増額させて挙げさせていただいております。

その下の障がい者等の給付費の部分に関しましては、障がい者の方々の介護等の給付費のほうで実績が挙がってきたということでの補正予算となっております。よろしく願いいたします。

8番 山崎 では、一番最初の質問の物品売払収入の公用車2台ということで、こちら、どのような手段で売払を行ったのかを教えてくださいたいのと、バイオマスエネルギー事業の部分に関してはなかなか判断が難しいところだとは思いますが、また灯油の価格の部分、ガソリンの暫定税率の廃止は灯油の部分は含まれないので、ここのところもしかしたら下がらない、上がっていくのかなというところも感じますので、そこに見合った部分で町の負担もできるだけかからないような形で進めていただければと思います。

最後の身体障がい者等の支援事業、関連してなんですけど、やはり以前から申し上げている補装具の部分、やはり年々値上がりして、物価高騰の部分で補助金は頂いてはいると思うんですが、やはり負担その実費の部分もかかっているところもありますので、引き続き、そういった物価高騰の部分も鑑みながら、この

給付費のほうを決めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

総務企画課 課長 それでは、私からは最初の1問目のほうにお答えいたします。
この物品売払いにつきましても公売をするわけですが、このたび、あまりにも古い車両でございましたので値段がつかず、最初に最低見積りを出した段階の事業者に取り取っていただいた形を取らせていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

健康福祉課 課長 補装具について再度のご質問をいただきました。
現在、県内のほうの補装具のほう、支給されているところとの差額としては大きくないような形で県内全体との足並みをそろえながら、支給を行っているところであります。
また、この中で、大きな動き等を見ながら、やはり物価高騰というのは大きな打撃を受けるものだと考えておりますので、近隣の市町村等の足並みを見ながら、また検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

1 番 宮本 私も3点ほど確認させていただきたいと思うんですが、12ページのあの雑入の2節の公有建物災害共済金211万3,000円、これ雑入として入っていますが、これの内容。
あと、2点目としては、22ページの民生費の中のウエルネスプラザ運営費の施設燃料代、先ほども施設燃料の話ありましたが、957万3,000円と、これちょっと大きい額かなと思っておりますが、この部分の説明。
あと、3点目が44ページの教育費の西公園施設運営費の中にある維持修繕費125万9,000円のこの内容。
それぞれ、まずお示してください。

総務企画課 課長 宮本議員の1点目のご質問にお答えします。
12ページの雑入の2番目に当たります公有建物災害共済金の部分についてお答えいたします。
合計で211万3,000円とありますが、2点ございまして、1つ目が昨年災害に遭いました道の駅の共済金になります。もう一点、セミナーハウスの火災の部分での共済金となります。金額にしまして内訳といたしましては、道の駅が81万1,000円、セミナーハウスが130万1,000円となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

健康福祉課 課長 宮本議員からご質問をいただきました施設燃料費についてですが、こちらのほう、やはり重油の高騰が続いておるといふ状況で計上のほうをさせていただいて

いる部分になっています。病院のほうと合わせて計上させていただきながら、こちらのほう、案分されているところでのこの額となっております。

教育文化 3点目のご質問にお答えさせていただきます。
課 長 西公園の施設運営費の維持修繕費でございますけれども、温水プールの源泉の配管の、源泉をくみ上げてプール施設に送る途中の配管で漏水が発生をいたしまして、そちらの修繕に48万8,400円ほどかかっております。

あと、もう一つが温水プールの循環ポンプ、こちらもちょっと30年以上使用して故障したということで、交換、修繕のほうを行わせていただくものでございます。これが77万円ということで、足し合わせまして125万9,000円の計上をさせていただいております。よろしくお願いたします。

1 番 2点目、3点目の部分、連動してくるかなと思うんですが、やっぱり施設の老
宮 本 朽化の部分、2点目の部分に関しては、施設の老朽化の部分もちょっと影響しているんじゃないかなと感じるんですが、やはり効率的にそういったものができてなくなってしまっていて、熱供給の部分で重油が少し、もしかしたら今までよりもだんだん上がってきてしまって、使う量というか、そういったところもなっているのかなと思います。

3点目に関しても、温水プールに関しては、やはり施設自体も本当に古く老朽化しているので、なかなかそういったところが出てきて、度々こうやって修繕をして休館するということが出てきてしまっていると思うんですが、更新の公共施設の部分も本当に適正に、これから様々な有利な財源なんかも使いながら、9月の定例会ですかね、たしか副町長のほうからも、ウエルネスプラザ、あそこの施設の在り方、施設の形もこれからは少し考えていかないといけないという話もされておりました。

西公園のプールの部分も、長年懸案だったボイラーというか、ポンプの部分とかやったんですが、やはりなかなか配管の見えない部分、そういったところがやっぱり修繕というのがこれからも多分どんどん起きてしまう。こういったところ、長期的なやはり更新、新しく建て替える、これはもちろん既存、ほかの施設の部分と合わせながらだとは思いますが、この部分、やはりもう少しスピード感を持って進めていかなきゃいけないなと思うんですが、その点、大きいちょっと話になってしまうんですが、公共施設の部分に関してちょっと考えをお聞きしたいなと思います。いかがでしょうか。

副 町 長 おっしゃるとおりですね。老朽化と言うと、何かのたいとか建物自体というふうにはなるんですが、特に設備の老朽化というのが非常に結構大きくて、側よりもそちらのほうに先にやられているということで、そちらを更新とすると、莫

大なお金がかかるというような状況になります。

特に、9月の決算のときには申し上げたように、病院に関しては、病院の規模もさることながら、そういった設備面からも踏まえた、あそこの規模をどういうふうにしていくかということで今、きちんとした調整というか、研究会議も立ち上げながら、今、進めようとしているところであります。

ただ、1つだけ蛇足になりますが、ウエルネスタウンという、もう30年以上前に先輩方が立ち上げてくれたあのすばらしい施設ではありますが、その形、スタイルにいつまでもこだわっていると、なかなか次の一歩が出てこないということで、そういった悩ましい面もありますので、この辺は開設者の町長、それから院長等も含めながら進めていきたいと思ひますし、特にエネルギー関係、バイオマスエネルギーの在り方も含めて、これは早々にスピード感を持って対応していきたいなというように思っております。

1 番 これから施設の部分に関して、本当に大変なこの更新時期も迫ってきていると
宮 本 思います。これ、本当に様々な検討しながら、まちづくりの部分も都市計画、そ
ういったところも鑑みながら、慎重につくっていただきたいと思ひます。

ちょっと次、話変わっちゃうんですが、物価高騰対策給付事業、この部分、すみません、ページ数が18ページの物価高騰対策支援給付事業1,213万3,000円が減額となっています。この部分は、減額になった分、そのほかの部分の事業に割り当てられなかったのかということ、この対象の事業だったので、多分そういったことで実績分に応じて今回の減額なのかなとは思いますが、その確認と、改めて、やはり他自治体では今、国のほうで今後、物価高騰に対しての重点支援金というものを審議されて話しされているという中で、自治体では、もう先駆けて自分たちのほうで様々な、そういう物価高騰に対する事業を行っているところもあります。

当然、それは各自治体の判断で、町のほうでも色々話をされていながら、この国の重点支援金のところも見据えながら多分今、考えて検討されていると思うんですが、私たちは町民の方からも、やはり少しちょっと町のほうで独自に支援というのはもっとできないのかといつも言われるところもありますし、ただ、町としても慎重に、そこはやはり貴重な財源の部分はどうやって生かしたお金にして、なおかつこの困っている方にこうやって使ってもらおうかということを考えながら、慎重に多分動いていただいているとは思いますが、今回、今後の重点支援金の部分も含め、今、町のほうで様々な、各課横断的に話しながら今後の支援体制というのを考えていると思うんですが、その部分、ちょっとお話を聞きたいと思ひます。

政策調整 ただいま宮本議員より物価高騰対策の部分について、まず1点目の部分について

主 幹 兼 てお答えさせていただきたいと思います。
危機管理 まず、議員おっしゃられるとおり、今回の補正につきましては、実績に応じて
主 幹 の補正ということで計上させていただいております。

実績といたしましては、この内容といたしまして給付費、これ2種類ございまして、不足額給付1と呼ばれるものと2と呼ばれるものあるんですが、それぞれについて実績のほうをご説明させていただきたいと思います。

まず、1のほうなんです、人数といたしましては850人、金額といたしましては2,620万円となっております。

続きまして、不足額給付2の実績についてになりますが、人数といたしまして232人、金額といたしまして862万円と、合計といたしまして人数が1,082人、金額の合計といたしまして3,482万円となっております。よろしく願いいたします。

総務企画 続きまして、私のほうから宮本議員の2点目の質問にお答えさせていただき
課 長 ばと思います。

やはり今日の報道のニュースなんかを拝見いたしますと、間もなく来週には国の予算が決定されるんだろうというふうな流れになっているようでございます。今ある我々に来ている情報からすれば、やはり今回の国の補正につきましては、2兆円規模というふうなことで、すばらしく大規模な補正になっております。昨年もこの時期にてこのような補正予算があったわけですが、その倍近い予算となっております、実際の我々にどれだけの配分がなされるのかというのがまだ来ていない状況でございます。

しかしながら、準備はしてくださいというふうな国からのお話は来ておりますので、我々の中でも、どういう方向性を出すかというところを検討し始めているところでございます。ただ、何せ金額とかがまだつかめないところもありますので、まずは昨年ベースでどういったことができるかというところを検討させていただいております。

特に、今回の大型補正の特徴といたしましては、食料品への物価高騰対策ということで、別枠で4,000億円用意されているというようなこともございます。それが今、いろいろな報道にあるとおり、お米券というところになってくるのかというふうに理解しておりますが、先に我々のほうではお米券についての発表なされましたけれども、お米も買えるような商品券などが町民の皆さんに用意されればいいのかというふうに考えておりますので、まだ決定ではございませんが、そういった町の地元の地域券がありますので、そういったところを活用しながら、誰もが商品を買えるような形の商品券的のところを今のところ検討しているということになります。金額感であったり規模感は、まだ決定はしてありませんが、そういう流れで、それに代わるような商品券的のところを今、検

討させているというようなことになります。

あと、事業者向け、低所得者向けの物価高騰に対しましては、まだ検討中というようなことで、今後、これも急がなきゃならない事項であります。早くとも今年、年内中には方向性を出していきたいと考えております。月末の定例の政策推進会議の中におきまして、各課からいろいろな提案をいただいて全体像をまとめていきたいと考えております。

いずれにしても、スピード感が求められる事業でございますので、早急に取りかかって、町としての方針を固めていきたいと思っておりますので、いましばらくご理解をお願いしたいなというふうに思います。

以上になります。

5 番 28ページ、汎用コンバイン借上げがマイナスとなっております。稲作の作付が増えて、そばの作付が減ったのか、それとも今年、熊の話もあったんですけども、イノシシの被害も相当あった、そんな感じがしますけれども、そのあたりのこと、1つ。

あと、続きまして、その下の牧草地の事業ありますけれども、これも昨年、いろいろ天候のせいでもかなり苦情のほうがあったような気がしますけれども、今年はどうだったのか、そのあたり。

あと、その下の中山間の交付金ありますけれども、これも面積が増えたのか、それとも地区が増えたのか、あと、これからそういった該当される地区がどのくらいあるのか、まだ申請していない部分が何地区かあるのか、この辺、よろしくお願いします。

農 林 振 興 ただいま菅議員からは3点の質問があったかと思えます。

課 長 兼 1つ目の汎用コンバインの借上料につきましては、今年、新たにリースで1台
農業委員会 導入しまして、その月額料金が当初予定したよりも入札のより下がったというこ
事 務 局 長 とで、その差額分の減額となっております。

あと、草地の乾燥につきましては、今年は高温少雨ということで、逆に今度は乾燥し過ぎて、刈っているそばからも草が乾いてしまったということで、本来であれば二、三日かけて乾かすところが、もう刈っているそばから乾燥して、もう本当に水分が抜けてしまうということで、そこら辺がちょっと苦労した点ということです。乾燥、ラップ丸めるわけですけども、思った以上にやっぱり水分がないので、重量も若干足りない部分も出てきたということで、今年は天気がよ過ぎて、乾燥し過ぎたという部分がありました。

あと、中山間等直接支払制度につきましてはですけども、こちらのほうは、増額分は新規で出てきた地区があったということなんですけれども、取り組み集落数につきましては、昨年と変わらず17地区となっております。今回、令和7年

度から新しくまた5年間、始まったわけですが、令和6年までやっておった一協定をやめました。新たに令和7年度から新しく始めたところが一協定ありまして、プラス・マイナス・ゼロで17地区となっております。

中山間につきましては、まだ取り組んでいない地区もあるんですが、やはりこの地区の合意形成がなかなか図られなくて、どうやってこの地区の農地を守っていくんだというところからやっぱり話が始まりますので、やはり山間に近い集落ほどなかなか取り組めないのかなと思ってございます。

以上です。

4 番 ちよつと確認させていただきたいと思います。
佐藤（正） ページ、32ページの赤倉温泉スキー場運営費の中で、1番の会計年度任用職員の報酬とあります。417万1,000円、それと、その下の11の登記手数料と、この2点についての詳細、教えていただきたいと思います。

産業振興 会計年度任用職員の報酬の増額分については、もう来ている給与改定等を反映
管理監 させている部分があり、その部分での増額になっています。

兼商工観光 あと、登記手数料については、赤倉温泉スキー場にあるふるせ山小屋という物
課長兼 件がございます。その物件を町有の施設として迎え入れるために、所有権を移し
エネルギー ていくために必要な表題登記の手数料の想定しています。

産業推進
室長兼
産業振興
センター長

8 番 すみません。もう一点だけ質問させてください。
山 崎 38ページ、下のほう、スクールバスの燃料・修理費と、40ページの真ん中
辺りの中学校のほうのスクールバス燃料費、修理費。

以前も質問させていただいていたんですが、かなり古いバスが今、スクールバスとして使われておりまして、今年だけで何回か、同じバスが故障したんじゃないかなとちょっと予想されています。ちょっと、その大きさの規模が今後、少子化になっていく中で必要なのかも含めて、これだけ頻繁に壊れるのであれば、やはり思い切ってもう少し状態のいい中古でもいいと思うんですが、買換えなどのご検討はされないのかどうか、お伺いいたします。

教育文化 ただいま山崎議員のほうからは、小学校・中学校費のスクールバスの燃料と修
課 繕費というところで、燃料費の部分と修繕費の部分が合算になった計上となっておりますが、今後のスクールバスの更新の見込みについてのご質問頂戴いたしま

した。

スクールバスの更新につきましては、前回もお話しさせていただきましたが、小学校の再編に伴って、赤倉小、富沢小が統合したときに走っているバスが、購入をしたというのが今、新しいバスになっておりまして、それ以前のバスはなかなか更新できない状況となっております。次に更新をする際には、やはりこの財源のほうも補助金なども検討しながら、バスの適正な規模ですね、今29人乗りが一番多いバスになっておりますが、やはり15人乗りのバス、そうしたところも検討の視野には入ってくるのではないかと考えております。そうしたところも見ながら、また運行ルートも検討しながら更新について進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 議案第62号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第62号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,

662万4,000円を追加をし、総額を9億6,812万4,000円とする
ものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、
よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19 議案第63号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補
正予算(第3号)についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第63号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第
3号)についてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ
14万7,000円を追加をし、総額を1億4,277万5,000円とするも
のであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、
よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20 議案第64号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号) についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第64号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)に
ついてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ
7,067万2,000円を追加をし、総額を13億342万6,000円とする
ものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、
よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21 議案第65号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第65号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算(第3号)についてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ2,498万8,000円を追加をし、総額を11億9,848万円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第22 議案第66号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第66号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ341万8,000円を追加をし、総額を3億5,532万2,000円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

3 番 尾形 この支出の項目で、5ページの修繕費170万、施設設備修繕費とありますがその内容、また、この修繕においてサービス低下にならないのか、その辺もお伺いしたいと思います。

ウエルネス プラザ総括 管理監兼 最上病院 事務長兼 介護老人 保健施設 事務長兼 認知症対応
ただいまの尾形議員のご質問にお答えします。
施設整備費、修繕費として、やすらぎに係る部分なんですけれども、170万円ほど計上させていただきました。
その内容につきましては、施設内の雨漏りしている箇所が3か所、事務室と、あとデイルームのトイレと、あと個室ですね、この3か所で雨漏りがしているということで、その部分の修繕になります。現在、ちょっと雨が降った際、バケツを置いたりして対応している状況ですので、これは早急に、これ以上ひどくならないうちにぜひ修繕したいと思っております。利用者の方にもちょっと不便をおかけしている部分、特にデイルームですね、雨漏りしているという

型共同生活 ことで利用者の方に不便をおかけしている部分ありますんで、その辺もちょっと
介護施設 早急に対応していきたいと考えております。
事務長

3 番 今、課長のほうから屋根雨漏りがあるという話、ありました。
尾 形 過去に病院に行った方が雨漏りのところに足を踏み込んで滑らして転んだとい
う、町立病院でもありましたよね。そういうふうな、早急に、これからでなく
て、やっぱりそれは前からあったと思うんです。ここ、例えば1週間以内にあっ
たとかという問題では私はないと思います。雨漏りに関しては、今までもバケツ
で対応しているというのもあったと思いますけれども、やはりそこに入っている
施設の皆さん、また職員でも、そういう場面で足を滑らせるという可能性もあり
ますので、本当に早急にやっぱり修理するべきであると思いますが、本当に願
いします。いかがでしょうか。

ウエルネス 全く尾形議員のおっしゃるとおりでありまして、利用者の方をはじめ、やはり
プラザ総括 職員の安全面ということも考えれば、これは早急に対応する必要がありますの
管理監兼 で、ぜひ、その辺はもう、なるべく早く修繕のほうを行いたいと思いますんで、
最上病院 よろしく願いいたします。
事務長兼
介護老人
保健施設
事務長兼
認知症対応
型共同生活
介護施設
事務長

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第23 議案第67号 令和7年度最上町水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第67号 令和7年度最上町水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ1,134万9,000円を追加をし、総額を2億4,980万7,000円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

8 番 4ページ、修繕費、漏水及び施設修繕費160万と、その下、電気料
山 崎 940万、この内容、理由などをまず教えてください。

建設水道 ただいまの山崎議員のご質問にお答えします。
課 長 ページ、4ページ、漏水及び施設修繕費でございますが、こちらにつきましては立小路の浄水場になりますけれども、8月の落雷によりまして施設のほうが被災してしまったというところで、そちらの修繕を行うものになってございます。
補足ですけれども、上の雑収入70万円ございますが、こちらが建物共済の起債に関する部分の歳入になってございます。
続いて、7番の動力費、電気料になりますけれども、こちらについては高騰している電気料の値上げ分というか、そちらの施設に係る電気料の不足分を今回、計上させていただいたところです。よろしく願いいたします。

8 番 内容、理解しました。
山 崎 電気料、もちろん値上げしているところでこうなっている、ただ、ここまで上がるものなのかなというところもちょっと疑問だったんですが、仕方のないところなのかなとは思いますが、昨年、水道料の値上げの計画が出ておりました、災害によって延期になっておりますが、こちらの部分、いつの時点から開始するのか、決まっているところがありましたら教えてください。

建設水道 引き続き、今、水道料の改定についてのご質問でございますけれども、議員皆様方には、前に経営戦略のほうをご説明させていただきながら、今後の水道経営の部分についてご理解いただいたと思っておりますが、水道料金の改定につきましては現在、水道料金改定に向けた今、検証を行っておりますけれども、今後、その水道料金の改定に合わせて審議会等を開いて、皆様のご意見をいただきながら進めていきたいと考えてございます。

料金改定の時期については、審議会の中で納得がいく議論がなされれば来年の秋口になるのか、ちょっとはっきり言えないですけれども、すぐすぐ4月からというところは考えてございませんので、審議会の進捗状況によって少しずれ込むかと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番 今の質問の電気料の部分に関してなんですが、以前もちょっと同じような質問
宮 本 をしてしまったんですが、今の考え聞きたいんですが、電気料のこの部分を少しでも、これから将来的に抑えていくためにということもやはり考えていかなきゃいけないところで、こういったところを、例えばですよ、本当に素人の考えですが、自家消費でやはり太陽光とか、そういったものを設置しながら、少しでも電力を軽減させていく、そういったこの取り組み、エネルギーの部分なんかも今、いろいろ様々な小水力の部分であったり、動きがありますので、その辺はエネルギーの部分とかと連携しながら、今検討されているところあるのかなというところをちょっとお聞きしたいなと思います。

建設水道 ただいまの宮本議員のご質問にお答えします。
課 長 電気料、たしかに年々高騰しつつ、施設運営についても電気料が大変大きくなってきているなどは実感しているところでございます。水道施設に限らず、下水道もそうなんですが、今現在進んでいるところでは、下水道の処理施設のほうで商工観光課さんのエネルギー部門と調整をしつつ、あちらに太陽光のほうの施設を整備するような考えではございます。

ただ、水道施設となりますと、点在もしておりますし、敷地もないというところでは、そういった太陽光の整備もなかなか難しいというところがありますので、ほかにそのエネルギーを獲得するような何か施策があれば、今後前向きに検

討していきたいと思しますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第24 議案第68号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正
予算(第3号)についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第68号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算(第
3号)についてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ
134万5,000円を追加をし、総額を1,652万9,000円とするもの
であります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、
よろしくお願ひをいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 番 私もちよつと維持修繕費の話ばかりになってしまうんですが、維持修繕費、こ

宮 本 こでも60万5,000円挙がっております。これの内容。
今年度、せみの湯については、設備不良のために6月、7月、11月と休館するということがありました。その都度対応され、また再開されておりますが、今後運営する中で、これらの故障というか、設備不良の部分は問題なく、今後は運営できるということなんでしょうか、ちょっと確認させていただきたいなと思います。

総務企画課 長 ただいまの宮本議員のご質問にお答えしたいと思います。
まず最初に、この修繕費に関わるところですけれども、60万5,000円の部分ですが、このたびの修繕の内容につきましては、せみの湯の建物の中の湯気が抜けるところがあるんですけれども、換気の部分ですが、換気の部分の天井の部分のところに腐食が生じまして、その部分が木が脱落することがありました。その影響をもって、11月のほうは一時休館させていただいたこともありました。そういったところの修繕をすべく、このたびの予算となっております。
2点目のご質問に関しましては、当然いろいろな修繕が出てくるわけですが、利用者が不便を来すことのないように、その都度点検をしながら、修繕もしてまいりたいと思います。
また、今後につきましては、一度修繕が繰り返し行われている状況もございますので、今後の大きな修繕が必要かどうかも含め、またポンプの性能なども含め、今後予定されるであろう修繕のほうもまとめていきたいなというふうに考えております。いろいろ経年劣化で壊れている部分が見え始めてきている時期にも来ておりますので、総合的に今後、予測するべきところを改めて計画的に今後の修繕計画に載せながら、皆さんの本当によりどころとなっている瀬見温泉でもございますので、支障の来さないように修繕のほうを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

8 番 山 崎 すみません。関連した質問になってしまう、この内容には関係ないんですけれども、ちょっと利用者のほうから、入浴料を買う自販機で小銭しか利用できないので、お札しか持っていなかった場合に、わざわざ自動販売機で飲物を買ってその小銭で入浴されて、不便だという声を聞いております。お札が使えるような券売機、または両替機の設置などをすることで利用者の利便性が高まっていくと思うんですけれども、このあたり、ご検討いただけないでしょうか。

総務企画課 長 ただいま山崎議員からは、当施設の利用料金の両替についてお話をいただきました。この問題につきましては、以前からもお話を承っておる件でございます。ただ、両替機を置く置かないにつきましては、いろいろ議論をしております。こちらについて、本当に両替機を置いて解決するものなのか、そもそもの入り口

をどうするものなのかといったところまで踏み込んだ検討が必要かというふうに理解しておりますので、併せて再検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 挙手全員であります。
したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第25 議案第69号 令和7年度最上町下水道事業特別会計補正予算
(第2号) についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第69号 令和7年度最上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につ
いてご提案を申し上げます。
ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支
出予算にそれぞれ189万9,000円を追加をし、総額を2億6,899万
8,000円とするものであります。
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、
よろしくお願いいたします。

議 長 質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し の 声)

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(な し の 声)

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。
本案を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 起立全員であります。
したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休 憩 15時04分
再 開 15時04分

議 長 再開をします。

閉 会

議 長 これで本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。
よって、令和7年12月最上町議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 15時05分

上記会議録は、書記の記載したものであるが、その内容において正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員